

横浜市

保土ヶ谷区バリアフリー基本構想

星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺地区

平成31年（2019年）3月

目 次

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 1 バリアフリー基本構想の策定にあたって | 1 |
| (1) 基本構想策定の経緯と目的 | 1 |
| (2) 基本構想の位置づけ | 2 |
| (3) 基本構想の見直しと新たな地区における策定 | 3 |
| (4) バリアフリー法について | 4 |
| ア 市町村による基本構想の作成 | 4 |
| イ 基本構想に基づく事業の実施 | 5 |
| (5) 対象者の特性と配慮すべき事項 | 6 |
| (6) バリアフリー基本構想の検討体制 | 11 |
| ア 検討体制 | 11 |
| イ 保土ヶ谷区部会の参加団体 | 12 |
| ウ バリアフリー基本構想検討の流れ | 14 |
| 2 星川駅、天王町駅、保土ヶ谷駅周辺地区の概況 | 15 |
| (1) 位置及び特性 | 15 |
| (2) 人口 | 16 |
| (3) 障害者数 | 19 |
| (4) 公共交通機関 | 20 |
| ア 鉄道 | 20 |
| イ バス | 28 |
| (5) 施設の分布状況 | 30 |
| (6) 上位・関連計画等と基本構想の位置づけ | 36 |
| 3 重点整備地区の設定 | 37 |
| (1) 生活関連施設の選定 | 37 |
| (2) 生活関連経路の選定 | 37 |
| (3) 重点整備地区の範囲設定 | 37 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 4 重点整備地区におけるバリアフリーに関する主な課題 | 42 |
| (1) 星川駅周辺地区におけるまちあるき点検と情報募集の概要 | 42 |
| (2) 天王町駅周辺地区におけるまちあるき点検と情報募集の概要 | 44 |
| (3) 保土ヶ谷駅周辺地区におけるまちあるき点検と情報募集の概要 | 46 |
| 5 重点整備地区におけるバリアフリー化に向けた事業 | 48 |
| (1) 事業の基本的な考え方 | 48 |
| ア 鉄道駅・バス等のバリアフリー化 | 48 |
| イ 道路等のバリアフリー化 | 49 |
| ウ 交通安全施設等のバリアフリー化 | 51 |
| エ 建築物(生活関連施設)のバリアフリー化 | 51 |
| オ 都市公園のバリアフリー化 | 51 |
| (2) 特定事業及びその他の事業 | 53 |
| ア 星川駅周辺 | 58 |
| イ 天王町駅周辺 | 64 |
| ウ 保土ヶ谷駅周辺 | 69 |
| (3) その他配慮を要する事項 | 75 |
| ア 連続立体交差事業との連携 | 75 |
| イ 建築物のバリアフリー | 75 |
| ウ 保土ヶ谷駅東口交通広場付近のバリアフリー | 75 |
| (4) 星川駅周辺地区バリアフリー基本構想の事業の取扱い | 76 |
| ア 本基本構想の特定事業に引き継ぐ事業 | 76 |
| イ 特定事業等に位置付けない事業 | 77 |
| 6 基本構想策定後の事業推進にあたって | 78 |
| (1) 特定事業の実施について | 78 |
| (2) 事業の進捗管理及び事業の評価について | 78 |
| (3) 進捗状況及び事業内容の広報について | 78 |
| (4) 事業の見直しについて | 79 |
| (5) 心のバリアフリーについて | 79 |

(資料編)

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1 まちあるき点検ワークショップ | 1 |
| (1) まちあるき点検ワークショップの開催概要 | 1 |
| ア 開催概要 | 1 |
| イ まちあるき点検 | 1 |
| ウ ワークショップ | 7 |
| (2) まちあるき点検結果の概要 | 8 |
| ア 星川駅周辺地区 | 9 |
| イ 天王町駅周辺地区 | 11 |
| ウ 保土ヶ谷駅周辺地区 | 14 |
| (3) ワークショップのまとめ | 18 |
| ア 星川駅周辺地区 | 18 |
| イ 天王町駅周辺地区 | 18 |
| ウ 保土ヶ谷駅周辺地区 | 19 |
| 2 バリアフリーに関する情報募集 | 20 |
| (1) バリアフリーに関する情報募集の実施概要 | 20 |
| ア 募集期間 | 20 |
| イ 募集方法 | 20 |
| (2) バリアフリーに関する情報募集結果概要 | 23 |
| ア 星川駅周辺地区 | 23 |
| イ 天王町駅周辺地区 | 28 |
| ウ 保土ヶ谷駅周辺地区 | 32 |
| 3 地区の課題と特定事業への位置付けについて | 39 |

1 バリアフリー基本構想の策定にあたって

（1）基本構想策定の経緯と目的

横浜市では、すべての人の基本的人権が尊重され、安心して生活し、自らの意志で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるため、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取組を進めている。

各区の拠点駅周辺においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づきバリアフリー基本構想制度を活用し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進している。

保土ヶ谷区では、平成22年度（2010年度）に「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきた。

この基本構想の策定から約8年を経て、これまでの成果と実績に基づく更なるバリアフリー環境の構築に向けた基本構想の見直しと、天王町駅、保土ヶ谷駅周辺地区のバリアフリー化への展開も含めた新たな基本構想の検討を進めることとした。

(2) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「横浜市福祉のまちづくり条例」といった、関連する法令や条例と整合を図った構想とする。

バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

平成 18 年（2006 年）12 月施行

平成 30 年（2018 年）11 月

（一部平成 31 年（2019 年）4 月）最新改正

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

横浜市福祉のまちづくり条例

平成 10 年（1998 年）1 月施行

平成 24 年（2012 年）12 月全部改正

福祉のまちづくりについて、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 14 条第 3 項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的とする。

根拠法

関連法令

保土ヶ谷区バリアフリー基本構想

星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺地区

【バリアフリー法第二十五条第一項】

市町村は、基本方針（移動円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動円滑化促進方針。以下同じ。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとする。

(3) 基本構想の見直しと新たな地区における策定

横浜市では平成16年度（2004年度）から各区1地区でのバリアフリー基本構想の策定を進め、平成29年（2017年）3月に全18区の策定が完了した。

平成30年度（2018年度）からは、行政区における基本構想策定として、戸塚区において基本構想の見直しが始まった。

保土ヶ谷区の基本構想はバリアフリー施策の継続的な発展（スパイラルアップ）を目指し、星川駅周辺地区において既に策定されている基本構想の見直しに加えて、天王町駅周辺地区及び保土ヶ谷駅周辺地区において新たに基本構想を策定するものである。

星川駅周辺地区では、バリアフリー化の進捗状況を確認し、地域の状況に対応して重点整備地区の範囲や一時保育実施保育所等の生活関連施設、生活関連経路、特定事業内容などを見直した。

天王町駅周辺地区及び保土ヶ谷駅周辺地区では、これまでの基本構想策定の流れに従い、重点整備地区や生活関連経路、生活関連施設、特定事業内容などを策定した。

3駅周辺地区の見直し及び策定では、地元意見の収集及びまちあるき点検・ワークショップを実施し、検討を進めた。

平成22年度（2010年度）に「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定した星川駅周辺地区では、短期的な目標及び今後機会を捉えて整備を検討するものとして位置付けた事業は概ね実施済みであるものの、一部の事業については、連続立体交差事業によって整備されるものや整備が進んでいないものもある。今後も機会を捉えて整備を進めていく。

(4) バリアフリー法について

ア 市町村による基本構想の作成

バリアフリー法では、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化の方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成するよう努めるものとする。基本構想の対象等は、以下の通りである。

- 対象者
高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者）、妊産婦、けが人など
- バリアフリー化を推進する地区
駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区
- バリアフリー化を推進する施設
公共交通機関（鉄道、バス、福祉タクシー等の旅客施設及び車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園
- ※ 新しく建設・改築する場合に適合義務がある。既存の施設等については、基準に適合するように努力義務が課される。

【用語の定義】

『重点整備地区』

地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区を「重点整備地区」とする。

重点整備地区的境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

『生活関連施設』

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」とする。

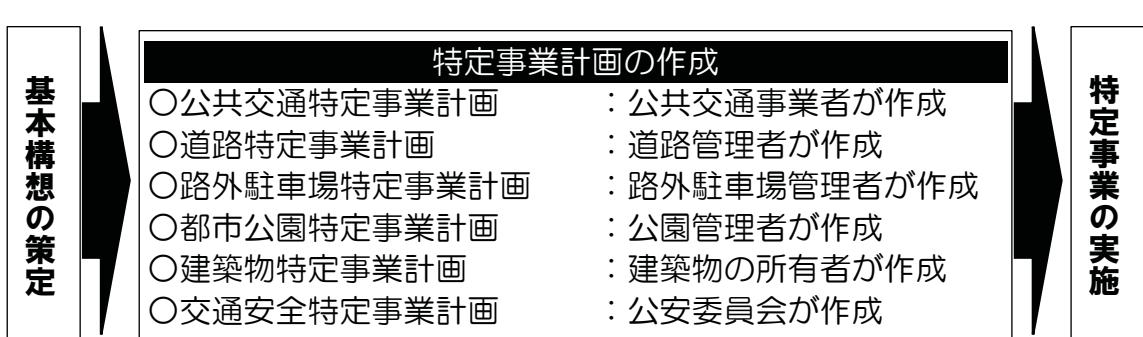
『生活関連経路』

生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」とする。

イ 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。

バリアフリー化の実施の流れ



◆ “バリアフリー化”とは何をするのか

施設や経路（道）を、だれもが困難や不便となるべく感じずに利用できるように、対策を考えていく。

例えば・・・

- ・歩道の平坦性の確保、勾配の改善
- ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- ・階段（段差）部分へのスロープまたはエレベーターの設置（段差の解消）
- ・よく利用する施設への案内・サインの充実
- ・トイレやエレベーター、エスカレーター、施設などの位置等を知らせる音声・音響案内の充実
- ・マナーの向上をよびかける広報、啓発活動の推進など

(5) 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者、精神障害者、発達障害者、妊産婦などが人を対象としている。

横浜市では、生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、高齢者や障害者だけでなく、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人にも配慮し、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指して、基本構想を策定する。

それら移動制約者に配慮すべき代表的な事項を表 1.1 に示す。バリアフリー化の整備等において、各事業者は、ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 1.1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

| 区分 | 対象者の特性と配慮すべき主な事項 |
|-----|---|
| 高齢者 | <ul style="list-style-type: none">・つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。・足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。・動作がゆっくりとなり、長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。・シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。・情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。・新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。・サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。・視認性に配慮した照明計画が必要である。 |

| 区分 | 対象者の特性と配慮すべき主な事項 |
|--------|--|
| 杖使用者 | <ul style="list-style-type: none"> ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・わずかな段の乗り越えが困難な場合があるとともに、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。 ・ベンチなど休憩できる場所を設けるよう配慮する。 ・いすから立ち上がる時のために、座面の下に足を引くスペースや肘掛けを設けるよう配慮する。 |
| 車いす使用者 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。 ・路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。 ・傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。 ・扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。 ・車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲が限られる場合があるため、設備機器類や案内サインなどの高さに配慮する。 ・カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも配慮する。 ・車いすから便座への移乗などを考慮し、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。 ・電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので配慮する。 |
| 上肢障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。 ・細かい繰り返し動作が困難であるので、操作方法等を単純にする。 ・少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに配慮する。 ・水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に配慮する。 ・棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに配慮する。 ・スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに配慮する。 |

| 区分 | 対象者の特性と配慮すべき主な事項 |
|-------|--|
| 視覚障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・白杖を使用しない場合など外見からは気づきにくいことがある。 ・視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。 ・白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。 ・日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に配慮する。 ・弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。色の組み合わせ等は、色覚障害者にも配慮する。 |
| 聴覚障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者は、通常、外見からわかりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 ・視覚による情報伝達は、人の行動に合わせ連続的に配置するよう配慮する。 ・緊急時等では、視覚によるほか、振動などにより伝達できるよう配慮し、緊急誘導などは連続的に行う。 ・視覚による情報伝達のための設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。 ・足音が聞こえないため、出会い頭に人と衝突しないように、階段の踊場など死角が生じる場所には鏡を設ける。 |
| 内部障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・内部障害者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 ・疲れやすい人が多いため、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。 ・腹部に人工的な排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）は、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。 ・ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。 |

| 区分 | 対象者の特性と配慮すべき主な事項 |
|--------------------------------|---|
| 知的障害者、 発達障害者、 高次脳機能障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。 ・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。 ・受付・案内などでは人的なサポートにも配慮する。 ・コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。 |
| 精神障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・リラックスできる環境づくりに配慮する。 ・休憩できる場所を設けるよう配慮する。 |
| 一時的な移動制約者 (妊産婦やけが人など) | <ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。 ・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに配慮する。 |
| 子ども連れ (乳幼児連れや ベビーカー使用など) | <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。 ・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。 ・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩・授乳スペースの設置に配慮する。 |
| 子ども | <ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。 ・安全に対する認識ができずに動き回るため、不用意な突起物、段などを設けないよう配慮する。 |
| 外国人 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国からの旅行者や、重い荷物を持った人が、一時的に施設を利用する際に、困難な場合があることも想定し、休憩スペースなどの設置に配慮する。 ・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供に配慮する。 |
| 補助犬使用者 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、出入口の幅員に配慮する。 ・補助犬の排泄スペース、休憩スペース等にも配慮する。 |

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
(横浜市健康福祉局、平成 25 年(2013 年) 10 月)
- ・みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック
(神奈川県保健福祉部、平成 22 年(2010 年) 3 月)
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
(国土交通省、平成 25 年(2013 年) 10 月)

(6) バリアフリー基本構想の検討体制

ア 検討体制

基本構想策定に際しては、高齢者・障害者等の移動や施設利用の実態を踏まえ、そのニーズに的確に対応した構想を作成することが求められる。また、バリアフリー化のための事業の実施主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの協力が必要となる。

これらを踏まえ、横浜市では、下記に示す体制で基本構想に係る事項の検討を行っており、本基本構想策定にあたっては、保土ヶ谷区部会を設置し検討を進めた。

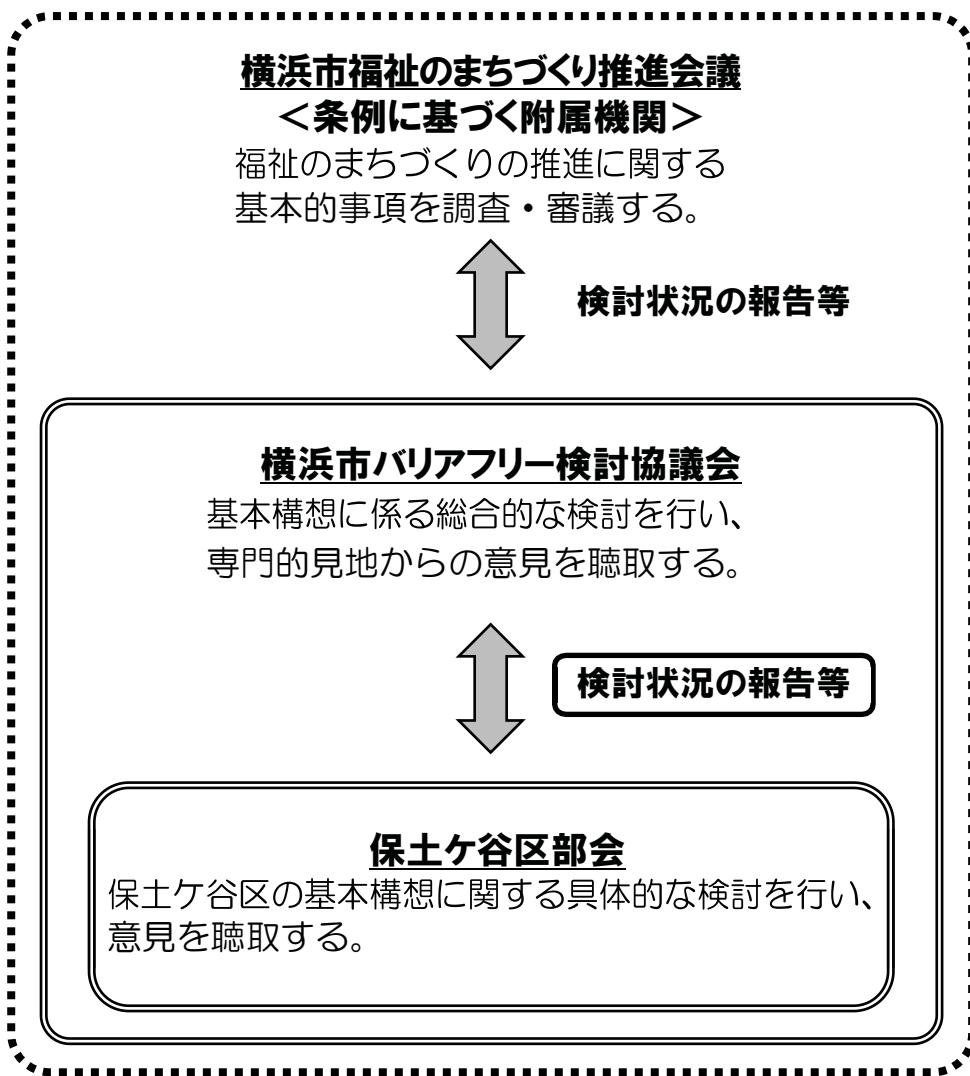


図 1.1 横浜市における基本構想の検討体制

イ 保土ヶ谷区部会の参加団体

表 1.2 保土ヶ谷区部会参加団体

| | |
|---------|---|
| 学識経験者 | 横浜国立大学 都市イノベーション研究院 |
| 福祉関係団体等 | 保土ヶ谷区社会福祉協議会 星川地域ケアプラザ 岩崎地域ケアプラザ 保土ヶ谷区地域自立支援協議会 保土ヶ谷区心身障害者・児団体協議会 保土ヶ谷区聴覚障害者協会 ほどがや地域活動ホーム ゆめ NPO法人中途障害者地域活動センター ほどがやカルガモの会 偕恵いわまワークス 障害者地域活動ホームほどがや希望の家 ブルーポケット 保土ヶ谷区地域子育て支援拠点 こっころ NPO法人ピアわらべ NPO法人ぎんがむら 一般社団法人保土ヶ谷区医師会 在宅医療相談室 特別養護老人ホーム太陽の國ほどがや |
| 地域代表 | 保土ヶ谷地区連合自治会 保土ヶ谷南部地区連合自治会 保土ヶ谷中地区連合自治会 保土ヶ谷東部地区連合自治会 岩井町原地区連合町内会 岩間地区連合町内会 中央地区連合町内会 |
| 事業者 | 相模鉄道株式会社経営管理部経営企画課 相模鉄道株式会社プロジェクト推進部建設第二課 星川・天王町駅付近連続立体交差工事事務所 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社総務部企画室 |

| | |
|-------|--------------------------|
| 行政関係者 | 神奈川県保土ヶ谷警察署交通課 |
| | 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所交通対策課 |
| | 横浜市道路局計画調整部事業推進課 |
| | 横浜市道路局道路部施設課 |
| | 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 |
| | 横浜市保土ヶ谷区福祉保健センター福祉保健課 |
| | 横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所 |
| 事務局 | 横浜市道路局計画調整部企画課 |
| | 横浜市保土ヶ谷区総務部区政推進課 |

ウ バリアフリー基本構想検討の流れ

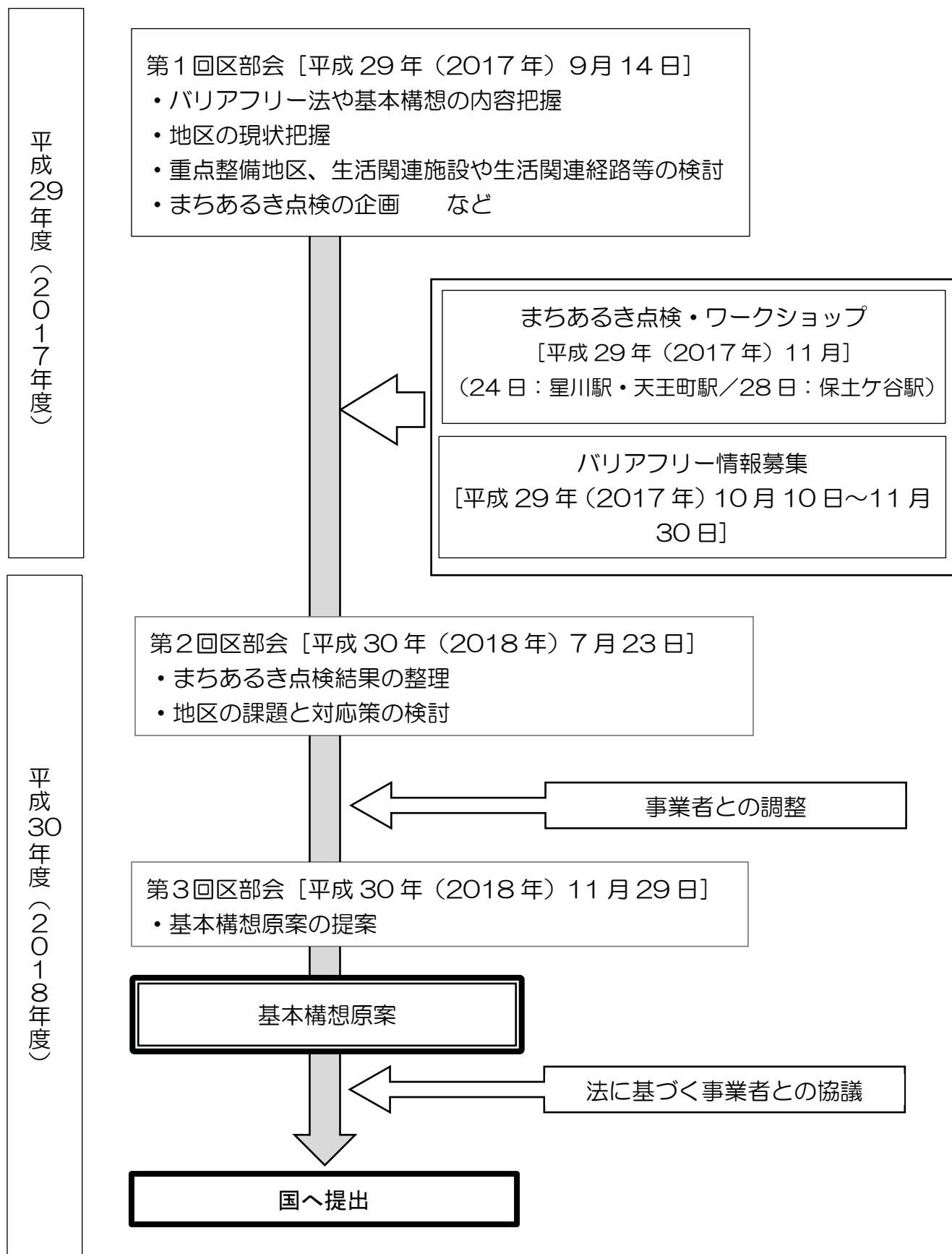


図 1.2 バリアフリー基本構想検討フロー

2 星川駅、天王町駅、保土ヶ谷駅周辺地区の概況

(1) 位置及び特性

保土ヶ谷区は、横浜市の中間に位置し、東西に 5.80km、南北に 7.4km ある。また、起伏に富んだ地形で山坂が多く、最高地は今井町で海拔 97.0m、最低地は天王町で海拔 0.1m となっている。

昭和 2 年（1927 年）の誕生後、編・分区を経て昭和 44 年（1969 年）に現在の保土ヶ谷区になり、面積は 21.8 平方キロメートルと横浜市では 11 番目の広さとなっている。

星川駅・天王町駅周辺では連続立体交差事業が進められており、今後の発展が期待される地区となっている。保土ヶ谷駅周辺は、西口東口ともに交通広場を有し、まちの玄関としての役割を担っている。



図 2.1 保土ヶ谷区の位置

(2) 人口

保土ヶ谷区の人口は、平成 29 年度（2017 年度）で 205,001 人であり、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 53,306 人、高齢化率は 26.0% となっている。人口は、ほぼ横ばいですが、高齢化率は平成 25 年度（2013 年度）の 24.3% から 1.7 ポイント上昇しており、ゆっくり高齢化が進行している。

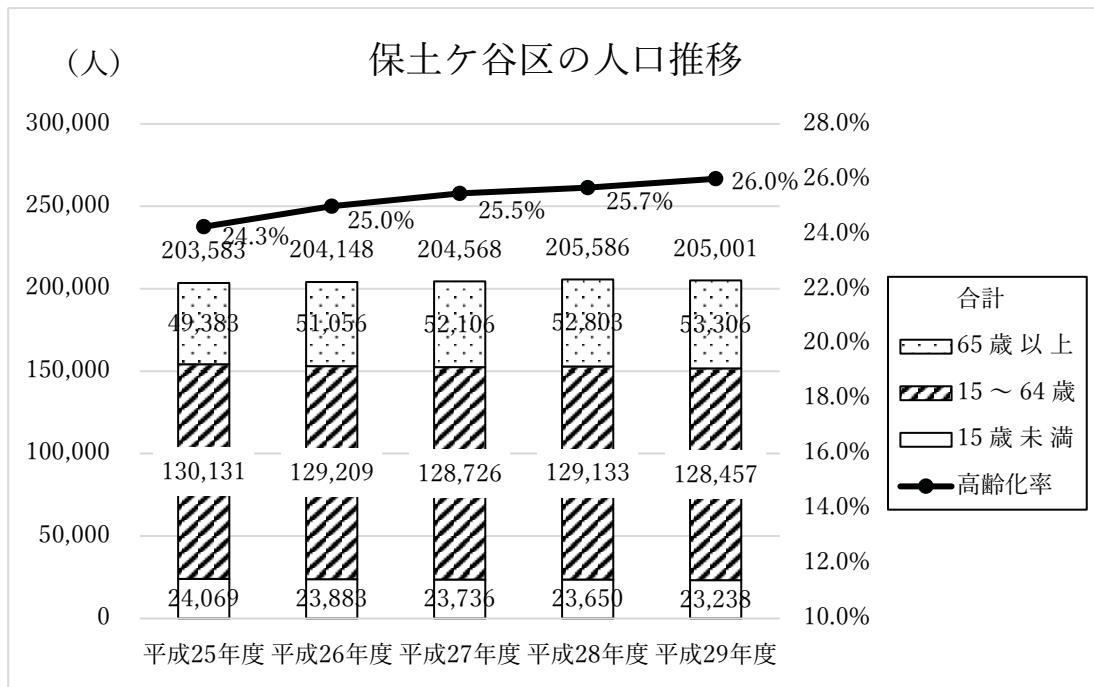
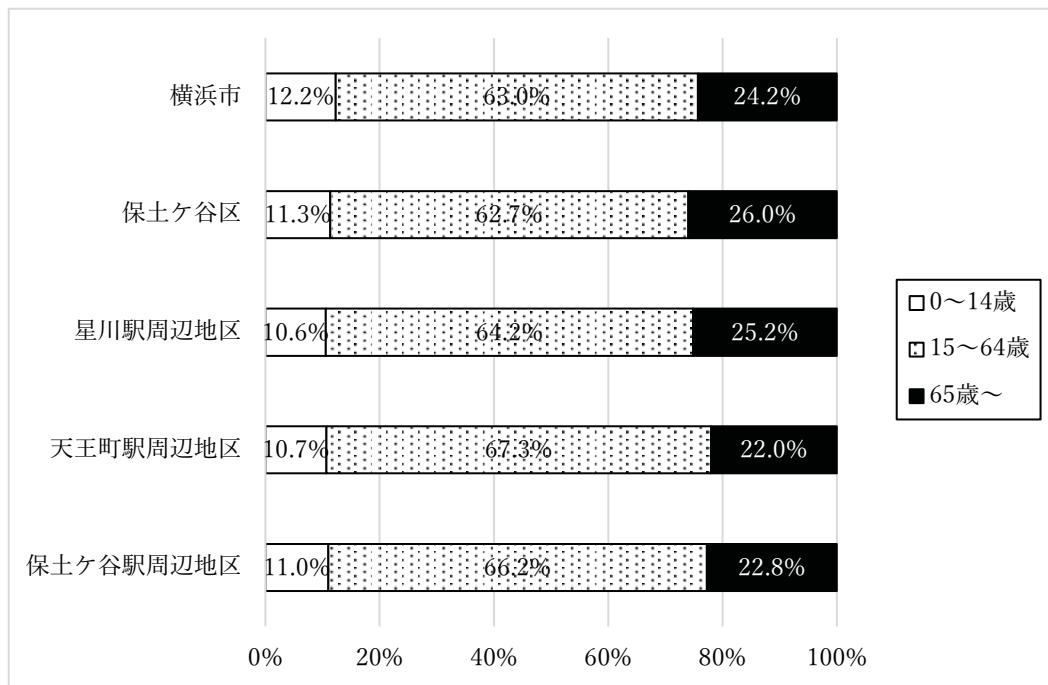


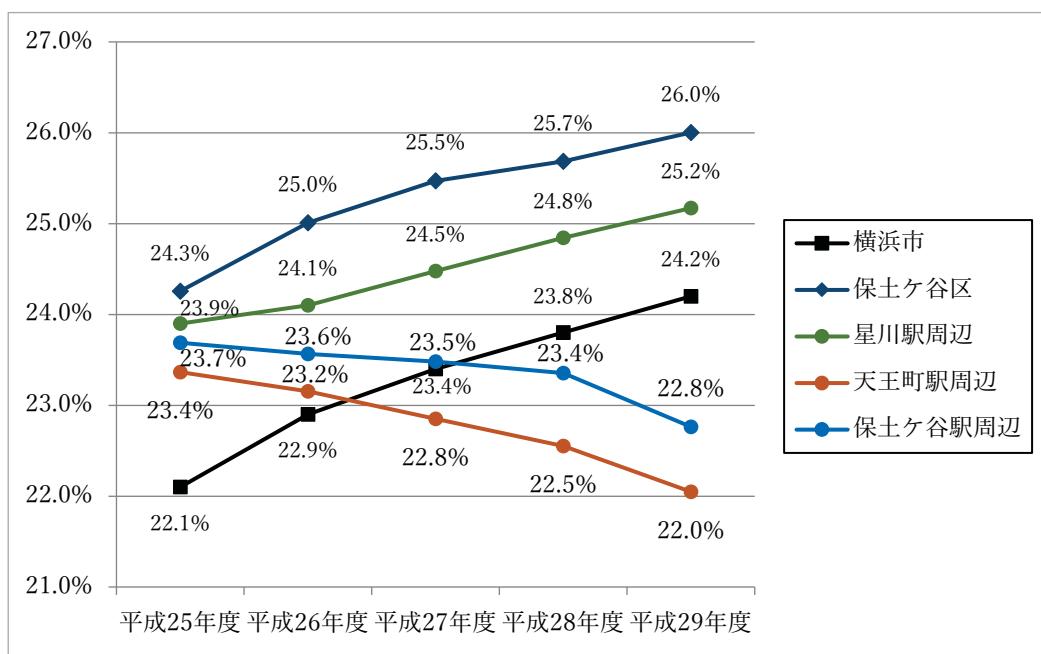
図 2.2 保土ヶ谷区の人口推移

平成 29 年度（2017 年度）における保土ヶ谷区全体の高齢化率は 26.0% と、横浜市全体の高齢化率よりもやや高くなっている。各駅周辺（駅から概ね 1 km 圏内）の高齢化率は、星川駅周辺地区は、増加傾向になっているが、天王町駅周辺地区と保土ヶ谷駅周辺地区は、減少傾向にある。天王町駅周辺地区は 22.0% となっており、同じ保土ヶ谷区内でも、星川駅周辺地区とでは、3.2 ポイントの差がある。



資料) 横浜市統計（横浜市は平成 30 年（2018 年）1 月 1 日、その他は平成 30 年（2018 年）3 月 31 日現在）

図 2.3 年齢別人口構成比



資料) 横浜市統計（横浜市は平成 30 年（2018 年）1 月 1 日、その他は平成 30 年（2018 年）3 月 31 日現在）

図 2.4 星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺地区の高齢化率の推移

なお、周辺地区とは、星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅のそれそれぞれを中心に概ね 1km の範囲としており、地区の人口は、その範囲に含まれる町丁目人口を合計した値になっている。

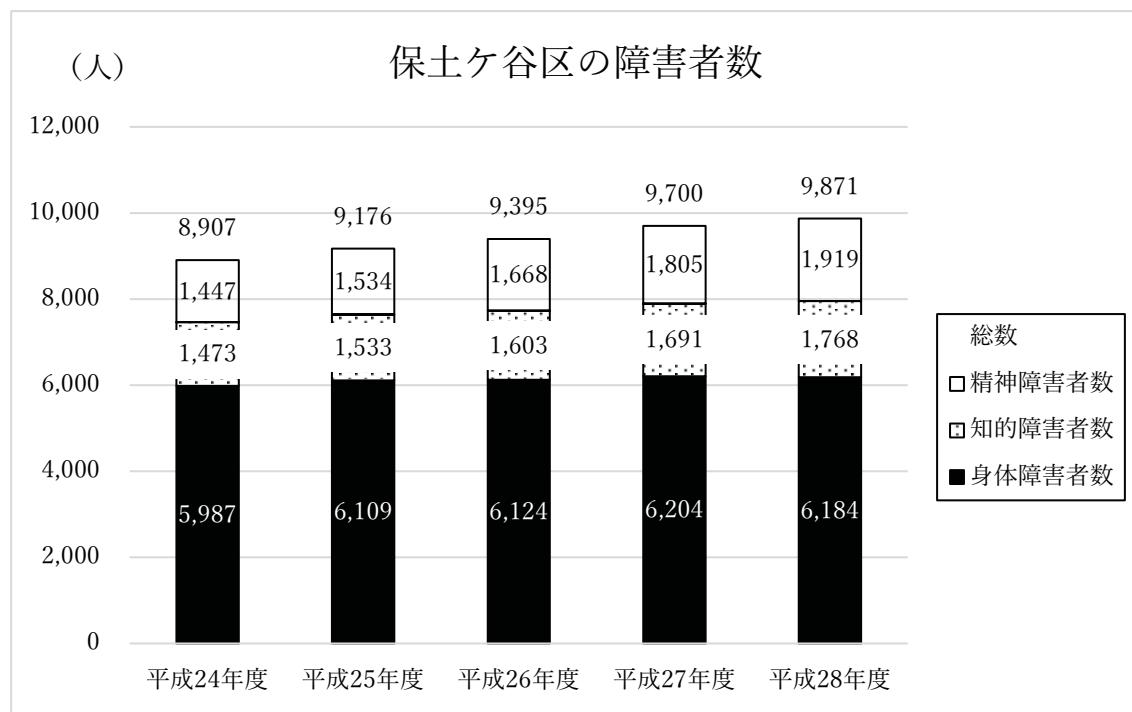
表 2.1 星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺地区に含まれる町丁目

| 地区名 | 含まれる町丁目 |
|---------|---|
| 星川駅周辺 | 保土ヶ谷区星川一丁目、星川二丁目、星川三丁目、岩間一丁目、岩間二丁目、鎌谷町、川辺町、神戸町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、月見台、天王町一丁目、天王町二丁目、花見台、峰岡町一丁目、峰岡町二丁目、峰岡町三丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、宮田町三丁目、明神台、和田一丁目 西区浅間町五丁目 |
| 天王町駅周辺 | 保土ヶ谷区岩間一丁目、岩間二丁目、帷子町一丁目、帷子町二丁目、川辺町、月見台、天王町一丁目、天王町二丁目、西久保町、星川一丁目、峰岡町一丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、宮田町三丁目、西区元久保町、中央二丁目、西平沼町、浜松町、東久保町、南浅間町、久保町、浅間町三丁目、浅間町四丁目、浅間町五丁目、藤棚町一丁目 |
| 保土ヶ谷駅周辺 | 保土ヶ谷区保土ヶ谷町一丁目、岩井町、岩間町一丁目、岩間町二丁目、霞台、帷子町一丁目、帷子町二丁目、神戸町、桜ヶ丘一丁目、瀬戸ヶ谷町、月見台、天王町一丁目、西久保町 西区久保町、東久保町、元久保町 南区永田北一丁目、永田東三丁目、清水ヶ丘 |

(3) 障害者数

保土ヶ谷区の障害者数は年々増加しており、平成28年度（2016年度）末現在では身体障害者が6,184人、知的障害者が1,768人、精神障害者が1,919人となっている。

なお、身体障害者数については「身体障害者手帳」交付状況、知的障害者数については「愛の手帳」交付状況、精神障害者数については「精神保健福祉手帳」交付状況からそれぞれ人数を算出している。



※数値は障害者手帳の交付状況による。
資料) 横浜市統計（各年度3月31日現在）

図 2.5 保土ヶ谷区の障害者数の推移

(4) 公共交通機関

ア 鉄道

① 鉄道網

保土ヶ谷区内には、東海道新幹線、JR東海道本線、JR横須賀線、相模鉄道本線が通っており、区内の駅数はJR横須賀線が1駅、相模鉄道本線が5駅の計6駅がある。

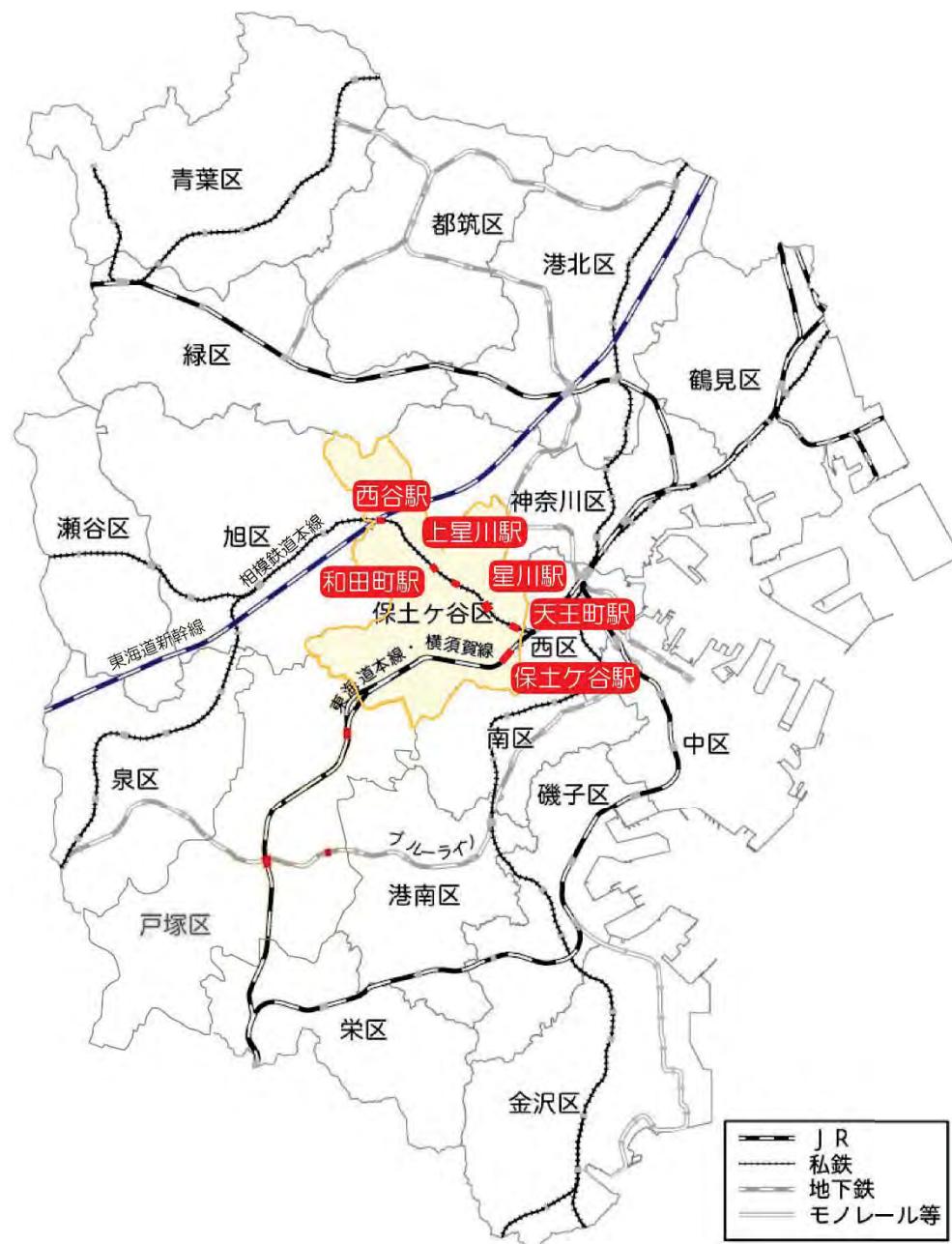
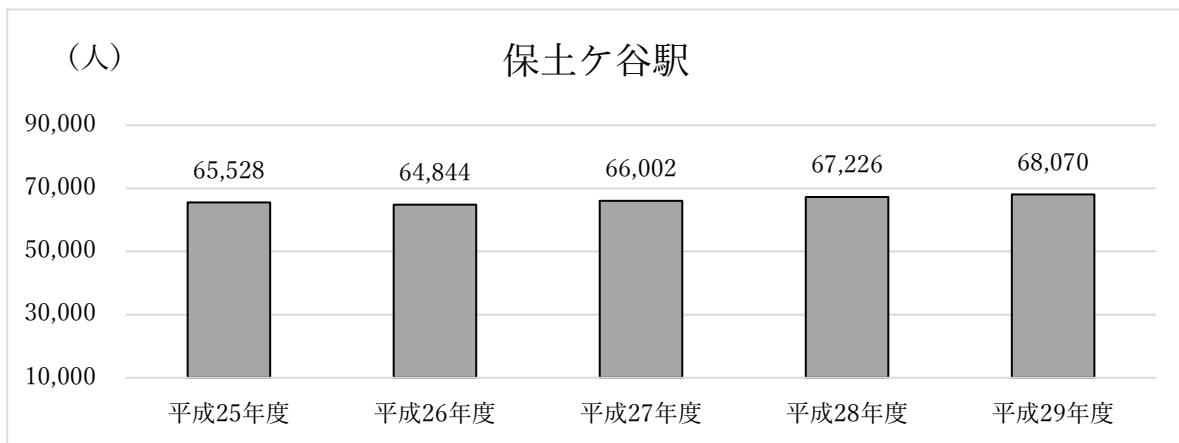
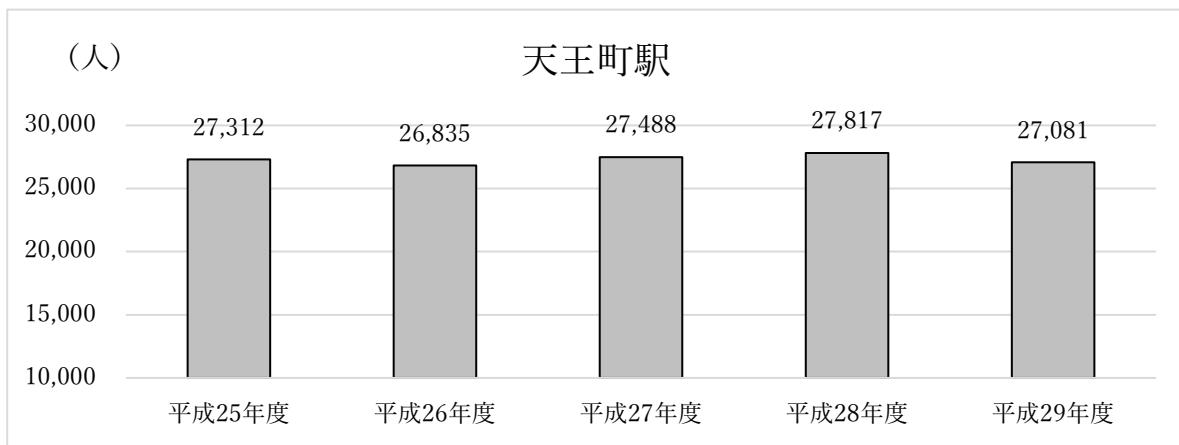
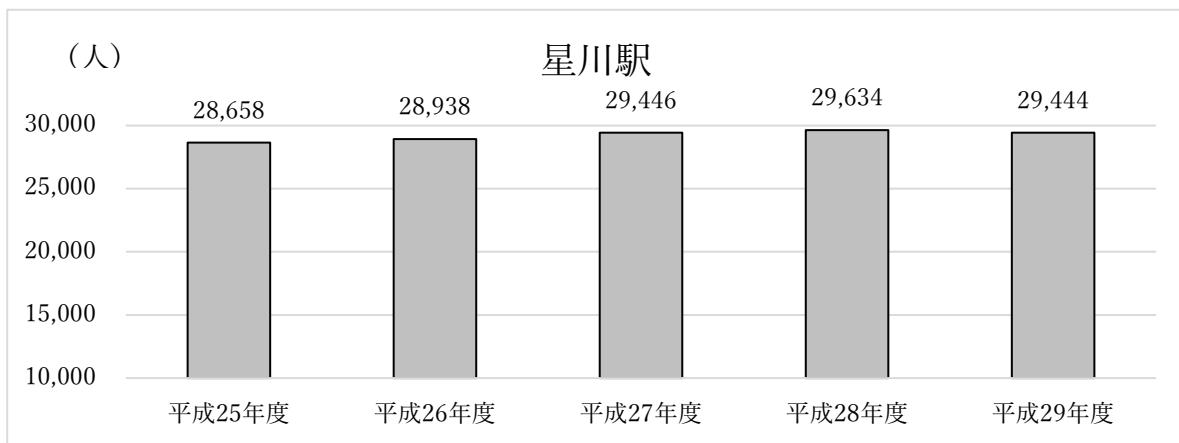


図 2.6 横浜市内の鉄道路線

② 鉄道利用状況

平成 29 年度（2017 年度）における保土ヶ谷区内の駅の 1 日平均乗降客数は、星川駅が 29,444 人、天王町駅が 27,081 人、保土ヶ谷駅が 68,070 人となっている。



※JR線各駅は、「1日平均乗車人員」の2倍数をもって「1日平均乗降客数」とした。
資料) 横浜市統計

図 2.7 各駅乗降客数の推移

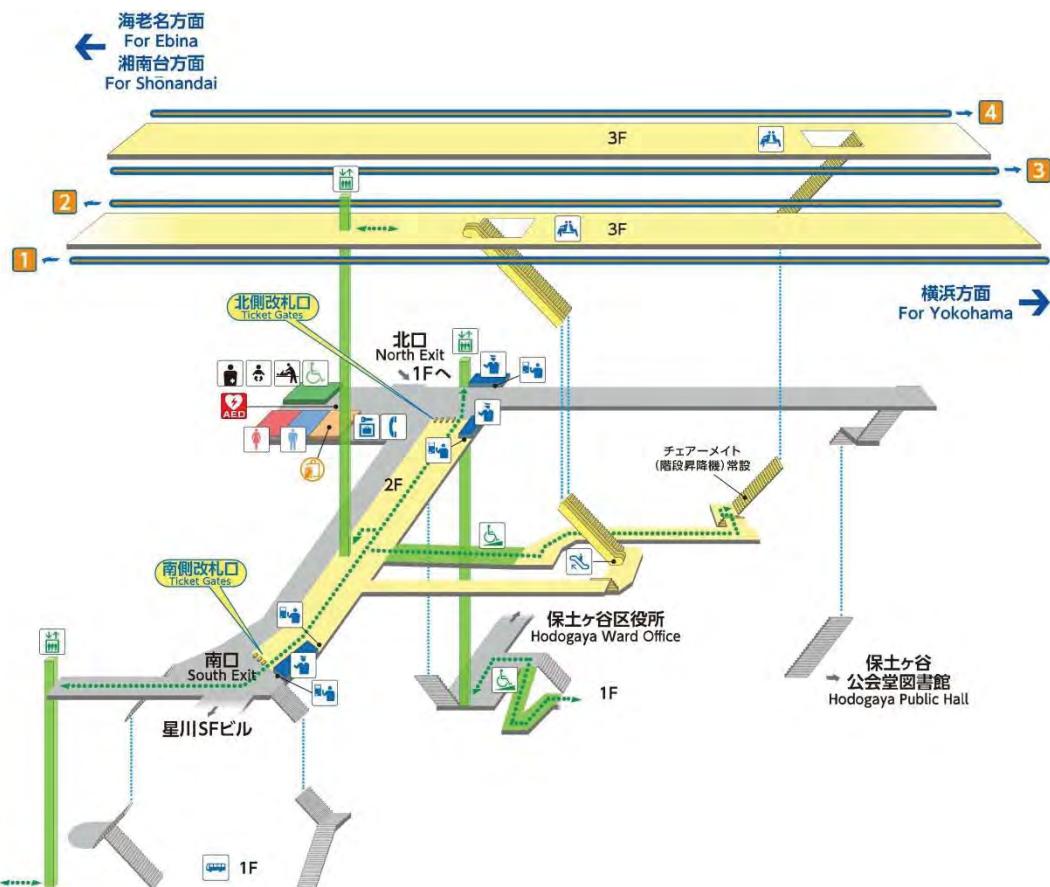
③ バリアフリー化整備状況

エレベーターやエスカレーターなどの整備によるバリアフリー経路の確保や、トイレなどのバリアフリー化により、駅を利用する際の利便性は向上してきている。

表 2.2 施設整備の状況

| | | 星川駅 | 天王町駅 | 保土ヶ谷駅 |
|----------|-----------|--------|---------|--------|
| | | 相模鉄道本線 | 相模鉄道本線 | JR線 |
| ホーム形状 | | 島式2面4線 | 相対式2面2線 | 島式1面2線 |
| ホームドア | | — | — | — |
| バリアフリー経路 | 地上出入口～改札口 | ○ | ○ | ○ |
| | 改札口～各ホーム | ○ | ○ | ○ |
| トイレ | 車いす対応 | ○ | ○ | ○ |
| | オストメイト | ○ | ○ | ○ |
| | ベビーベッド | ○ | ○ | ○ |

■星川駅構内図



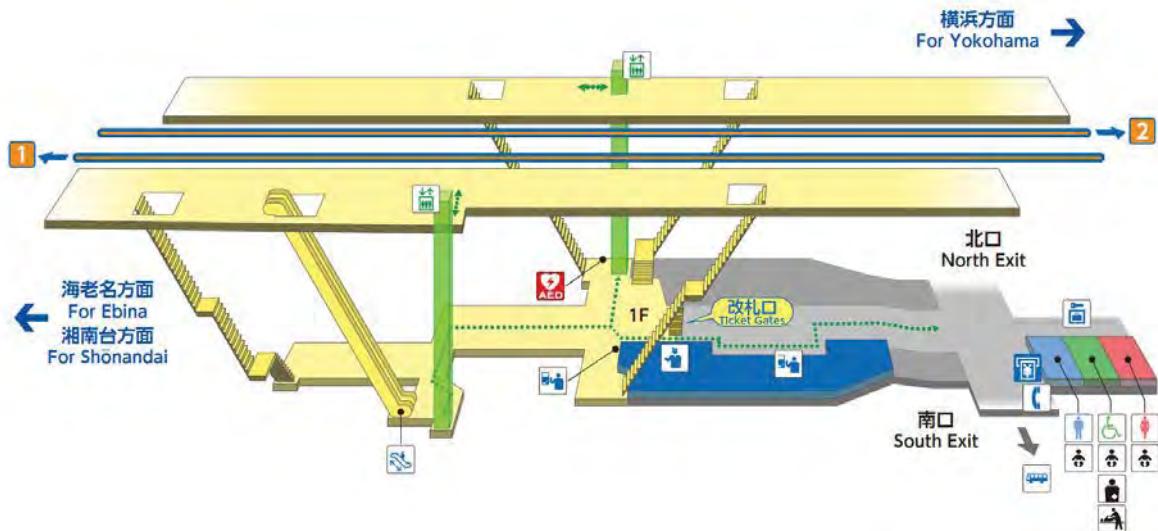
凡例

| | | | | |
|-------------------------------------|---|--|---------------------------------|------------------------------|
| 改札外エリア Public Area | ホーム / 改札内エリア Platform / Passenger Area | エスカレーター Escalator | エスカレーター (下) Escalator(Down) | エスカレーター (上) Escalator(Up) |
| 改札外エスカレーター Public Area Escalator | 改札内エスカレーター Passenger Area Escalator | 店舗エリア Store Area | 改札口 Ticket Gates | エレベーター Elevator |
| 改札外階段 Public Area Stairs | 改札内階段 Passenger Area Stairs | 待合室 Waiting Room | バリアフリールート Barrier-free Route | 車椅子スロープ Accessible Slope |
| 駅事務室 Station Office | きっぷうりば / 精算所 Tickets / Fare Adjustment | 忘れ物取扱所 Lost and Found | 定期券売り場 Commuter Passes | 公衆電話 Telephone |
| 多目的トイレ Accessible Toilet | 乳幼児用設備 Nursery | コインロッカー Coin Lockers | 売店 Shop | 宅配ボックス Delivery Box |
| 男子トイレ Men's Toilet | オストメイト対応 Ostomate | ATMコーナー [※] Automated-teller Machine | 店舗 Store | バスのりば Bus Stop |
| 女子トイレ Women's Toilet | ユニバーサル・シート Universal Seat | AED (自動体外式除細動器) | フードサービス Food Service | タクシーのりば Taxi Stop |

※高架化により駅の形状は変更予定 (p.26 参照)

出典) 相模鉄道ホームページ (平成 30 年 (2018 年) 11 月現在)

■天王町駅構内図



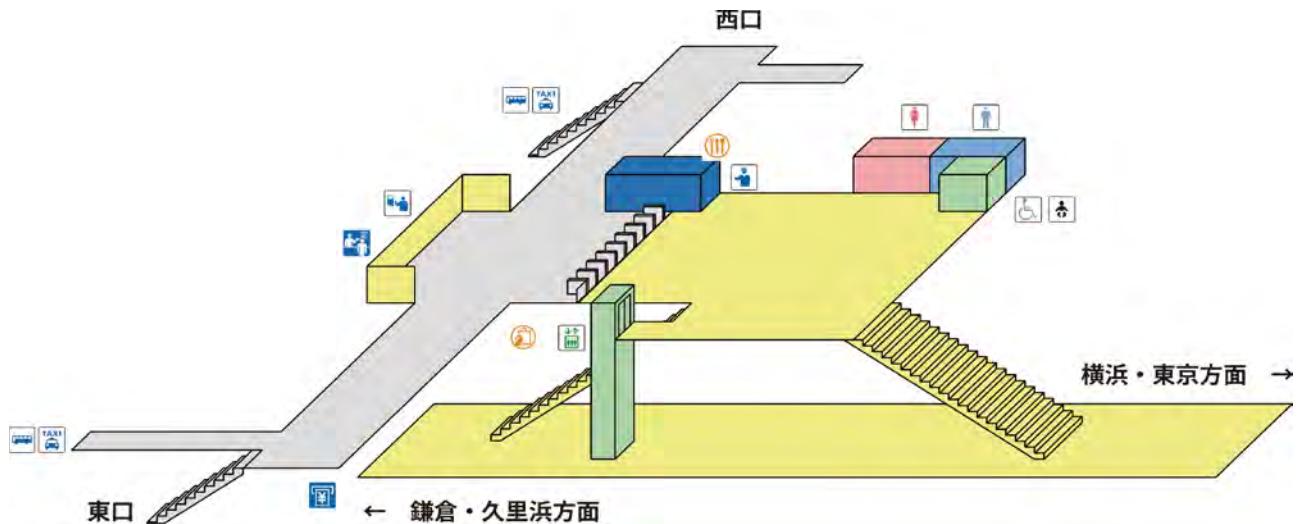
凡例

| | | | | |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 改札外エリア Public Area | ホーム / 改札内エリア Platform / Passenger Area | エスカレーター Escalator | エスカレーター (下) Escalator(Down) | エスカレーター (上) Escalator(Up) |
| 改札外エスカレーター Public Area Escalator | 改札内エスカレーター Passenger Area Escalator | 店舗エリア Store Area | 改札口 Ticket Gates | エレベーター Elevator |
| 改札外階段 Public Area Stairs | 改札内階段 Passenger Area Stairs | 待合室 Waiting Room | バリアフリールート Barrier-free Route | 車椅子スロープ Accessible Slope |
| 駅事務室 Station Office | きっぷうりば / 精算所 Tickets / Fare Adjustment | 忘れ物取扱所 Lost and Found | 定期券売り場 Commuter Passes | 公衆電話 Telephone |
| 多目的トイレ Accessible Toilet | 乳幼児用設備 Nursery | コインロッカー Coin Lockers | 売店 Shop | 宅配ボックス Delivery Box |
| 男子トイレ Men's Toilet | オストメイト対応 Ostomate | ATMコーナー Automated-teller Machine | 店舗 Store | バスのりば Bus Stop |
| 女子トイレ Women's Toilet | ユニバーサル・シート Universal Seat | AED (自動体外式除細動器) | フードサービス Food Service | タクシーのりば Taxi Stop |

※高架化により駅の形状は変更予定 (p.26 参照)

出典) 相模鉄道ホームページ (平成 30 年 (2018 年) 10 月現在)

■保土ヶ谷駅構内図



凡例

| | | | | |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 改札外エリア Public Area | ホーム / 改札内エリア Platform / Passenger Area | エスカレーター Escalator | エスカレーター (下) Escalator(Down) | エスカレーター (上) Escalator(Up) |
| 改札外エスカレーター Public Area Escalator | 改札内エスカレーター Passenger Area Escalator | 店舗エリア Store Area | 改札口 Ticket Gates | エレベーター Elevator |
| 改札外階段 Public Area Stairs | 改札内階段 Passenger Area Stairs | 待合室 Waiting Room | バリアフリールート Barrier-free Route | 車椅子スロープ Accessible Slope |
| 駅事務室 Station Office | きっぷうりば / 精算所 Tickets / Fare Adjustment | 忘れ物取扱所 Lost and Found | 定期券売り場 Commuter Passes | 公衆電話 Telephone |
| 多目的トイレ Accessible Toilet | 乳幼児用設備 Nursery | コインロッカー Coin Lockers | 売店 Shop | 宅配ボックス Delivery Box |
| 男子トイレ Men's Toilet | オストメイト対応 Ostomate | ATMコーナー Automated-teller Machine | 店舗 Store | バスのりば Bus Stop |
| 女子トイレ Women's Toilet | ユニバーサル・シート Universal Seat | AED (自動体外式除細動器) | フードサービス Food Service | タクシーのりば Taxi Stop |

※現地状況を基に作成

④ 関連プロジェクト：相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業

相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業は、星川駅と天王町駅を含めた約1.9kmを高架化し、交通の円滑化と地域分断の解消を主な目的とする横浜市の都市計画事業であり、相模鉄道株式会社がその工事を実施している。

当事業は、相鉄線を高架化し、9か所の踏切を除却するとともに周辺の道路整備を行うことで、踏切事故の解消による安全性の向上と交通の円滑化、地域の一体化による都市機能の充実と市民生活の向上を図るものである。

また、連続立体交差事業による鉄道の高架化とあわせ、星川駅南口交通広場や周辺の道路についても、整備を進める。

【事業の概要】

事業名称：相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業

事業主体：横浜市

施行主体：相模鉄道株式会社

事業区間：天王町駅付近から星川駅付近（西久保町～星川三丁目の約1.9km）

駅施設：天王町駅、星川駅

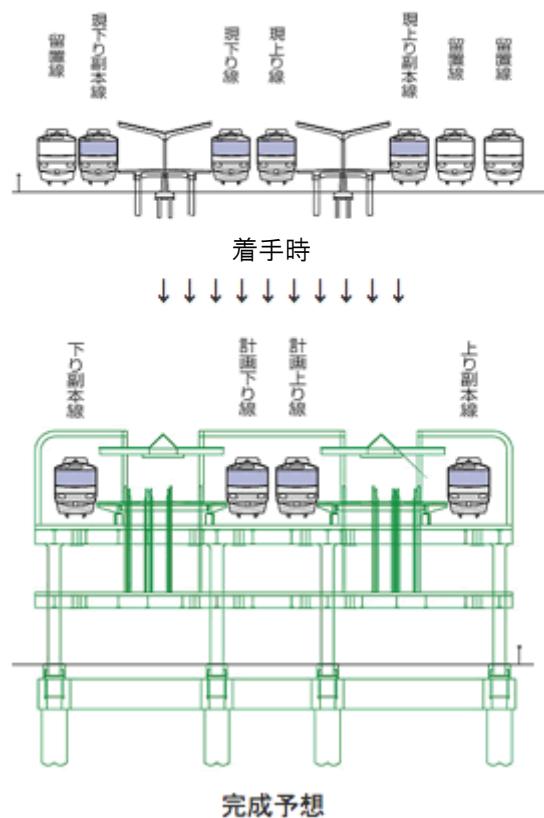
完成時期：下り線高架化 平成29年（2017年）3月

上り線高架化 平成30年（2018年）11月

駅周辺道路整備等 平成33年度（2021年度）予定



星川駅部



現在の星川2号踏切付近



事業完成後の星川2号踏切付近

イ バス

①バス路線

星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バスが乗り入れている。



図 2.8 星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅を発着するバス路線

② 運行系統

■横浜市営バス

| 系統 | 起点 | 経由地 | 終点 |
|-----|-----------|-------------------|-----------|
| 9 | 磯子車庫前 | 滝頭・弘明寺・保土ヶ谷駅東口 | 藤棚 |
| 9 | 滝頭 | 弘明寺・保土ヶ谷駅東口 | 横浜駅前 |
| 22 | 保土ヶ谷駅西口 | 桜ヶ丘・仏向町団地・星川駅前 | 循環 |
| 22 | 保土ヶ谷駅西口 | 星川駅前・仏向町団地・黄金湯前 | 和田町駅 |
| 25 | 横浜駅西口 | 洪福寺・星川駅前・桜ヶ丘 | 保土ヶ谷駅西口 |
| 25 | 保土ヶ谷駅西口 | 桜ヶ丘・花見台・星川駅前 | 循環 |
| 25 | 保土ヶ谷駅西口 | 桜ヶ丘・花見台 | 明神台 |
| 28 | 平和台折返場 | 権太坂上・保土ヶ谷駅東口 | 保土ヶ谷車庫前 |
| 32 | 保土ヶ谷車庫前 | 保土ヶ谷駅東口・久保山・羽衣町 | 関内駅北口 |
| 32 | 保土ヶ谷車庫前 | 保土ヶ谷駅東口・久保山・市庁前 | 日本大通り駅県庁前 |
| 32 | 新県庁前 | 市庁前・久保山・保土ヶ谷駅東口 | 保土ヶ谷車庫前 |
| 53 | 横浜駅西口[第3] | 洪福寺・保土ヶ谷駅東口・永田町 | 平和台折返場 |
| 106 | 境木中学校前 | 保土ヶ谷駅東口・市庁前・三溪園入口 | 本牧車庫前 |
| 106 | 本牧車庫前 | 多聞院前・市庁前・保土ヶ谷駅東口 | 境木中学校前 |
| 212 | 保土ヶ谷車庫前 | 保土ヶ谷駅東口・瀬戸ヶ谷小学校 | 一方循環 |
| 一 | 聖隸横浜病院 | — | 循環 |

■相鉄バス

| 系統 | 起点 | 経由地 | 終点 |
|-----|---------|---------------|--------|
| 浜45 | 保土ヶ谷駅西口 | 星川駅 | 美立橋 |
| 旭5 | 保土ヶ谷駅西口 | 岩崎町・美立橋 | 二俣川駅北口 |
| 旭4 | 保土ヶ谷駅東口 | 美立橋・高地 | 二俣川駅北口 |
| 旭4 | 保土ヶ谷駅東口 | 美立橋(保土ヶ谷バイパス) | 二俣川駅北口 |
| 旭4 | 保土ヶ谷駅東口 | 法泉町 | 美立橋 |
| 旭4 | 保土ヶ谷駅東口 | 羽衣町 | 桜木町駅 |
| 旭4 | 保土ヶ谷駅東口 | 南区総合庁舎前・羽衣町 | 桜木町駅 |
| 浜4 | 保土ヶ谷駅東口 | 岩井町・元久保町 | 横浜駅西口 |
| 旭4 | 保土ヶ谷駅東口 | 洪福寺 | 横浜駅西口 |

■神奈川中央交通バス

| 系統 | 起点 | 経由地 | 終点 |
|-----|---------|-----------|---------|
| 戸38 | 戸塚駅東口 | 国道平戸・平和台 | 保土ヶ谷駅東口 |
| 保06 | 保土ヶ谷駅東口 | 国道平戸 | 不動坂 |
| 11 | 保土ヶ谷駅東口 | 蒔田駅前・中村橋 | 桜木町駅前 |
| 77 | 芹が谷 | 国道平戸・保土ヶ谷 | 横浜駅東口 |
| 77 | 芹が谷 | 国道平戸・狩場町 | 保土ヶ谷駅東口 |
| 121 | 保土ヶ谷西口 | 川島住宅 | 新横浜駅前 |
| 205 | 東戸塚駅東口 | 国道平戸・平和台 | 保土ヶ谷駅東口 |

(5) 施設の分布状況

星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺（駅から約500m圏内）にある主要な施設を以下に示す。

星川駅周辺地区では、保育施設や公園・緑地等、文化施設や福祉施設や商業施設、天王町駅周辺地区と保土ヶ谷駅周辺地区では、公園・緑地等や保育施設が多く立地している。

表 2.3 星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺地区における主要な施設の立地数

| | 星川駅 | 天王町駅 | 保土ヶ谷駅 |
|----------|-----|------|-------|
| 旅客施設 | 2 | 1 | 3 |
| 官公庁等行政施設 | 2 | 1 | 2 |
| 文化施設 | 5 | 2 | 2 |
| 福祉施設 | 5 | 3 | 1 |
| 医療施設 | 0 | 2 | 1 |
| 商業施設 | 5 | 1 | 2 |
| 郵便局 | 2 | 1 | 2 |
| 銀行等 | 1 | 2 | 1 |
| 公園・緑地等 | 7 | 9 | 8 |
| 保育施設 | 9 | 6 | 7 |
| 計 | 38 | 28 | 29 |

表 2.4 星川駅周辺地区の主要施設

| 種別 | 施設名称 | 施設数 | |
|--------------|--|---|---|
| 旅客施設 | 星川駅 | 星川駅南口交通広場(計画) | 2 |
| 官公庁等 行政施設 | 保土ヶ谷区役所 | 保土ヶ谷警察署 | 2 |
| 文化施設 | 保土ヶ谷公会堂 横浜市保土ヶ谷スポーツセンター ほどがや市民活動センター（アワーズ） 峯小学校コミュニティハウス | 保土ヶ谷図書館 | 5 |
| 福祉施設 | 複合施設「かるがも」 ほどがや地域活動ホームゆめ グループホーム星川園 | 横浜市西部児童相談所 ほどがやカルガモの会 | 5 |
| 商業施設 | ホームセンターコーナン イオン天王町店 横浜ビジネスパーク | いなげや 星川S Fビル | 5 |
| 郵便局 | 保土ヶ谷郵便局 | 横浜星川郵便局 | 2 |
| 銀行等 | 中央労働金庫星川支店 | | 1 |
| 公園・ 緑地等 | 川辺公園 星川一里塚公園 明神台公園 神戸町第二公園 | 峰岡公園 星川中央公園 星川一丁目公園 | 7 |
| 保育施設 | 親子のフリースペース「ピア」 地域子育て支援拠点「こっころ」 星川ルーナ保育園 合歓の木保育園 明神台保育園 | GENKIDS 星川保育園 星川もえぎ保育園 りとる・ルーナ保育園 星川こども園 | 9 |

表 2.5 天王町駅周辺地区の主要施設

| 種別 | 施設名称 | 施設数 | |
|--------------|---|----------------------------------|---|
| 旅客施設 | 天王町駅 | 1 | |
| 官公庁等 行政施設 | 保土ヶ谷土木事務所 | 1 | |
| 文化施設 | ほどがや地区センター | 岩間市民プラザ | 2 |
| 福祉施設 | ほどがや希望の家 西部ユースプラザ・ハッピースクエア | 偕恵いわまワークス | 3 |
| 医療施設 | 保土ヶ谷区休日急患診療所 | 神奈川県総合健診センター | 2 |
| 商業施設 | マルエツ天王町店 | | 1 |
| 郵便局 | 横浜岩間郵便局 | | 1 |
| 銀行等 | 城南信用金庫天王町支店 | 横浜信用金庫保土ヶ谷支店 | 2 |
| 公園・ 緑地等 | 天王町駅前公園 天王町南公園 宮田町公園 帷子公園 岩間町公園 | 天王町公園 天王北公園 帷子川公園 神戸町公園 | 9 |
| 保育施設 | 岩間保育園 保土ヶ谷保育園 もえぎ保育園 | 天王町保育園 保育室ピアピア 神戸保育園 | 6 |

表 2.6 保土ヶ谷駅周辺地区の主要施設

| 種別 | 施設名称 | 施設数 |
|--------------|-------------------|-----|
| 旅客施設 | 保土ヶ谷駅 | 3 |
| | 保土ヶ谷駅西口交通広場 | |
| 官公庁等 行政施設 | 保土ヶ谷税務署 | 2 |
| 文化施設 | イコットハウス | 2 |
| 福祉施設 | 特別養護老人ホーム太陽の國ほどがや | 1 |
| 医療施設 | 聖隸横浜病院 | 1 |
| 商業施設 | ビーンズ保土ヶ谷東館 | 2 |
| 郵便局 | 横浜帷子郵便局 | 2 |
| 銀行等 | 横浜銀行保土ヶ谷支店 | 1 |
| 公園・ 緑地等 | 保土ヶ谷駅前公園 | 8 |
| | 霞台第二公園 | |
| | 岩井町第五公園 | |
| | みらいの見える丘公園 | |
| 保育施設 | ゆめの樹保育園ほどがや | 7 |
| | ベネッセ保土ヶ谷保育園 | |
| | 霞台保育園分園さくらんぼ | |
| | 岩井保育園 | |
| | とぴあ | |
| | 昴保育園 | |
| | ダイアナ保育園 | |

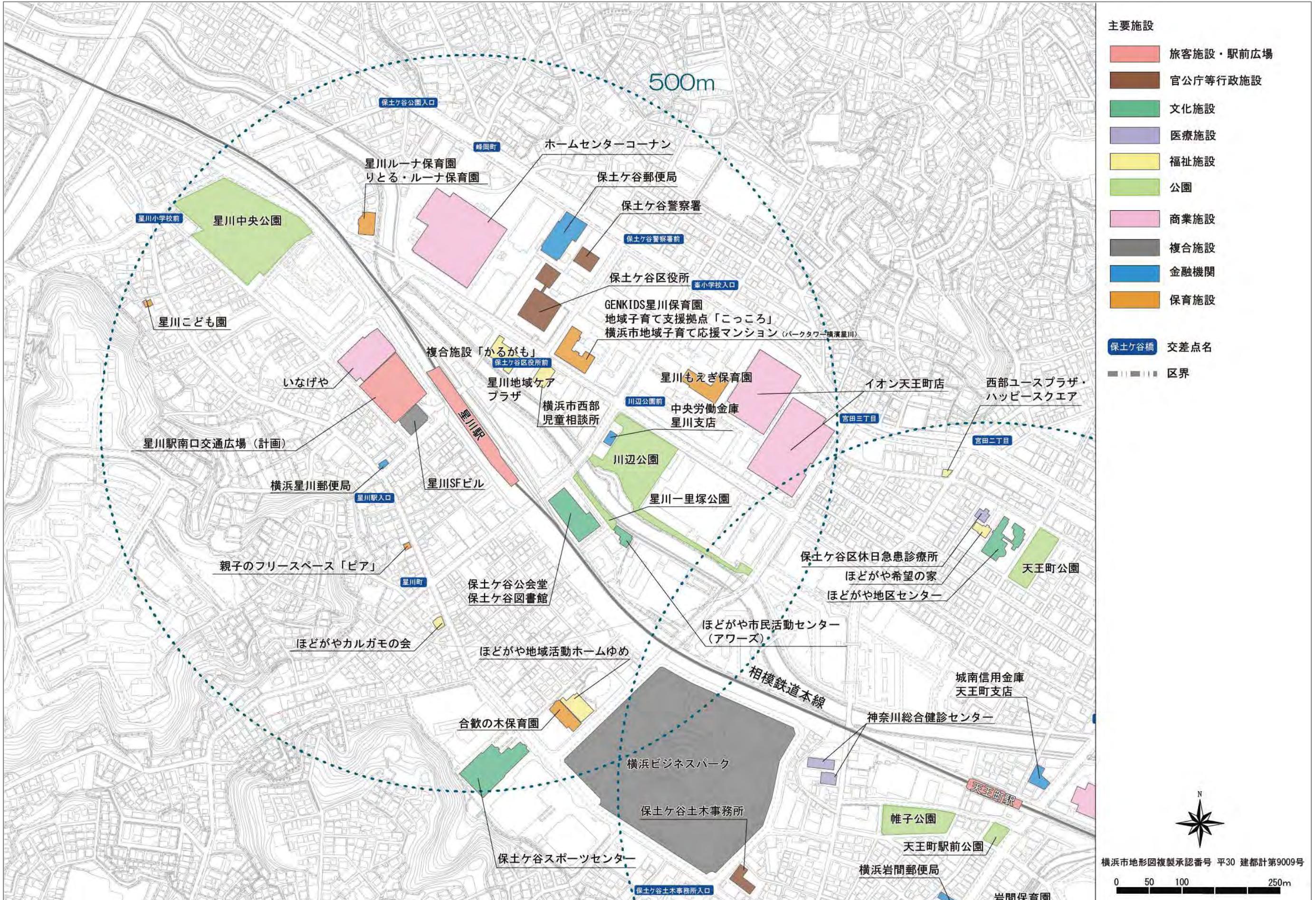


図 2.9 星川駅周辺地区の主要施設

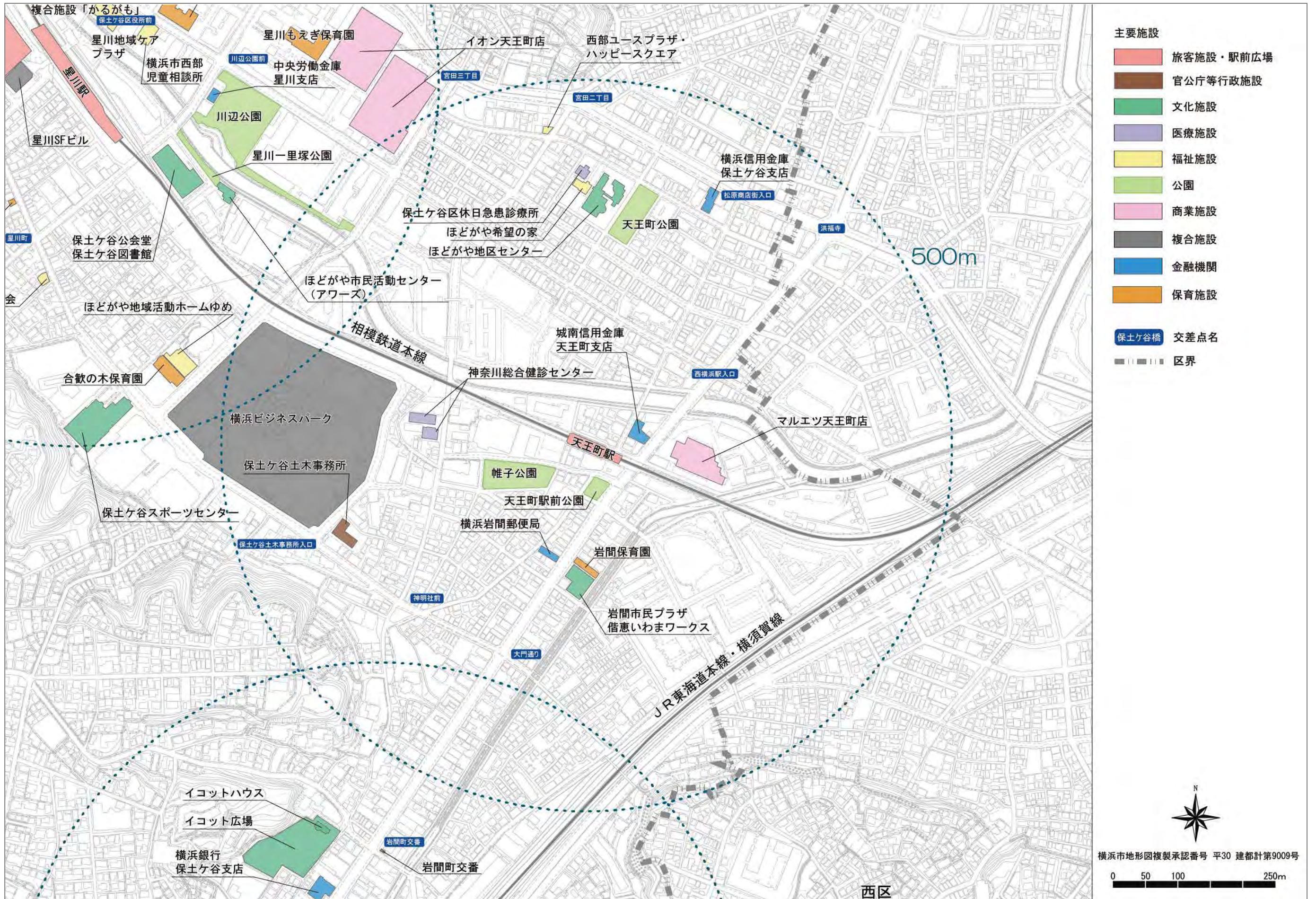


図 2.10 天王町駅周辺地区の主要施設

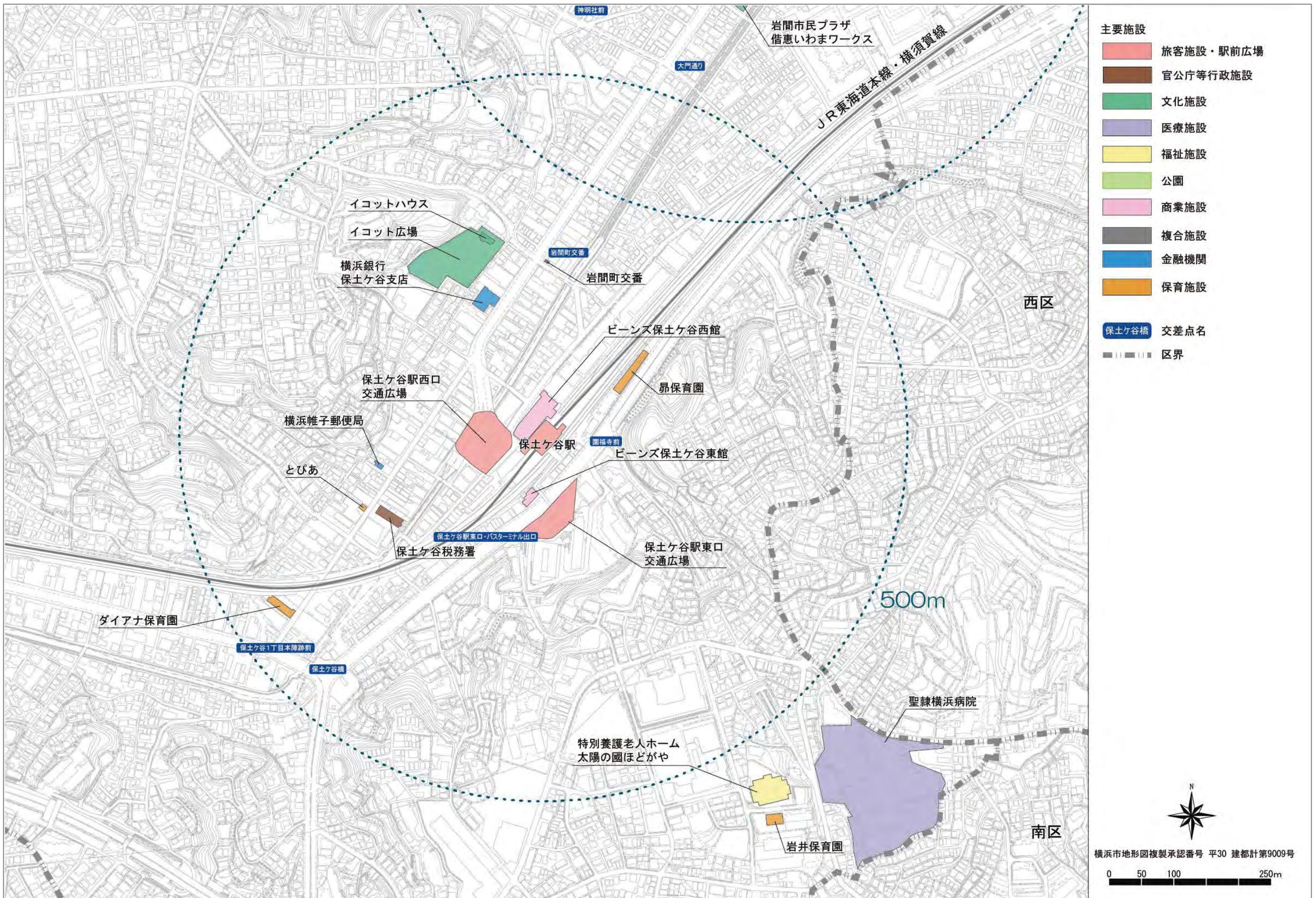


図 2.11 保土ヶ谷駅周辺地区の主要施設

(6) 上位・関連計画等と基本構想の位置づけ

本基本構想は、関連する法令や条例、横浜市の上位・関連計画と整合を図った構想とする。

バリアフリー法（平成 18 年（2006 年）
最新改正（平成 30 年（2018 年）11 月
一部平成 31 年（2019 年）4 月）

横浜市
福祉のまちづくり条例

根拠法・関連法令

バリアフリー基本構想

星川駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成 23 年（2011 年）3 月策定）
星川駅周辺地区を対象に「バリアフリー法」に基づき策定

保土ヶ谷区バリアフリー基本構想

保土ヶ谷区内の鉄道駅 3 駅周辺地区を対象とし、星川駅周辺地区については策定済みの基本構想の見直しを行い、天王町駅および保土ヶ谷駅周辺地区については新たに策定

関連計画

横浜市基本構想 (長期ビジョン)

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの

横浜市中期 4 か年計画 (平成 30~33 年) (2018~2021 年)

横浜の未来を切り拓いていくため根幹となる政策の方向性を共有することにより、あらゆる方々の知恵や力の結集、様々な主体との協働などを通して、オール横浜で「横浜市基本構想（長期ビジョン）」の実現を目指していくための計画。

都市計画マスタープラン 全体構想

平成 12 年（2000 年）に策定された前マスタープランから、平成 25 年（2013 年）に「横浜市都市計画マスタープラン全体構想」として改定された。都市計画マスタープランは、都市計画の方針を示すものであるが、今回の改定では、都市計画に関連する産業や福祉、環境、コミュニティ、防災などの分野についての計画を踏まえ、市民生活全般を視野に入れ作成されている。

保土ヶ谷区プラン

「横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プラン」は、平成 14 年（2002 年）に策定されたが、その後の社会情勢の変化や区の現況を踏まえ、平成 31 年（2019 年）3 月に改定。

地域福祉保健計画

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、策定・推進するもの。

保土ヶ谷区地域福祉保健計画

「保土ヶ谷区ほっとなまちづくり」を愛称とし、自分たちの地域を自分たちの力で良くしていこうという計画。

3 重点整備地区の設定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設をいう。

バリアフリー法に基づき、本基本構想では、主として以下に示す条件を満たす施設を生活関連施設として選定する。

- ① 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。
- ② その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩であること。

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法に基づき、本基本構想では、鉄道駅と生活関連施設を結ぶ経路のうち、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況などを参考に、特にバリアフリー化する必要性が高い経路を生活関連経路として設定する。（経路の区分は項目5(1)を参照）

(3) 重点整備地区の範囲設定

重点整備地区とは以下の要件を満たす地区をいう。

- 地区全体の面積がおおむね 400ha 未満であって、地区生活関連施設が3以上所在する地区
 - 当該施設をよく利用する高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区
 - 重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区
- また、重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めが必要である。

保土ヶ谷駅周辺地区では、生活関連施設の条件を満たす聖隸横浜病院があるが、駅から 500m以上離れているため、バスによる移動経路を利用することを前提に生活関連施設とした。

上記を踏まえ、本基本構想で設定する生活関連施設、生活関連経路、及び重点整備地区を以下よりに示す。

表 3.1 生活関連施設一覧（星川駅周辺地区）

| | 施設名 |
|--------------|---------------------------------|
| 旅客施設 駅前広場 | 星川駅 |
| | 星川駅南口駅前広場（計画） |
| 官公庁等 行政施設 | 保土ヶ谷区役所 |
| | 保土ヶ谷警察署 |
| 文化施設 交流施設 | 保土ヶ谷公会堂 |
| | 保土ヶ谷図書館 |
| | 横浜市保土ヶ谷スポーツセンター |
| | ほどがや市民活動センター 「アワーズ」 |
| | 福祉施設「かるがも」 |
| 福祉施設 | 横浜市西部児童相談所 |
| | ほどがや地域活動ホーム ゆめ |
| | ほどがやカルガモの会 |
| | ホームセンターコーナン |
| 商業施設 | いなげや |
| | イオン天王町店 |
| | 星川 SF ビル |
| | 保土ヶ谷郵便局 |
| 郵便局 | 横浜星川郵便局 |
| 銀行 | 中央労働金庫星川支店 |
| 公園 緑地等 | 川辺公園 |
| | 星川一里塚公園 |
| | 星川中央公園 |
| 保育施設 | 親子のフリースペース「ピア」 |
| | GENKIDS 星川保育園 |
| | 地域子育て支援拠点「こっころ」 |
| | 星川もえぎ保育園 |
| | 星川ルーナ保育園 |
| | りとる・ルーナ保育園 |
| | 合歡の木保育園 |
| | 星川こども園 |
| | 横浜市地域子育て応援マンション (パークタワー横濱星川) |

表 3.2 生活関連施設一覧（天王町駅周辺地区）

| | 施設名 |
|-----------|-------------------|
| 旅客施設 | 天王町駅 |
| | 保土ヶ谷土木事務所 |
| 文化施設 | ほどがや地区センター |
| | 岩間市民プラザ |
| | 偕恵いわまワークス |
| | 西部ユースプラザ・ハッピースクエア |
| 福祉施設 | ほどがや希望の家 |
| 医療施設 | 保土ヶ谷区休日急患診療所 |
| | 神奈川総合健診センター |
| 商業施設 | マルエツ天王町店 |
| 郵便局 | 横浜岩間郵便局 |
| 銀行等 | 城南信用金庫天王町店 |
| | 横浜信用金庫保土ヶ谷支店 |
| 公園 緑地等 | 天王町駅前広場 |
| | 天王町公園 |
| 保育施設 | 帷子公園 |
| 複合施設 | 岩間保育園 |
| | 横浜ビジネスパーク |

表 3.3 生活関連施設一覧（保土ヶ谷駅周辺地区）

| | 施設名 |
|--------------|-----------------------|
| 旅客施設 | 保土ヶ谷駅 |
| | 保土ヶ谷駅東口交通広場 |
| | 保土ヶ谷駅西口交通広場 |
| 官公庁等 行政施設 | 保土ヶ谷税務署 |
| | 岩間町交番 |
| 文化施設 | イコットハウス |
| | イコット広場 |
| 福祉施設 | 特別養護老人ホーム 太陽の國ほどがや |
| | 聖隸横浜病院 |
| 医療施設 | ビーンズ保土ヶ谷東館 |
| | ビーンズ保土ヶ谷西館 |
| 商業施設 | 横浜帷子郵便局 |
| 銀行等 | 横浜銀行保土ヶ谷支店 |
| 保育施設 | とぴあ |
| | 昴保育園 |
| | ダイアナ保育園 |
| | 岩井保育園 |

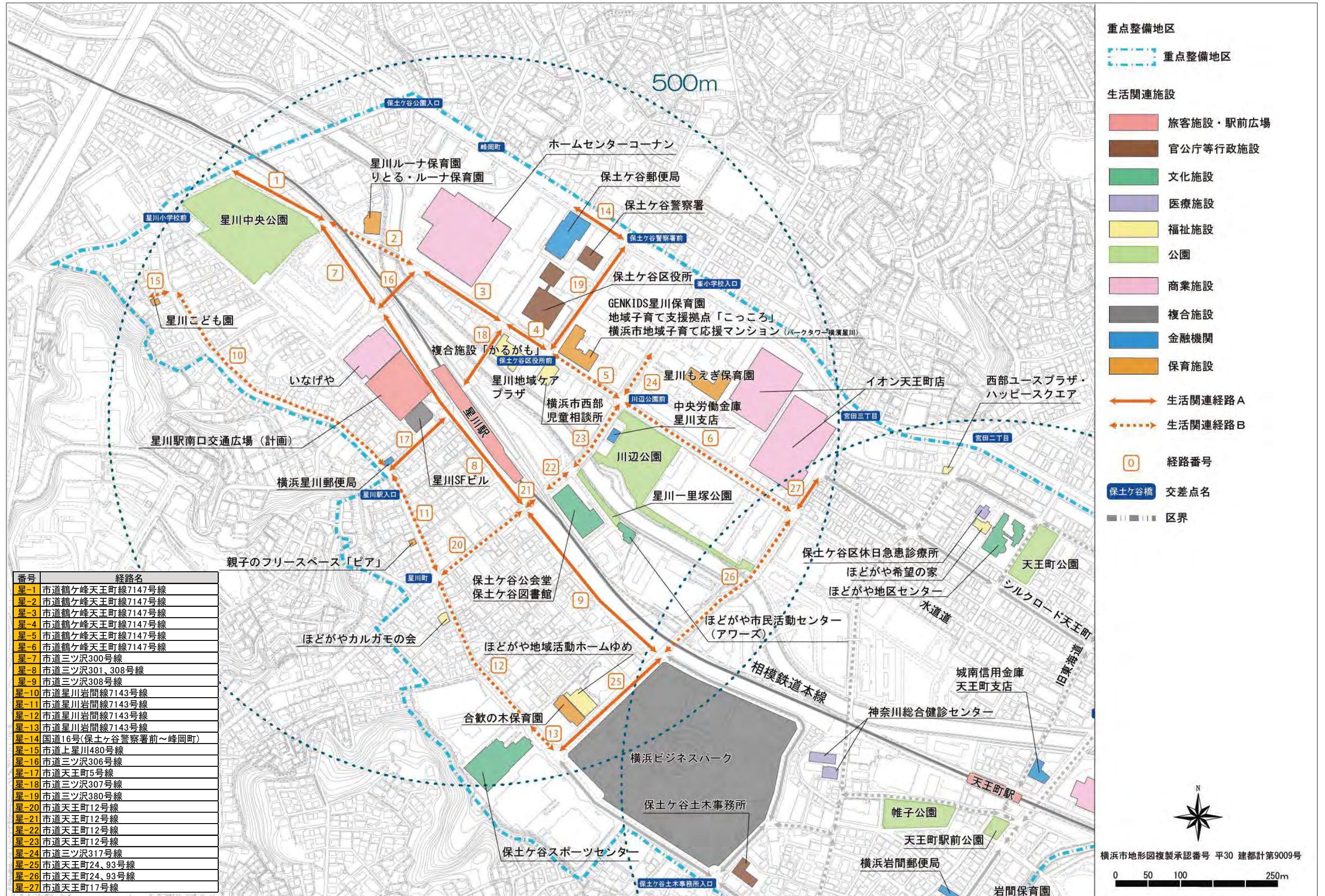


図 3.1 生活関連施設・経路及び重点整備地区【星川駅周辺地区】

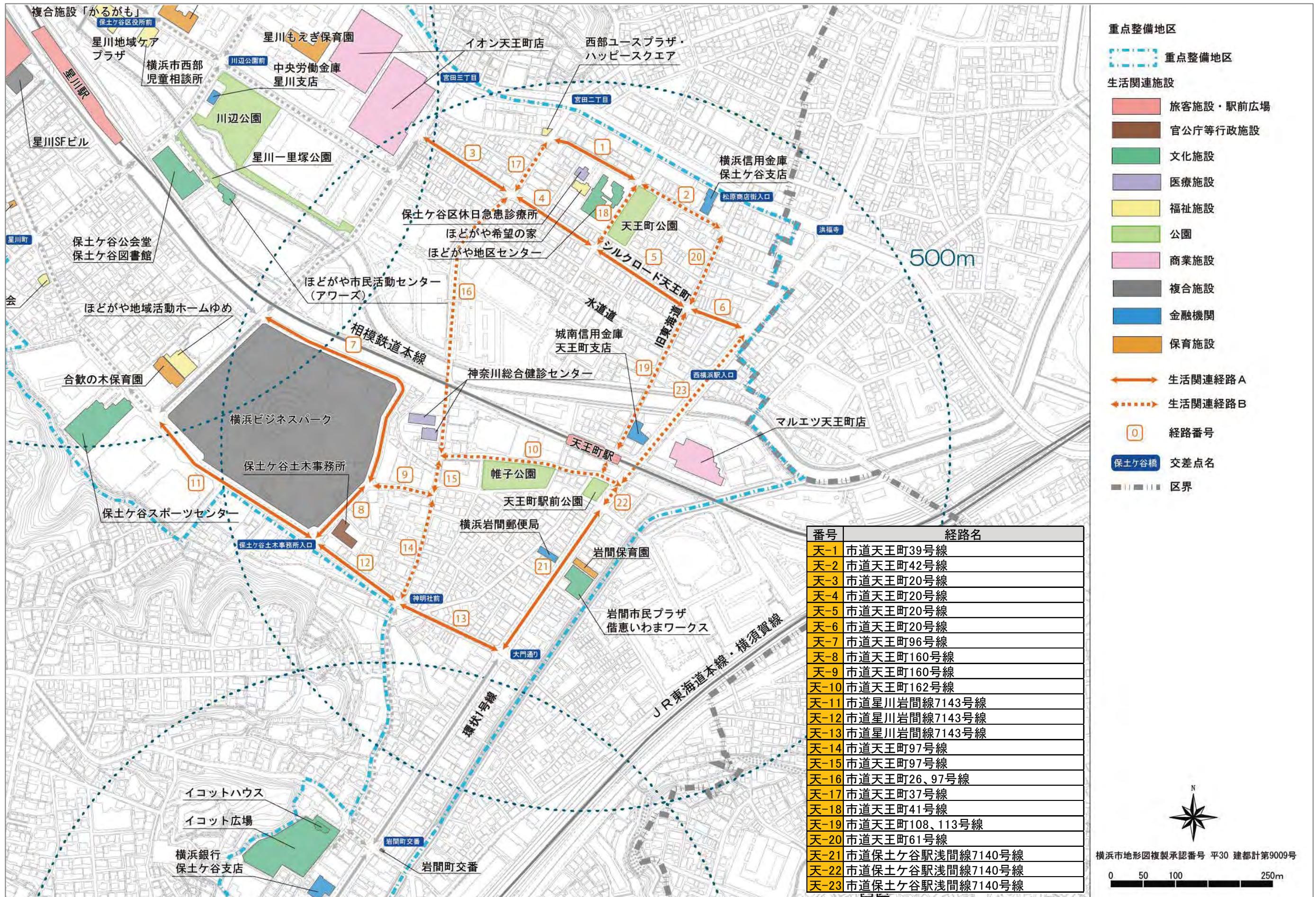


図 3.2 生活関連施設・経路及び重点整備地区【天王町駅周辺地区】

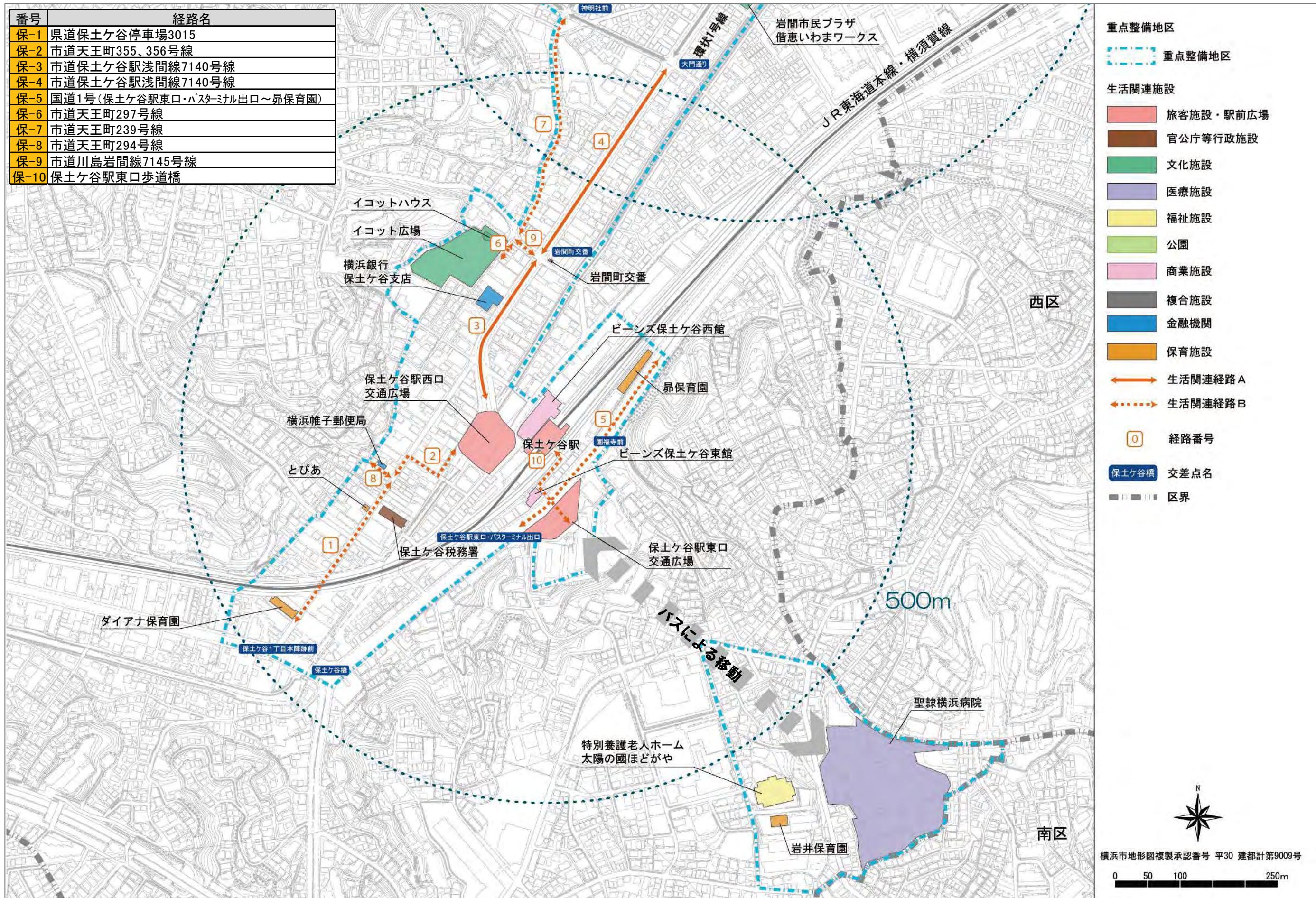


図 3.3 生活関連施設・経路及び重点整備地区【保土ヶ谷駅周辺地区】

4 重点整備地区におけるバリアフリーに関する主な課題

重点整備地区における経路及び施設の、バリアフリーに関する主な課題を以下に示す。バリアフリーに関する課題を把握するために、「まちあるき点検ワークショップ」、「バリアフリーに関する情報募集」を実施した。(詳細は資料編参照)

(1) 星川駅周辺地区におけるまちあるき点検と情報募集の概要

| 指摘内容 (●:課題・問題点 ◇:提案・要望 ◎:良い点) | |
|----------------------------------|--|
| 公共交通 | <ul style="list-style-type: none">●星川駅南口交通広場の階段の前後に誘導用ブロックが設置されていない。●デッキ下において、誘導用ブロックが連続して設置されていない。●交通広場に横断防止柵がない。●音声ガイドが設置されていない。●星川駅区役所側の改札近くのトイレがボタン開閉でないため、不便である。◇ホームドアを設置してほしい。◎券売機周辺に点字の案内がある。◎券売機の下に蹴込みがあり、車椅子使用者でも利用しやすい。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none">●歩道橋（星川橋（星-16））の階段の踏面が狭い。●星川橋（星-16）では、ベビーカーは車道を通る必要がある。（車椅子、ベビーカーは歩道橋を使用できない）●保土ヶ谷区役所～保土ヶ谷警察署間（星-19）は、セーフティブロックであるため、横断歩道前の歩道と車道の間に段差がなく、視覚障害者にとっては危険である。●保土ヶ谷区役所～保土ヶ谷警察署間（星-19）のマンホールの蓋が滑りやすく、車椅子使用者が通行しにくい。●保土ヶ谷区役所～川辺公園間（星-5）のマンションわきの道が、部分的にとても狭く通りにくい。●中央労働金庫前の歩道の乗入れ部（星-23）の横断勾配が急で、車椅子使用者が通行しにくい。●柳橋の前の歩道（星-23）の縦断勾配が急である。●星川郵便局～星川こども園間（星-10）は歩道がなく、道幅が狭いのに交通量が多い。歩いていて怖い。●星川郵便局～横浜ビジネスパーク間（星-11、12）の歩道に凹凸があり、ベビーカーで通行する際に子どもへの影響があるのでないかと不安。●星川郵便局～横浜ビジネスパーク間（星-12）は交通量が多く、バス、自転車も通る道路なのに、歩道が狭く、横断勾配が急な部分がある。電信柱が多く歩きにくい。ベビーカーで通行しにくい。●星川駅～星川橋間（星-8）のグレーチングの網目が粗く、白杖がささる。（西口交通広場改修側）●星川駅～星川橋間（星-16）の踏切において、車椅子の前輪がはまってしまう。 |

| | 指摘内容 (●：課題・問題点 ◇：提案・要望 ◎：良い点) |
|-----|---|
| 道路 | <p>◎星川橋～保土ヶ谷区役所間（星-3）の交差点のたまりが広いので車椅子使用者でも安心して通行できる。</p> <p>◎ホームセンターコーナン～保土ヶ谷区役所前（星-3）において、歩道がセットバックされているので、車椅子使用者でも通りやすい。</p> <p>◎区役所前（星-4）の信号に青時間が長くなる「高齢者用押しボタン」が設置されている。</p> <p>◎星川橋～保土ヶ谷区役所間（星-3）の誘導用ブロックが横浜市西部児童相談所まで連続して設置されている。</p> |
| 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ●複合施設「かるがも」の出入口に音声案内が設置されていない。 ●地域子育て支援拠点「こっころ」の出入口前に誘導用ブロックが設置されていない。 ●イオン天王町店の出入口の誘導用ブロックが途切れている。 ●保土ヶ谷公会堂前の歩道の乗入れ部の横断勾配が急である。 ●保土ヶ谷郵便局のスロープの案内サインの前にバイクが駐車されており、案内サインが歩道側にないため、スロープがあることが分かりにくい。 <p>◎パークシティ横濱の舗装がすべりにくくてよい（セットバック部）。</p> |

(2) 天王町駅周辺地区におけるまちあるき点検と情報募集の概要

| | 指摘内容 (●:課題・問題点 ◇:提案・要望 ◎:良い点) |
|------|--|
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●天王町公園西（天-18）の路側帯において、電柱が道路に張り出しているので、歩行者は車道を通る必要がある。 ●横浜信用金庫～天王町公園間（天-2）の歩道上に電柱が設置されており歩道が狭い。 ●シルクロード天王町～横浜信用金庫間（天-20）の歩道の横断勾配が急である。 ●シルクロード天王町～横浜信用金庫間（天-20）の歩道のブロックが外れており、危険である。 ●シルクロード天王町～横浜信用金庫間（天-20）の誘導用ブロックが規格外のものとなっており、小さく分かりにくい。 ●マルエツ天王町店前（天-23）の交差点の街きよ桁のグレーチング蓋の網目が粗い。 ●マルエツ天王町店前（天-23）の交差点横断歩道前の横断勾配が急である。 ●城南信用金庫前（天-19）歩道は舗装に凹凸がある。 ●城南信用金庫前（天-19）の歩道上に乗り上げた車両、看板や自転車が歩行者の通行の妨げになっている。 ●横浜ビジネスパーク～帷子公園間（天-15）の電柱が歩行者の通行の妨げになっている。 ●横浜ビジネスパーク側の歩道（天-11）において、切り下げの角度が急で、車椅子で通行しにくい。 ●横浜ビジネスパーク前（天-11）の石のタイルが波打っていて、車椅子で通行しにくい。神明社前のタイルは通りやすい。 ●大門通り交差点～横浜ビジネスパーク間（天-11、12、13）の歩道に車両乗入れ部の段差が多い。 ●天王町駅～大門通り交差点間（天-21）は誘導用ブロックがバス停からずれて設置されており、色も歩道と同系色で見にくい。 ●天王町駅～大門通り交差点間（天-21）の歩道の植栽の根が盛り上がっている部分がある。 ●天王橋と道路の歩道の間（天-19）に段差がある。 ●天王町駅前のお店（天-19）が歩道にはみ出て商品を並べており、健常者であっても車道を歩く必要がある。 ◎横浜ビジネスパーク前（天-11）の歩行空間の幅員が広い。他の歩道でもこの程度の広さを確保して欲しい。 ◎大門通り交差点～横浜ビジネスパーク間（天-11、12、13）は放置自転車が少ない。 ◎天王町駅～大門通り交差点間（天-21、22）の歩道のところどころにベンチがあるのがよい。 ◎シルクロード天王町西（天-5）の横断歩道の縁石の段差が小さい。 |
| 交通安全 | <ul style="list-style-type: none"> ●信号が設置されていない。 ●歩道上に乗り上げた車両が多く、通行の妨げになっている。 ●信号に音響装置が設置されておらず、渡るタイミングが分からない。 |

| <p style="text-align: center;">指摘内容 (●：課題・問題点 ◇：提案・要望 ◎：良い点)</p> | |
|--|--|
| 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ●保土ヶ谷区休日急患診療所は、誘導用ブロックが設置されていない。 ●保土ヶ谷区休日急患診療所前の路面に凹凸がある。 ●ほどがや地区センターの階段の手すりの位置が高い。 ●ほどがや地区センターの階段の幅が狭い。 ●ほどがや地区センターの側溝のグレーチングの目が粗い。 ●神奈川総合健診センターのスロープの縦断勾配が急で、危険である。 ●神奈川総合健診センターの出入口正面に階段があり、すべて同じ色のタイルのため、段差があることを視認しにくい。 ◇神奈川総合健診センターの出入口正面の階段の部分に色を付けて欲しい。 ◎ほどがや地区センターの歩行空間が平坦で歩きやすい。 |
| 都市公園 | <ul style="list-style-type: none"> ●帷子公園内に段差がある。 ◇帷子公園のトイレに子供便座やオムツを変える場所を設置して欲しい。 ◇帷子公園のトイレに音声案内を設置して欲しい。 ◇保土ヶ谷区天王町駅前公園は、園路から外れて一段下がった場所（花壇）にベンチが設置されている。 |

(3) 保土ヶ谷駅周辺地区におけるまちあるき点検と情報募集の概要

| | 指摘内容 (●:課題・問題点 ◇:提案・要望 ◎:良い点) |
|------|---|
| 公共交通 | <ul style="list-style-type: none"> ●保土ヶ谷駅西口の階段の出入口に段差がある。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場のタクシー乗り場は、5cmくらいの段差があり、車椅子で上がることができない。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場のタクシー乗り場の位置が分かりにくい。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場のバス乗り場に段差があり、縦断勾配が急である。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場のバス乗り場に誘導用ブロックが設置されていない。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場のマクドナルドの前の歩道の舗装に凹凸があり、車いす使用者が通行しにくい。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場の誘導用ブロックの色や大きさが路面のタイルと同じで区別がつきにくい。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場の女性トイレが丸見えで、和式しか設置されていない。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場のタクシー乗り場はベビーカーで行くことができない。段差が高い。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場は、バス、タクシーに乗る場合、歩道橋から階段を下る必要がある。階段が大変な方は車道を渡っている。 ◎保土ヶ谷駅は、音声案内が設置されており、分かりやすい。 ◎保土ヶ谷駅は、階段の手すりに点字の案内が設置されている。 ◎保土ヶ谷駅は、エレベーターが貫通型で降りやすい。 ◎保土ヶ谷駅は、待合室が車椅子でも入りやすい。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●イコットハウス東(保-9)は、段差や電柱があり、歩道の幅が狭いため、車道を通る必要がある。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場～イコットハウス間(保-3)は、歩道の乗入れ部の横断勾配が急で歩きにくい。 ●保土ヶ谷税務署前(保-1)は、路上駐車、交通量が多く、見通しも悪く、非常に危険である。 ◇保土ヶ谷税務署前(保-1)は、歩道を設置して欲しい。 ●保土ヶ谷駅東口歩道橋の駅自由通路接続区間(保-10)は、スロープが全体的に暗い。手すりが設置されていない。 ●聖隸横浜病院に行くバスが中央のバス乗り場にあり、車椅子でアクセスできない(保-10)。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場北側入口側の横断歩道(保-10)の切り下げ勾配が急である。 ●保土ヶ谷駅～昴保育園間(保-5)は、植栽帯に段差があり、車椅子使用者が通行しにくい。 ◎保土ヶ谷駅西口交通広場～イコットハウス間(保-3)は、歩道の幅が広く、舗装が綺麗で歩きやすい。 |

| | <p style="text-align: center;">指摘内容 (●：課題・問題点 ◇：提案・要望 ◎：良い点)</p> |
|-----|--|
| 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ●イコットハウスの出入口の縦断勾配が急である。 ●岩間町交番の縦断勾配が急である。 ●ビーンズ保土ヶ谷西館の右側のエレベーターに鏡や点字が設置されていない。 ●ビーンズ保土ヶ谷西館のスロープの始まりと終わりに誘導用ブロックが設置されていない。 ●ビーンズ保土ヶ谷東館のエレベーターの出入口の幅が狭い。正面に鏡が設置されていない。 ●ビーンズ保土ヶ谷東館のエレベーター内が狭い。 ●保土ヶ谷税務署の出入口に段差があり、車椅子では上がることができない。 ◎ビーンズ保土ヶ谷西館のスロープにすべり止めが設置されている。 ◎ビーンズ保土ヶ谷西館の1階エレベーター付近にあるトイレは、出入口・室内が広く、ドアがボタンで開閉できる。 |

5 重点整備地区におけるバリアフリー化に向けた事業

(1) 事業の基本的な考え方

ここに示す事業の基本的な考え方は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

バリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とする。

ア 鉄道駅・バス等のバリアフリー化

① 移動等円滑化された経路の確保

- 駅の外部から改札口を経てプラットホームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- 移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とする。また、他のルートがある場合は、主動線以外についても可能な限り、移動等円滑化された経路を確保することが望ましい。

② 安全な階段の整備

- 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

③ 誘導案内設備の整備

- 案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確

保する。

- 改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内※の設置に努める。

※ 音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

④ 使いやすい設備の整備

- エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- 多機能トイレを整備する。
- 乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

⑤ プラットホームにおける安全対策

- プラットホームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、内方線付点状ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

⑥ バス車両

- バス車両においては、ノンステップバスを導入するなど、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。

⑦ 職員に対する適切な教育訓練

- 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

イ 道路等のバリアフリー化

- 生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。また、雨や雪の場合でも、転倒や車

いすのスリップを防ぐため、水たまりができにくく、滑りにくい舗装や構造とする。

- 案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- 生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- 歩道上においては、はみ出し看板の撤去の指導、放置自転車対策、視覚障害者誘導用ブロックの役割等の広報・啓発活動、自転車走行マナー向上に関する広報・啓発活動、工事中のバリアフリー対策の指導等の推進により、安全な歩行空間を確保する。

なお、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路(A)』と『生活関連経路(B)』の2つに区分する。

『生活関連経路(A)』

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

『生活関連経路(B)』

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

■生活関連経路の区分と整備目標

生活関連経路(A)：基準等に沿った整備を実施または整備がなされている

生活関連経路(B)：可能な限り基準等に沿った整備を実施

ウ 交通安全施設等のバリアフリー化

- 道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。
- 歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化、違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進、標識・標示の視認性の確保、また、必要に応じて交通規制を実施する。

エ 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化

- すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう、道路等敷地の外部から施設内までの段差の改修や、キャッチブロック（視覚障害者が歩道を歩く際、目的施設の前に到達したことが分かるよう歩道上に設置した視覚障害者誘導用ブロック）の設置などを行い、移動経路を確保する。
- 施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に移動できるよう努める。
- 高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- 一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- 施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

オ 都市公園のバリアフリー化

- 都市公園のバリアフリー化にあたっては、「特定公園施設の例外規定」※が設けられている趣旨を踏まえ、地形や自然環境の保全等を考慮した形でのバリアフリー化が求められる。上記を踏まえ、以下の考え方に基づき、整備に努めるものとする。
- 「主要な公園施設」は、不特定かつ多数のものが利用し、また主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設とする。
- 出入口から「主要な公園施設」に至る経路は、都市公園移動等円滑化基準に適合させるよう努めるものとし、経路の選定にあたっては、重点整備地区における

る一体的なバリアフリー化のため、生活関連経路との連続性を考慮して設定することが望ましい。

※「特定公園施設の例外規定」：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第二条

(2) 特定事業及びその他の事業

前項の「事業の基本的な考え方」を踏まえた、バリアフリー化のための具体的な事業として、下記に示す「特定事業」及び「その他の事業」を本基本構想に位置づける。

- ・公共交通特定事業　　：旅客施設等のバリアフリー化に関する事業
- ・道路特定事業　　：道路等のバリアフリー化に関する事業
- ・交通安全特定事業　　：音響式信号機の設置等に関する事業
- ・建築物特定事業　　：建築物のバリアフリー化に関する事業
- ・都市公園特定事業　　：公園のバリアフリー化に関する事業
- ・その他の事業　　：その他のバリアフリー化に関する事業

各事業の事業実施箇所、事業内容は次頁以降に示すとおりである。

整備の目標時期は、原則として、基本構想策定から概ね5年後の平成36年度（2024年度）までとする。しかし、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて整備を検討する」ものとする。また、過去から続いている取組や、今後も継続していくものについては、「過去から継続している、継続的に実施する」ものとする。

事業の実施にあたっては、表5.1に示したバリアフリー関連法令・基準及びガイドライン等に沿った整備を努めることとする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。

なお、ここに示した「特定事業」・「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、星川駅、天王町駅、保土ヶ谷駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、具体的な検討を行い、バリアフリー化の推進に努めることとする。

表 5.1 バリアフリー関連法令・基準及びガイドライン等

| 名称 | 発行年／発行者 |
|---|---|
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 | 平成 18 年（2006 年）12 月 政令 |
| 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準 | 平成 18 年（2006 年）12 月 国土交通省令 |
| 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 | 平成 18 年（2006 年）12 月 国土交通省令 |
| 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準 | 平成 18 年（2006 年）12 月 国土交通省令 |
| 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準 | 平成 18 年（2006 年）12 月 国土交通省令 |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準 | 平成 18 年（2006 年）12 月 国家公安委員会規則 |
| 公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編） | 平成 30 年（2018 年）3 月 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 |
| 公共交通機関の車両等に関する移動円滑化ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン（車両等編） | 平成 30 年（2018 年）3 月 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 |
| 改訂版道路の移動等円滑化整備ガイドライン | 平成 23 年（2011 年）8 月 財団法人国土技術研究センター |
| ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（改訂版） | 平成 29 年（2017 年）5 月 社団法人日本公園緑地協会 |
| 交通事業者向け接遇ガイドライン | 平成 30 年（2018 年）5 月 国土交通省 |
| 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 28 年度（2016 年度）） | 平成 29 年（2017 年）5 月 国土交通省 |
| 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 | 平成 24 年（2012 年）3 月 国土交通省 |
| 横浜市福祉のまちづくり条例 | 平成 25 年（2013 年）10 月 横浜市 |
| 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル | 平成 25 年（2013 年）10 月 横浜市 |
| 横浜市公共サインガイドライン（改訂版） | 平成 30 年（2018 年）3 月 横浜市 |
| 横浜市移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例 | 平成 24 年（2012 年）12 月 横浜市 |
| 横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例 | 平成 24 年（2012 年）12 月 横浜市 |

| |
|---|
| 公共交通特定事業 |
| 相鉄本線星川駅 |
| ●音声ガイドの設置 |
| ●ホームドアの設置 |
| バス停留所(星川駅)付近 |
| ◆バスボルにおける点字表示の設置検討 |
| バス車両 |
| ◆ノンステップバスの増加 |
| 道路特定事業 |
| 星川駅南口交通広場 |
| ●バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施 |
| 経路 8 |
| ●排水溝のふたの改善 |
| 経路 10 |
| ◆歩行空間の確保 |
| 経路 12 |
| ●舗装の改修 |
| ◆歩行空間の確保 |
| 経路 16 |
| ●バリアフリー化された歩行空間の確保 |
| 経路 23 |
| ◆歩道の平坦性の改善 |
| 建築物特定事業 |
| 星川SFビル |
| ●歩道の平坦性の改善 |
| 保土ヶ谷郵便局 |
| ◆駐車マナーの啓発 |
| 地域子育て支援拠点「こっころ」 |
| ◆視覚障害者誘導用ブロック |
| または音声案内の設置 |
| ●車椅子利用者への有人対応 |
| イオン天王町店 |
| ◆既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善 |
| ◆自転車のマナー啓発 |
| 複合施設「かるがも」 |
| ●音声案内の設置 |
| 保土ヶ谷公会堂・保土ヶ谷図書館 |
| ◆歩行空間の平坦性の改善 |
| いなげや |
| ◆視覚障害者を誘導する設備の設置 |
| ほどがやカルガモの会 |
| ◆視覚障害者を誘導する設備の設置 |
| 保土ヶ谷警察署 |
| ◆既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善 |
| 横浜星川郵便局 |
| ◆視覚障害者を誘導する設備の設置 |

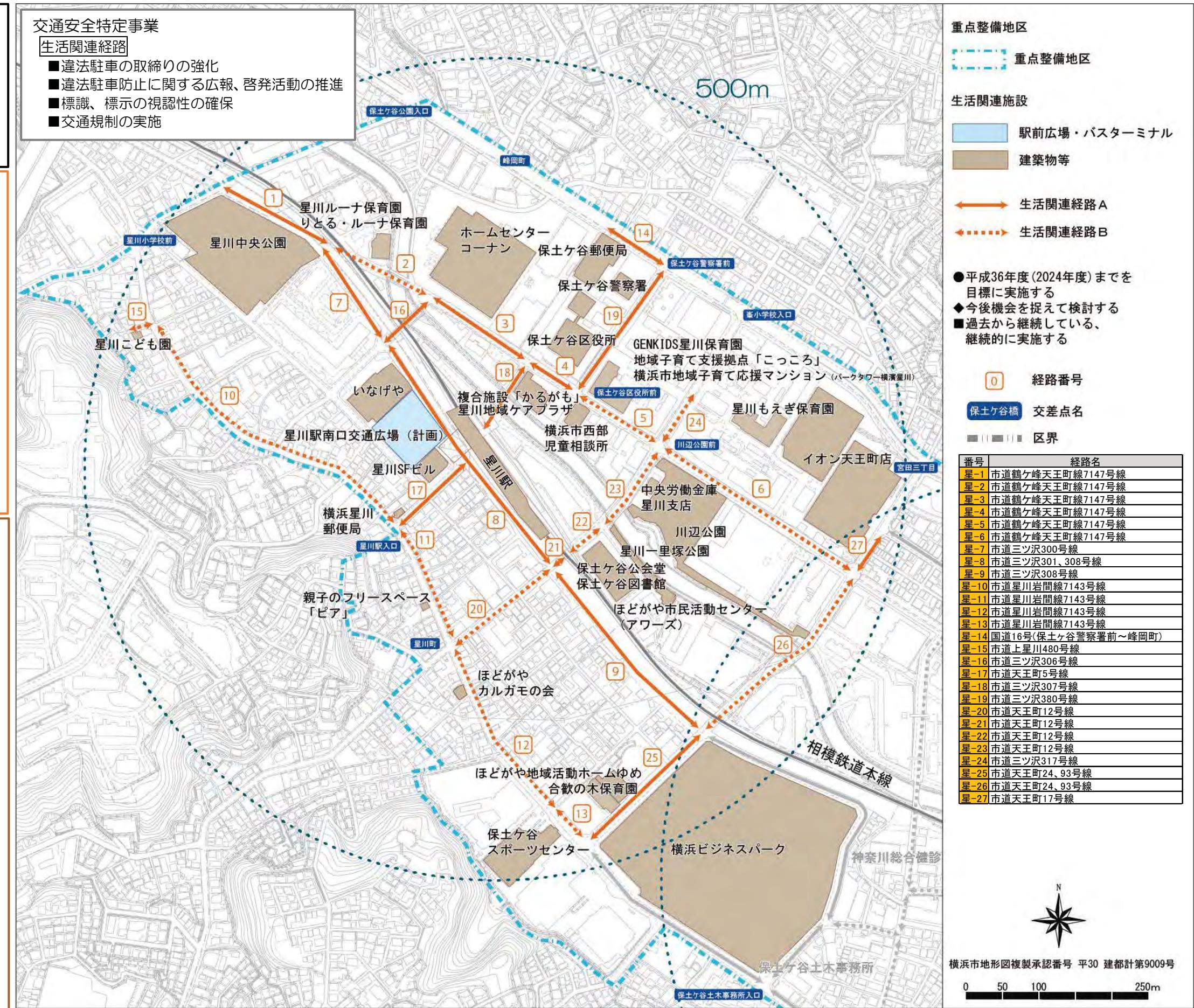


図 5.1 特定事業【星川駅周辺地区】

公共交通特定事業
相鉄本線天王町駅
●ホームドアの設置

道路特定事業
経路 1
●歩行者用安全対策の検討
経路 11
●歩道の平坦性の改善 ●舗装の改修
経路 15
●段差の改善 ◆歩行空間の確保
経路 19
●舗装の改修
経路 20
●歩道の平坦性の改善
●既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
経路 21
◆歩道の平坦性の改善
◆既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
●バス停ポールもしくは
視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置
経路 23
●歩道の平坦性の改善
●街きよ桝のふたの改修
◆防護柵設置の検討
◆横断歩道での視覚障害者誘導用ブロックの
適切な配置

都市公園特定事業
帷子公園
◆段差の改善
◆トイレの音声案内の設置
◆トイレへの子供便座等の設置
天王町駅前公園
◆段差の改善

建築物特定事業
神奈川総合健診センター
◆スロープの勾配の改善
◆階段の視認性の改善
ほどがや地区センター
◆階段の手すり高さの改善 ◆階段の改修
●排水溝のふたの改善
●視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置
保土ヶ谷区休日急患診療所
●視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置
●舗装の改修
岩間市民プラザ
◆看板の設置箇所の改善
◆トイレの出入口の改修

交通安全特定事業
生活関連経路
■違法駐車の取締りの強化
■違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
■標識、標示の視認性の確保
■交通規制の実施
経路 23
◆音響式信号機の設置

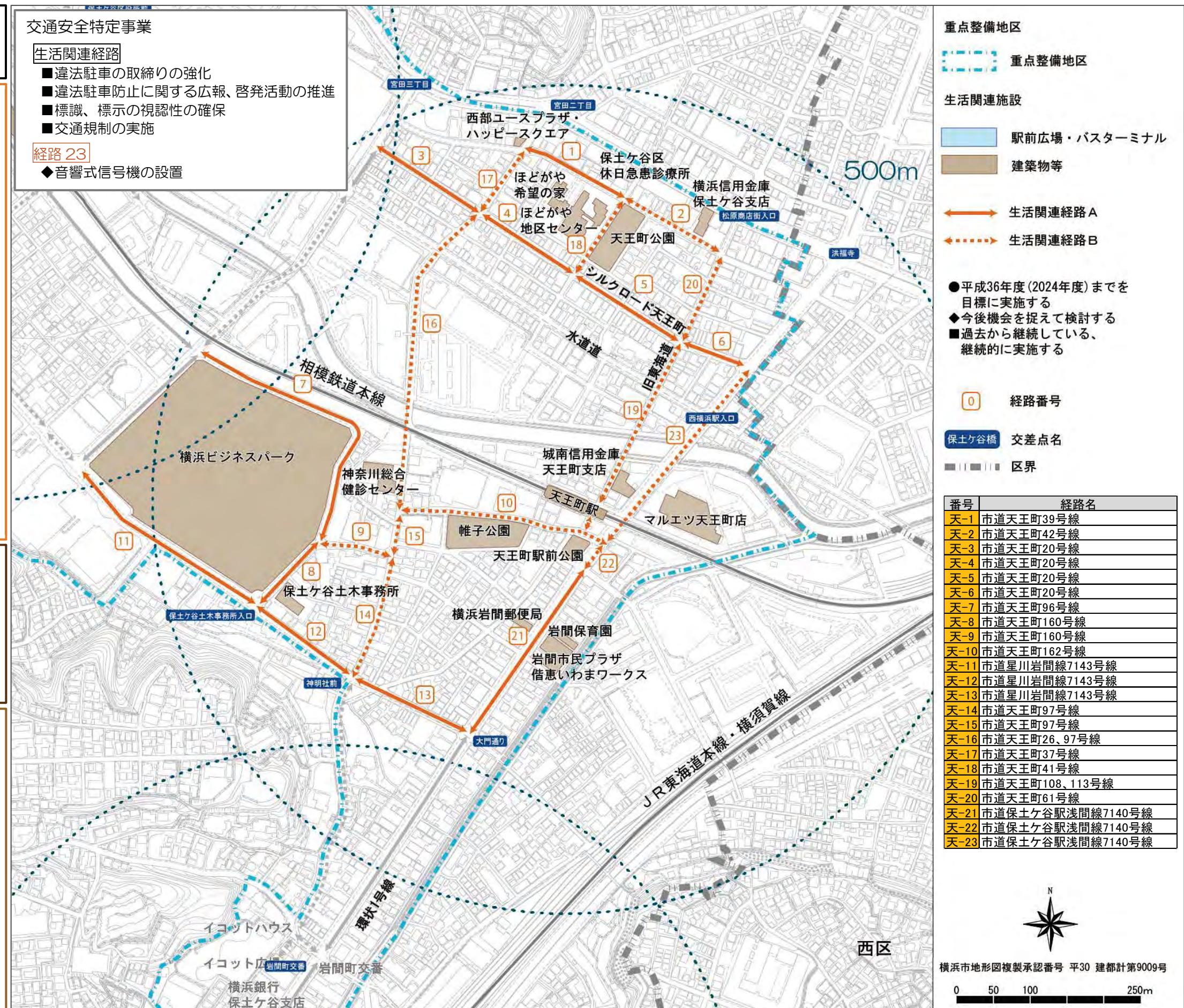


図 5.2 特定事業【天王町駅周辺地区】

- 公共交通特定事業
- JR線保土ヶ谷駅
 - ◆ホームドアの設置
 - ◆階段下の段差の改善
- 保土ヶ谷駅東口交通広場
 - 案内サイン等の設置
- 保土ヶ谷駅東口歩道橋
 - 案内サイン等の設置

道路特定事業

保土ヶ谷駅西口交通広場

- バイク利用者等へのマナー啓発活動の促進
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ◆歩道の平坦性の改善

保土ヶ谷駅東口歩道橋 経路 10

- ◆移動円滑化経路の確保

保土ヶ谷駅東口交通広場

- ◆既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善、適切な配置

経路 3

- 歩道の平坦性の改善
- ◆舗装の改修

経路 5

- 歩道の平坦性の改善
- ◆段差の改善

経路 9

- 移動円滑化経路への誘導

建築物特定事業

ビーンズ保土ヶ谷東館

- ◆ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ◆ エレベーターの改修
- エレベーターへの案内標示の設置
- ◆ エレベーター内の聴覚障害者用の連絡手段の検討
- ◆ 歩道の平坦性の改善

ビーンズ保土ヶ谷西館

- ◆ 視覚障害者に対するエレベーターへの誘導用ブロックの設置
- スロープに対する警告ブロックの敷設

保土ヶ谷税務署

- ◆ 出入口の段差の改善

とぴあ

- エレベーターへの案内の実施

岩間町交番

- ◆ 出入口の勾配の改善
- ◆ 既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善

イコットハウス

- 敷地出入口から建物までの移動円滑化された経路の整備

保土ヶ谷駅東口駅前広場

- ◆ トイレの改善
- ◆ 電話 BOX の改善

交通安全特定事業

生活関連経路

- 違法駐車の取締りの強化
- 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
- 標識、標示の視認性の確保
- 交通規制の実施

重点整備地区

生活関連施設

- 駅前広場・バスターミナル
- 建築物等

生活関連経路

- 生活関連経路A (赤矢印)
- 生活関連経路B (オレンジ点線)

マーキング

- 平成36年度(2024年度)までを目標に実施する
- ◆ 今後機会を捉えて検討する
- 過去から継続している、継続的に実施する

経路番号

交差点名

区界

番号 経路名

| | |
|------|------------------------------|
| 保-1 | 県道保土ヶ谷停車場3015 |
| 保-2 | 市道天王町355、356号線 |
| 保-3 | 市道保土ヶ谷駅浅間線7140号線 |
| 保-4 | 市道保土ヶ谷駅浅間線7140号線 |
| 保-5 | 国道1号(保土ヶ谷駅東口・バスターミナル出口～昂保育園) |
| 保-6 | 市道天王町297号線 |
| 保-7 | 市道天王町239号線 |
| 保-8 | 市道天王町294号線 |
| 保-9 | 市道川島岩間線7145号線 |
| 保-10 | 保土ヶ谷駅東口歩道橋 |

500m

西区

南区

N

横浜市地形図複製承認番号 平30 建都計第9009号

0 50 100 250m

図 5.3 特定事業【保土ヶ谷駅周辺地区】

ア 星川駅周辺

① 公共交通特定事業

事業者：相模鉄道株式会社

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|----------------|----------|---|------------------|-----------------------------|--|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 星川駅 改札内 | | | | | | |
| 1 | 音声ガイドの設置 | ○ | | | 連続立体交差 事業に合わせ て検討する。 | 01-01 |
| 2 | ホームドアの設置 | ○ | | | 平成 34 年度 (2022 年 度) までに設 置予定。 | 01-02 |

事業者：相鉄バス株式会社

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|---------------------|-------------------------|---|------------------|-----------------------------|--|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| バス停留場（星川駅）付近 | | | | | | |
| 1 | バスポールにおける点字表示 の設置の検討 | | ○ | | 一部停留所の みの対応でな く、バス路線 は、交通イン フラのネット ワークとして 位置づけ、事 業者、行政等 をはじめ関係 者で議論を深 めることが望 ましい。 | 02-01 |
| バス車両 | | | | | | |
| 2 | ノンステップバスの増加 | | ○ | | | 03-01 |

② 道路特定事業

事業者：横浜市

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|-----------------------------------|---|---|------------------|-----------------------------|---|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 星川駅南口交通広場 | | | | | | |
| 1 | バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施 | ○ | | | 連続立体交差事業および関連道路事業にあわせて整備。平成 34 年度(2022 年度)完了予定。 | 04-01 |
| 経路 8 星川駅～星川橋間 | | | | | | |
| 2 | 排水溝のふたの改善 | ○ | | | 連続立体交差事業に合わせて検討する。 | 05-01 |
| 経路 10 星川郵便局～星川こども園間 | | | | | | |
| 3 | 歩行空間の確保 | | ○ | | 民有地土地利用転換時に有効幅員の確保による安全対策を検討する。 | 06-01 |
| 経路 12 星川町交差点～保土ヶ谷スポーツセンター間 | | | | | | |
| 4 | 舗装の改修 | ○ | | | 破損箇所を補修する。 | 07-01 |
| 5 | 歩行空間の確保 | | ○ | | 民有地土地利用転換時に検討する。 | 07-02 |
| 経路 16 星川橋 | | | | | | |
| 6 | バリアフリー化された歩行空間の確保 | ○ | | | 車の通行方法の見直しで幅員構成を見直し、車椅子等が安全に使用できるように検討する。 | 08-01 |
| 経路 23 中央労働金庫前 | | | | | | |
| 7 | 歩道の平坦性の改善 | | ○ | | 改良を検討する。 | 09-01 |
| 経路 23 柳橋前 | | | | | | |
| 8 | 歩道の平坦性の改善 | | ○ | | 周辺の改良に合わせて是正を検討する。 | 10-01 |

③交通安全特定事業

事業者：神奈川県公安委員会

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|---------------|--|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 生活関連経路 | | | | | | |
| 1 | ・違法駐車の取締りの強化 ・違法駐車防止に関する 広報、啓発活動の推進 ・標識、標示の視認性の確保 ・交通規制の実施 | | | ○ | | — |

④建築物特定事業

事業者：星川 SF ビル管理組合

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|-----------------|-----------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 星川 SF ビル | | | | | | |
| 1 | 歩道の平坦性の改善 | ○ | | | | 11-01 |

事業者：保土ヶ谷郵便局

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|----------------|----------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 保土ヶ谷郵便局 | | | | | | |
| 1 | 駐車マナーの啓発 | | ○ | | | 12-01 |

事業者：横浜市

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|------------------------|----------------------------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 地域子育て支援拠点「こっころ」 | | | | | | |
| 1 | 視覚障害者誘導用ブロックま たは音声案内の設置 | | ○ | | | 13-01 |

事業者：横浜市、NPO 法人ピアわらべ、地域子育て支援「こっころ」

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|------------------------|--------------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 地域子育て支援拠点「こっころ」 | | | | | | |
| 1 | 車椅子利用者への有人対応 | ○ | | | | 14-01 |

事業者：イオンリテール株式会社

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|----------------|--------------------|---|------------------|-----------------------------|------------------|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| イオン天王町店 | | | | | | |
| 1 | 既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善 | | ○ | | 大規模改修の際に改善を検討する。 | 15-01 |
| 2 | 自転車のマナー啓発 | | ○ | | | 15-02 |

事業者：横浜市

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|------------------------|-------------|---|------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 複合施設「かるがも」 | | | | | | |
| 1 | 音声案内の設置 | ○ | | | 出入口前に誘導鈴(盲導鈴)を設置する。 | 16-01 |
| 保土ヶ谷公会堂・保土ヶ谷図書館 | | | | | | |
| 2 | 歩行空間の平坦性の改善 | | ○ | | 勾配をゆるめたスロープの設置について検討する。 | 17-01 |

事業者：いなげや

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|-------------|-----------------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| いなげや | | | | | | |
| 1 | 視覚障害者を誘導する設備の設置 | | ○ | | | 18-01 |

事業者：ほどがやカルガモの会

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|-------------------|-----------------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| ほどがやカルガモの会 | | | | | | |
| 1 | 視覚障害者を誘導する設備の設置 | | ○ | | | 19-01 |

事業者：保土ヶ谷警察署

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|----------------|--------------------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 保土ヶ谷警察署 | | | | | | |
| 1 | 既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善 | | ○ | | | 20-01 |

事業者：横浜星川郵便局

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|----------------|-----------------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 横浜星川郵便局 | | | | | | |
| 1 | 視覚障害者を誘導する設備の設置 | | ○ | | | 21-01 |

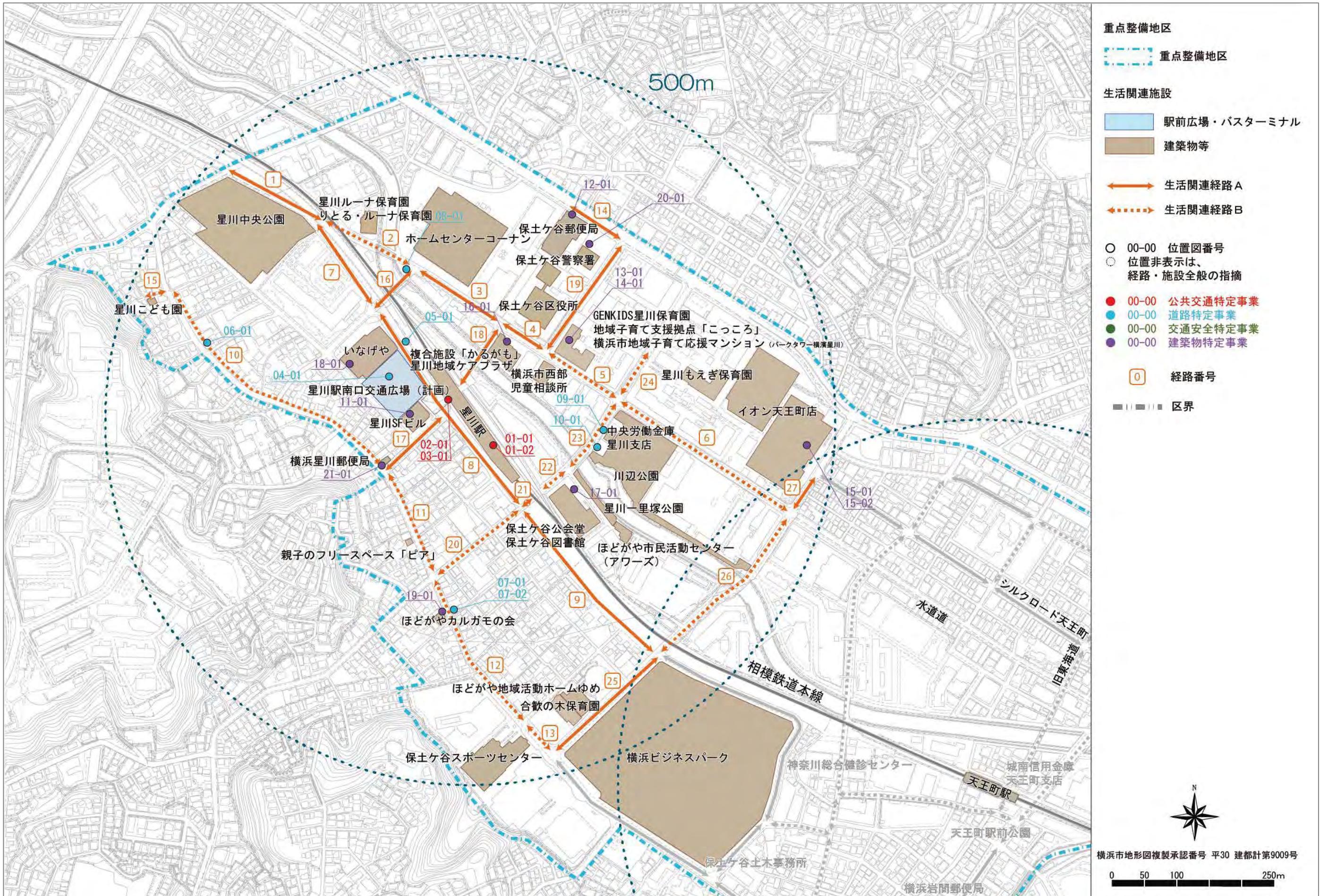


図 5.4 特定事業位置図【星川駅周辺地区】

イ 天王町駅周辺

① 公共交通特定事業

事業者：相模鉄道株式会社

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|-----------------|----------|---|------------------|-----------------------------|--|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 天王町駅 改札内 | | | | | | |
| 1 | ホームドアの設置 | ○ | | | 平成 34 年度 (2022 年 度) までに設 置予定。 | 01-01 |

② 道路特定事業

事業者：横浜市

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|---------------------------------|------------------------|---|------------------|-----------------------------|--------------------------|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 経路 1 西部ユースプラザ前 | | | | | | |
| 1 | 歩行者用安全対策の検討 | ○ | | | | 02-01 |
| 経路 11 大門通り交差点～横浜ビジネスパーク間 | | | | | | |
| 2 | 歩道の平坦性の改善 | ○ | | | | 03-01 |
| 3 | 舗装の改修 | ○ | | | | 03-02 |
| 経路 15 横浜ビジネスパーク～帷子公園間 | | | | | | |
| 4 | 段差の改善 | ○ | | | 横断歩道部に 切下げを検討 する。 | 04-01 |
| 5 | 歩行空間の確保 | | ○ | | 民有地土地利 用転換時に検 討する。 | 04-02 |
| 経路 19 城南信用金庫前 | | | | | | |
| 6 | 舗装の改修 | ○ | | | 必要箇所につ いて補修を検 討する。 | 05-01 |
| 経路 20 シルクロード天王町～横浜信用金庫間 | | | | | | |
| 7 | 歩道の平坦性の改善 | ○ | | | | 06-01 |
| 8 | 既設の視覚障害者誘導用 ブロックの改善 | ○ | | | | 06-02 |

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図番号 |
|---|--------------------------------------|---|------------------|-----------------------------|---|-------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 経路 21 天王町駅～大門通り交差点間 | | | | | | |
| 9 | 歩道の平坦性の改善 | | ○ | | 街路樹の根上 がり改修を検 討する。 | 07-01 |
| 10 | 既設の視覚障害者誘導用 ブロックの改善 | | ○ | | | 07-02 |
| 11 | バス停ポールもしくは視覚障 害者誘導用ブロックの適切な 配置 | ○ | | | | 07-03 |
| 経路 23 マルエツ天王町店前、天王橋、天王橋～シルクロード天王町間 | | | | | | |
| 12 | 歩道の平坦性の改善 | ○ | | | 連続立体交差 事業に合わせ て検討する。 | 08-01 |
| 13 | 街きよ桟のふたの改修 | ○ | | | | 08-02 |
| 14 | 歩道の平坦性の改善 | ○ | | | | 08-03 |
| 15 | 防護柵設置の検討 | | ○ | | | 08-04 |
| 16 | 横断歩道での視覚障害者誘導 用ブロックの適切な配置 | | ○ | | 電柱の移設、 視覚障害者誘 導用ブロックの 改修を検討す る。 | 08-05 |

③ 交通安全特定事業

事業者：神奈川県公安委員会

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図番号 |
|-------------------------|--|---|------------------|-----------------------------|----|-------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 生活関連経路 | | | | | | |
| 1 | ・違法駐車の取締りの強化 ・違法駐車防止に関する 広報、啓発活動の推進 ・標識、標示の視認性の確保 ・交通規制の実施 | | | ○ | | — |
| 経路 23 城南信用金庫前交差点 | | | | | | |
| 2 | 音響式信号機の設置 | | ○ | | | 09-01 |

④ 建築物特定事業

事業者：一般財団法人 神奈川県労働衛生福祉協会

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|--------------------|------------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 神奈川総合健診センター | | | | | | |
| 1 | スロープの勾配の改善 | | ○ | | | 10-01 |
| 2 | 階段の視認性の改善 | | ○ | | | 10-02 |

事業者：横浜市

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|---------------------|------------------------|---|------------------|-----------------------------|---|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| ほどがや地区センター | | | | | | |
| 1 | 階段の手すり高さの改善 | | ○ | | | 11-01 |
| 2 | 階段の改修 | | ○ | | | 11-02 |
| 3 | 排水溝のふたの改善 | ○ | | | | 11-03 |
| 4 | 視覚障害者誘導用ブロックの 適切な配置 | ○ | | | | 11-04 |
| 保土ヶ谷区休日急患診療所 | | | | | | |
| 5 | 視覚障害者誘導用ブロックの 適切な配置 | ○ | | | 今後（平成 33 年度 (2021 年 度) に）建替 えを予定。 | 12-01 |
| 6 | 舗装の改修 | ○ | | | | 12-02 |
| 岩間市民プラザ | | | | | | |
| 7 | 看板の設置箇所の改善 | | ○ | | サインの改修 または見やす いサインを設 置する。 | 13-01 |
| 8 | トイレの出入口の改修 | | ○ | | 今後の改修に 合わせて整備 する。 | 13-02 |

⑤ 都市公園特定事業

事業者：横浜市

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|----------------|---------------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 帷子公園 | | | | | | |
| 1 | 段差の改善 | | ○ | | | 14-01 |
| 2 | トイレの音声案内の設置の | | ○ | | | 14-02 |
| 3 | トイレへの子供便座等の設置 | | ○ | | | 14-03 |
| 天王町駅前公園 | | | | | | |
| 4 | 段差の改善 | | ○ | | | 15-01 |

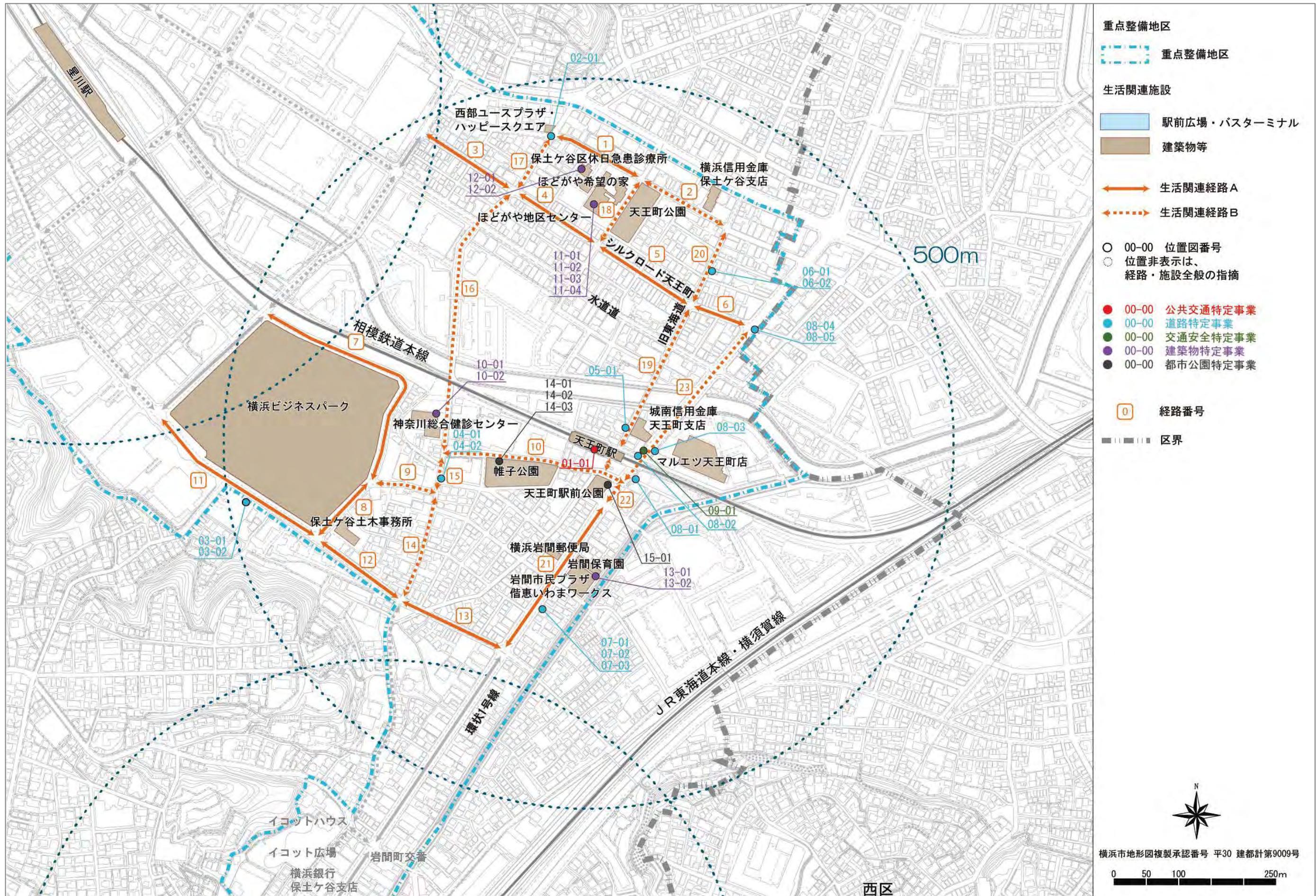


図 5.5 特定事業位置図【天王町駅周辺地区】

ウ 保土ヶ谷駅周辺

① 公共交通特定事業

事業者：東日本旅客鉄道株式会社

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 | | | |
|---------|-----------|---|------------------|-----------------------------|--|-----------|--|--|--|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | | | | |
| 保土ヶ谷駅 | | | | | | | | | |
| ホーム | | | | | | | | | |
| 1 | ホームドアの設置 | | ○ | | 平成 44 年度 (2032 年 度)頃までに 設置予定。 | 01-01 | | | |
| 改札外西口階段 | | | | | | | | | |
| 2 | 階段下の段差の改善 | | ○ | | 横浜市と協議 の上、検討す る。 | 01-02 | | | |

事業者：横浜市

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|-------------|-----------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 保土ヶ谷駅東口交通広場 | | | | | | |
| 1 | 案内サイン等の設置 | ○ | | | | 02-01 |
| 保土ヶ谷駅東口歩道橋 | | | | | | |
| 2 | 案内サイン等の設置 | ○ | | | | 03-01 |

② 道路特定事業

事業者：横浜市

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|------------------|-----------------------------|---|-----------|
| | | 平成36年度 (2024年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 保土ヶ谷駅西口交通広場 | | | | | | |
| 1 | バイク利用者等へのマナー啓発活動の促進 | ○ | | | | 04-01 |
| 2 | 視覚障害者誘導用ブロックの設置 | ○ | | | | 04-02 |
| 3 | 歩道の平坦性の改善 | | ○ | | 東日本旅客鉄道株式会社と調整し、改修を検討する。 | 04-03 |
| 保土ヶ谷駅東口歩道橋 | | | | | | |
| 4 | 移動円滑化経路の確保 | | ○ | | 駅から連絡通路を渡って東口交通広場に行けるよう、エレベーター設置について検討 | 05-01 |
| 保土ヶ谷駅東口交通広場 | | | | | | |
| 5 | 既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善、適切な配置 | | ○ | | 東口駅前広場・保土ヶ谷駅東口歩道橋の全面的な改修とバス・タクシー乗り場へのバリアフリー経路を検討する。 | 06-01 |
| 経路3 保土ヶ谷駅西口交通広場～イコットハウス間 | | | | | | |
| 6 | 歩道の平坦性の改善 | ○ | | | | 07-01 |
| 7 | 舗装の改修 | | ○ | | 街路樹の根上り対策を検討する。 | 07-02 |
| 経路5 保土ヶ谷駅～昴保育園間 | | | | | | |
| 8 | 歩道の平坦性の改善 | ○ | | | 都市計画道路の整備で対応する。 | 08-01 |
| 9 | 歩道の平坦性の改善 | ○ | | | 都市計画道路の整備で対応する。 | 08-02 |
| 10 | 段差の改善 | | ○ | | | 08-03 |
| 経路9 イコットハウス東 | | | | | | |
| 11 | 移動円滑化経路への誘導 | ○ | | | 案内標示により実施。 | 09-01 |

③ 交通安全特定事業

事業者：神奈川県公安委員会

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|---------------|--|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 生活関連経路 | | | | | | |
| 1 | ・違法駐車の取締りの強化 ・違法駐車防止に関する 広報、啓発活動の推進 ・標識、標示の視認性の確保 ・交通規制の実施 | | | ○ | | — |

④ 建築物特定事業

事業者：株式会社ジェイアール東日本都市開発

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|-------------------|----------------------------|---|------------------|-----------------------------|--|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| ビーンズ保土ヶ谷東館 | | | | | | |
| 1 | 視覚障害者誘導用ブロックの設置 | | ○ | | 2階駅連絡通路及び1階歩道の視覚障害者誘導用ブロック設置に合わせて設置検討する。 | 10-01 |
| 2 | エレベーターの改修 | | ○ | | | 10-02 |
| 3 | エレベーターへの案内標示の設置 | ○ | | | 駅の誘導案内は東日本旅客鉄道株式会社と協議の上検討する。 | 10-03 |
| 4 | エレベーター内の聴覚障害者用の連絡手段の検討 | | ○ | | | 10-04 |
| 5 | 歩道の平坦性の改善 | | ○ | | | 10-05 |
| ビーンズ保土ヶ谷西館 | | | | | | |
| 6 | 視覚障害者に対するエレベーターへの誘導ブロックの設置 | | ○ | | バリアフリー対応済のエレベーターへの誘導を行う。 | 11-01 |
| 7 | スロープに対する警告ブロックの敷設 | ○ | | | | 11-02 |

事業者：国税庁

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|----------------|-----------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 保土ヶ谷税務署 | | | | | | |
| 1 | 出入口の段差の改善 | | ○ | | | 12-01 |

事業者：NPO 法人ピアわらべ

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|------------|---------------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| とぴあ | | | | | | |
| 1 | エレベーターへの案内の実施 | ○ | | | | 13-01 |

事業者：保土ヶ谷警察署

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|--------------|------------------------|---|------------------|-----------------------------|---------------|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 岩間町交番 | | | | | | |
| 1 | 出入口の勾配の改善 | | ○ | | 建替時に対応 する。 | 14-01 |
| 2 | 既設の視覚障害者誘導用ブロ ックの改善 | | ○ | | 建替時に対応 する。 | 14-02 |

事業者：横浜市

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|--------------------|-------------------------------|---|------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| イコットハウス | | | | | | |
| 1 | 敷地出入口から建物までの移 動円滑化された経路の整備 | ○ | | | | 15-01 |
| 保土ヶ谷駅東口交通広場 | | | | | | |
| 2 | トイレの改善 | | ○ | | 誰もが使用し やすいトイレ への改善を検 討する。 | 16-01 |

事業者：東日本電信電話株式会社

| No. | 事業内容 | 実施時期 | | | 備考 | 位置図 番号 |
|-------------|------------|---|------------------|-----------------------------|----|-----------|
| | | 平成 36 年度 (2024 年度) までを目標に 実施する | 今後機会を 捉えて検討する | 過去から継続し ている、継続的 に実施する | | |
| 保土ヶ谷駅東口交通広場 | | | | | | |
| 1 | 電話 BOX の改善 | | ○ | | | 17-01 |

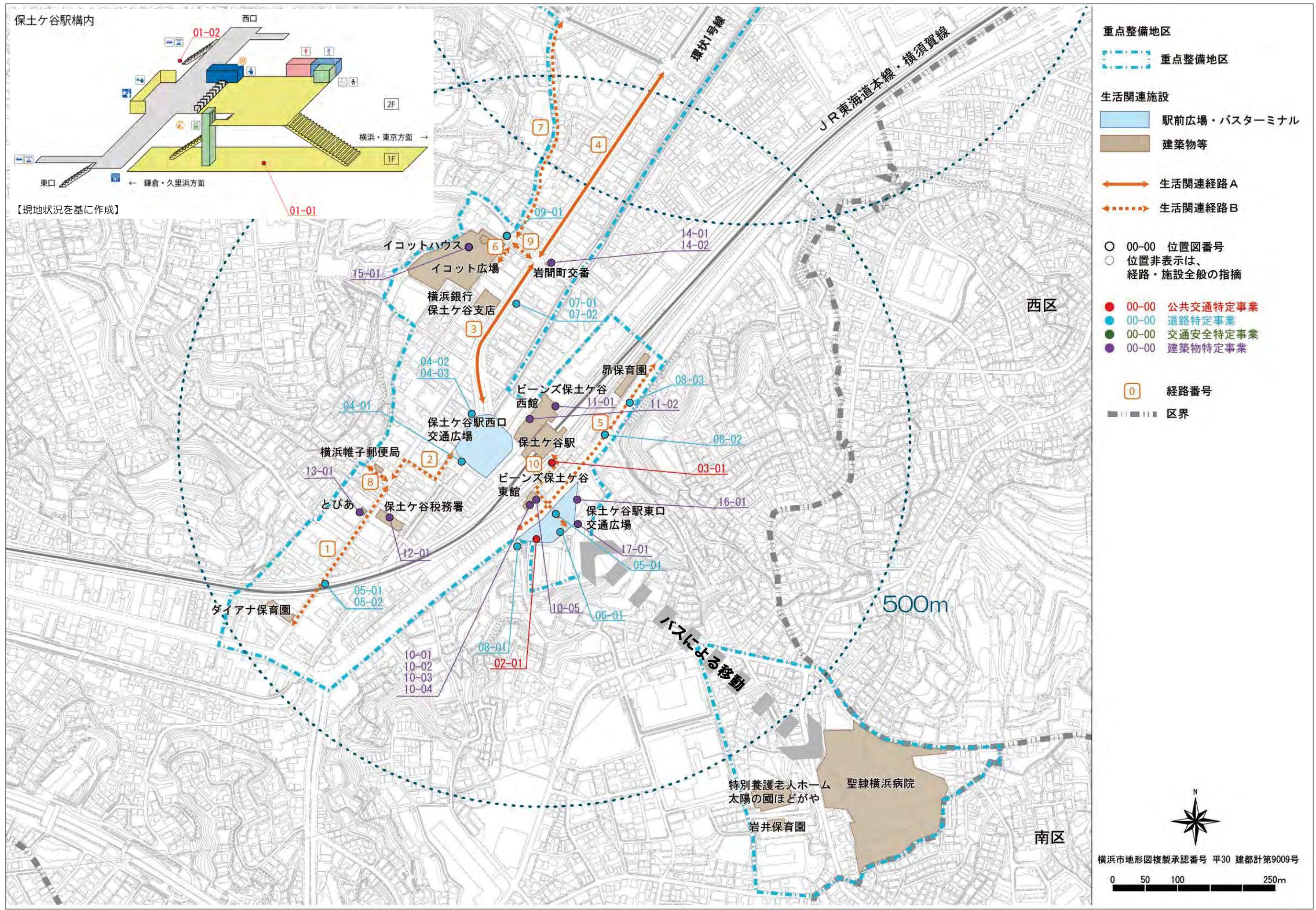


図 5.6 特定事業位置図【保土ヶ谷駅周辺地区】

(3) その他配慮を要する事項

ア 連続立体交差事業との連携

星川駅と天王町駅については、「まちあるき点検・ワークショップ」及び「バリアフリーに関する情報募集」の実施時に課題や要望があがったが、平成 17 年度(2005 年度)より星川駅周辺から始まった連続立体交差事業において、エレベーター やエスカレーターの設置、多機能トイレの設置等のバリアフリー化が図られる。連続立体交差事業と合わせて、星川駅前に交通広場を整備するとともに、駅南側に新たに幅員 12m の 2 車線道路と、踏切があった箇所の道路改良が計画されている。整備に際しては、本基本構想と整合を図り実施するものとする。

イ 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化について建築主等は、建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努める。また、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとする。

ウ 保土ヶ谷駅東口交通広場付近のバリアフリー

保土ヶ谷駅から保土ヶ谷駅東口交通広場への経路においては、駅からの連絡通路にエレベーターが設置されていないため、車椅子使用者はビーンズ東館のエレベーターを使用し、国道 1 号の横断歩道を渡って行く経路となっている。

バリアフリー経路として 1 経路の確保はできているが、国道 1 号を横断する安全性に課題があるため、連絡通路のエレベーター設置については、今後機会を捉えて検討するものとする。

(4) 星川駅周辺地区バリアフリー基本構想の事業の取扱い

平成23年(2011年)3月に策定した、「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、位置付けた事業のうち、平成30年(2018年)10月時点で実施中又は未着手の事業の取扱いについて、以下のとおり整理した。

ア 本基本構想の特定事業に引き継ぐ事業

| 星川駅周辺地区バリアフリー基本構想の記載内容 | | | 事業の取扱い |
|------------------------|------------------|---|---------------------------------|
| 事業者 | 事業箇所 | 主な事業内容 | |
| 相鉄バス株式会社 | バス停留場(星川駅)付近 | バスパールにおける点字表示の設置の検討 | 公共交通特定事業 事業者：相鉄バス株式会社 No.1 |
| | バス車両 | ノンステップバスの増加 | 公共交通特定事業 事業者：相鉄バス株式会社 No.2 |
| 横浜市 | 星川駅南口交通広場 | バリアフリー新法に基づく移動円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施 | 道路特定事業 事業者：横浜市 No.1 |
| | 星川駅～星川橋間 | バリアフリー化された歩行空間の確保 | 道路特定事業 事業者：横浜市 No.6 |
| 神奈川県公安委員会 | 星川駅～横浜星川郵便局間 | 標識・標示の高輝度化 | 交通安全特定事業 事業者：神奈川県公安委員会 No.1 |
| | 保土ヶ谷区役所～保土ヶ谷警察署間 | | 交通安全特定事業 事業者：神奈川県公安委員会 No.1 |
| | 川辺公園～保土ヶ谷公会堂間 | | 交通安全特定事業 事業者：神奈川県公安委員会 No.1 |
| イオン天王町店 | イオン天王町店 | 既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善 | 建築物特定事業 事業者：イオンリテール株式会社 No.1 |
| | | 自転車のマナーの啓発 | 建築物特定事業 事業者：イオンリテール株式会社 No.2 |
| いなげや | いなげや | 視覚障害者を誘導する設備の設置 | 建築物特定事業 事業者：いなげや No.1 |
| ほどがやカルガモの会 | ほどがやカルガモの会 | 視覚障害者を誘導する設備の設置 | 建築物特定事業 事業者：ほどがやカルガモの会 No.1 |

| 星川駅周辺地区バリアフリー基本構想の記載内容 | | | 事業の取扱い |
|------------------------|---------|--------------------|-----------------------------|
| 事業者 | 事業箇所 | 主な事業内容 | |
| 保土ヶ谷警察署 | 保土ヶ谷警察署 | 既存の視覚障害者誘導用ブロックの誘導 | 建築物特定事業 事業者：保土ヶ谷警察署 No.1 |
| 横浜星川郵便局 | 横浜星川郵便局 | 視覚障害者を誘導するための設備の設置 | 建築物特定事業 事業者：横浜星川郵便局 No.1 |

イ 特定事業等に位置付けない事業

| 星川駅周辺地区バリアフリー基本構想の記載内容 | | | 事業の取扱い |
|------------------------|-----------|----------------------------|---|
| 事業者 | 事業箇所 | 主な事業内容 | |
| 相模鉄道株式会社 | 星川駅改札内 | ホームと車両の段差の改善 | 連立立体交差事業にて実施するため、特定事業には位置付けない |
| | 星川駅 | 職員の教育訓練の充実 | 継続的に教育訓練を実施している。バリアフリー化の考え方は「5章（1）事業の基本的な考え方」に記載 |
| 相鉄バス株式会社 | 星川駅南口交通広場 | 職員の教育訓練の充実 | 継続的に教育訓練を実施している。バリアフリー化の考え方は「5章（1）事業の基本的な考え方」に記載 |
| 神奈川県公安委員会 | 重点整備地区全域 | 自転車の走行マナーの向上に関する広報・啓発活動の推進 | 継続的に広報・啓発活動を実施している。バリアフリー化の考え方は「5章（1）事業の基本的な考え方」に記載 |
| | 重点整備地区全域 | バイクへの指導・取締りの強化 | 継続的に指導・取締りを実施している。バリアフリー化の考え方は「5章（1）事業の基本的な考え方」に記載 |

6 基本構想策定後の事業推進にあたって

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」には、バリアフリーに関する意義や目標などを定めるとともに、バリアフリー化の促進のために、国、地方公共団体、施設管理者（事業者）、国民が、それぞれ果たすべき責務等についても定めている。

これらを踏まえ、基本構想策定後、バリアフリー化の促進にあたって、横浜市、事業者、市民が配慮すべき事項等について、以下に示す。

（1）特定事業の実施について

- 横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい施設や経路となるような整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- 横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- 事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- 市民は、移動等円滑化を推進するため、バリアフリー化のための事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

（2）事業の進捗管理及び事業の評価について

- 横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

（3）進捗状況及び事業内容の広報について

- 横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとする。

(4) 事業の見直しについて

- バリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。また、今後の社会情勢・地域社会の変化といった様々な動きに対応していくことが求められる。このような新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。

(5) 心のバリアフリーについて

- 施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーも重要である。そのため、各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等の推進に努めることとする。

横浜市

保土ヶ谷区バリアフリー基本構想

星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺地区

(資料編)

1 まちあるき点検ワークショップ

星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅周辺地区について、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化の状況を点検し、課題の抽出と解決策の検討を行う目的で、「まちあるき点検ワークショップ」を実施した。

なお、星川駅周辺地区については、過年度に策定された「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」に基づきバリアフリー化が進められているため、完了・未完了事業の確認や新たに整備された施設の使いやすさなども合わせて点検を行った。

(1) まちあるき点検ワークショップの開催概要

ア 開催概要

① 開催日時

| 地区 | 日時 | 会場 |
|-----------|---|------------------------|
| 星川駅周辺地区 | 平成 29 年（2017 年） 11月 24 日（金） 10:30～15:30 | 横浜市星川地域ケアプラザ 多目的ホール |
| 天王町駅周辺地区 | 平成 29 年（2017 年） 11月 28 日（火） 10:30～15:30 | 岩間市民プラザ レクチャールーム |
| 保土ヶ谷駅周辺地区 | | |

② 参加者

保土ヶ谷区部会委員をはじめとした市民の皆さん、横浜市関係部署職員など、延べ 110 名の参加により行われた。

| 地区 | 参加者数 |
|-----------|------|
| 星川駅周辺地区 | 61 名 |
| 天王町駅周辺地区 | |
| 保土ヶ谷駅周辺地区 | 49 名 |

イ まちあるき点検

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化の状況や、案内のわかりやすさ、施設の使いやすさなどについて、図 1.1～図 1.5 に示す星川駅周辺地区 1 コース、天王町駅周辺地区 2 コース、保土ヶ谷駅周辺地区 2 コースについて、それぞれ点検を行った。

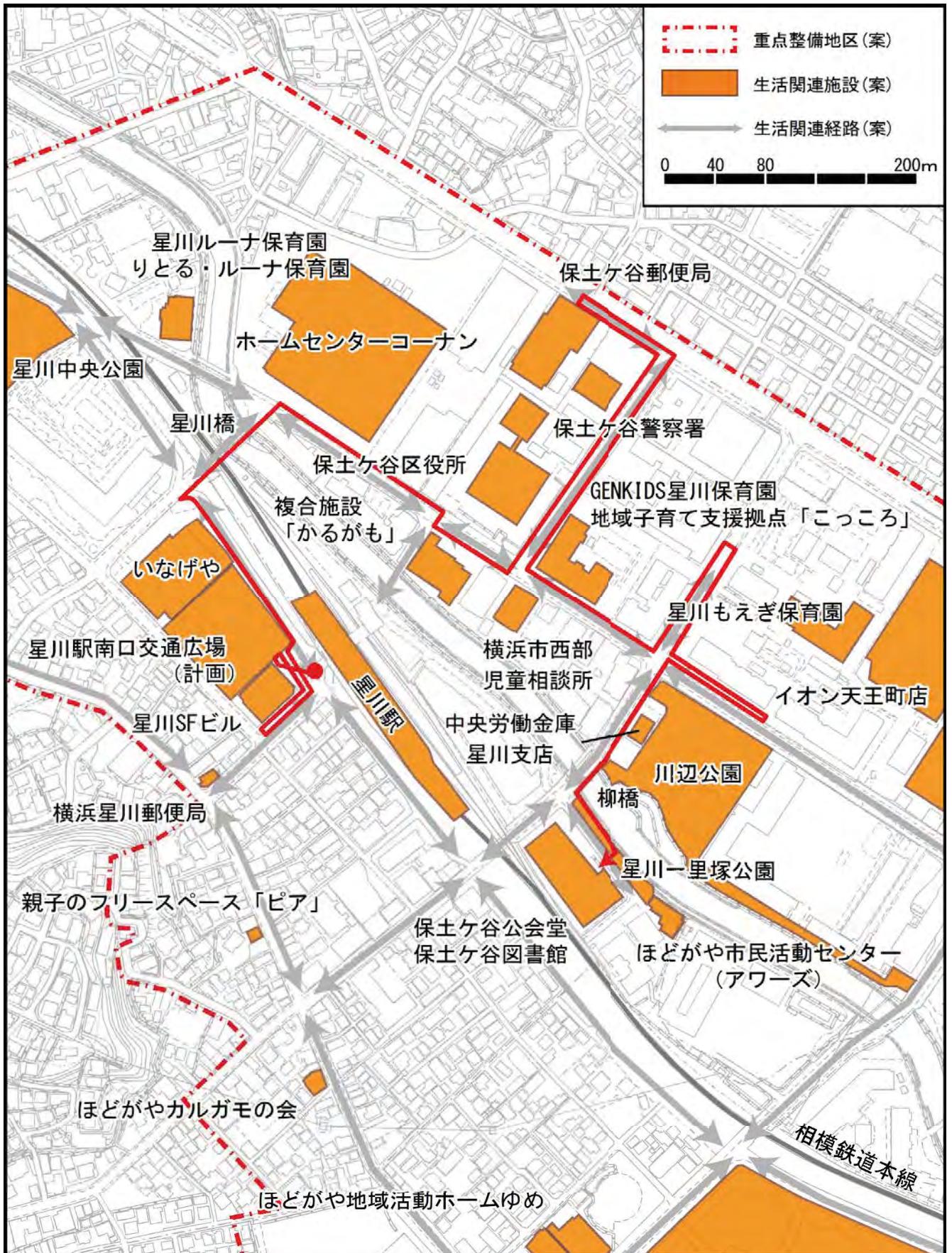


図 1.1 星川駅周辺地区のまち歩き点検ルート図【赤コース】

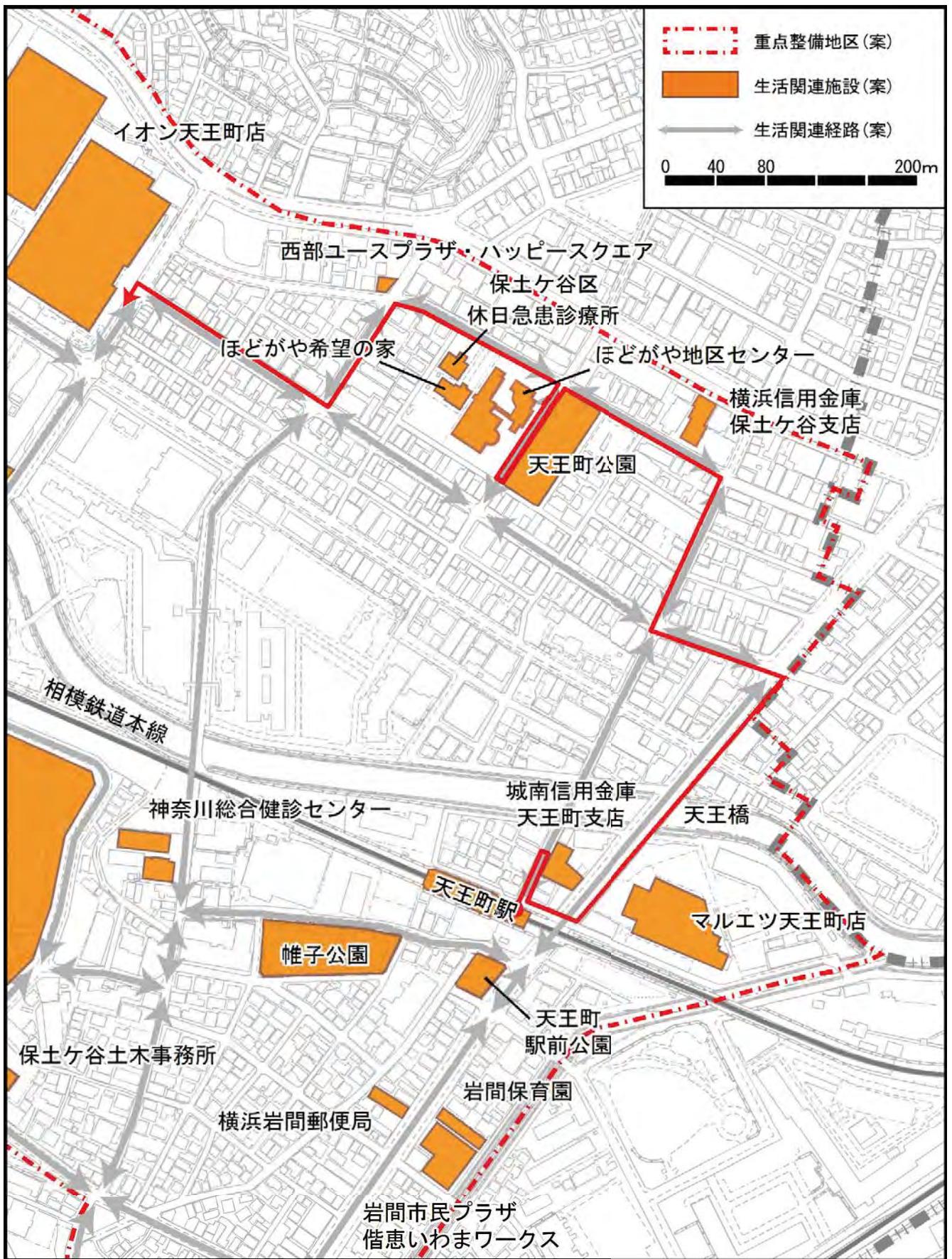


図 1.2 天王町駅周辺地区のまち歩き点検ルート図【赤コース】

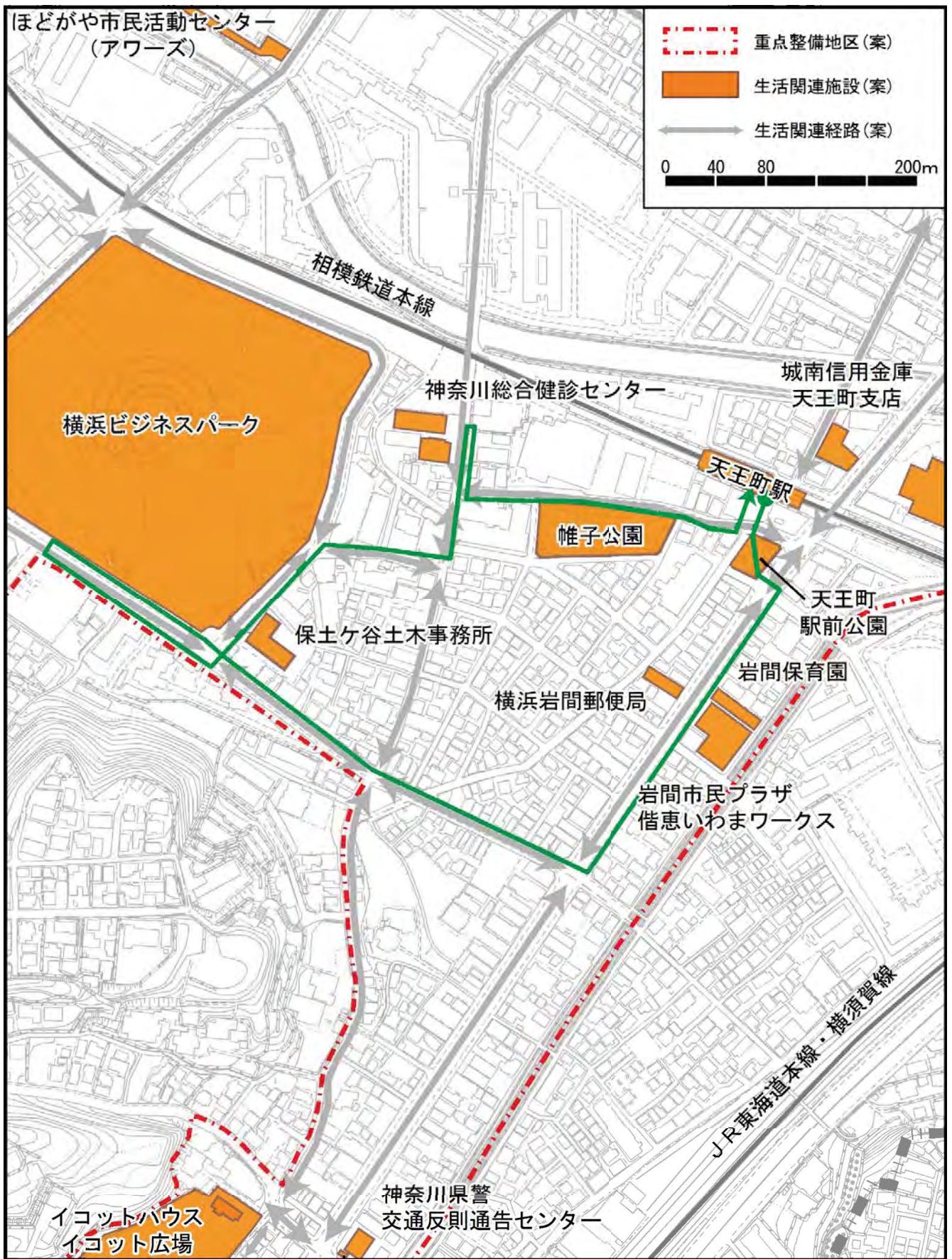


図 1.3 天王町駅周辺地区のまち歩き点検ルート図【緑コース】

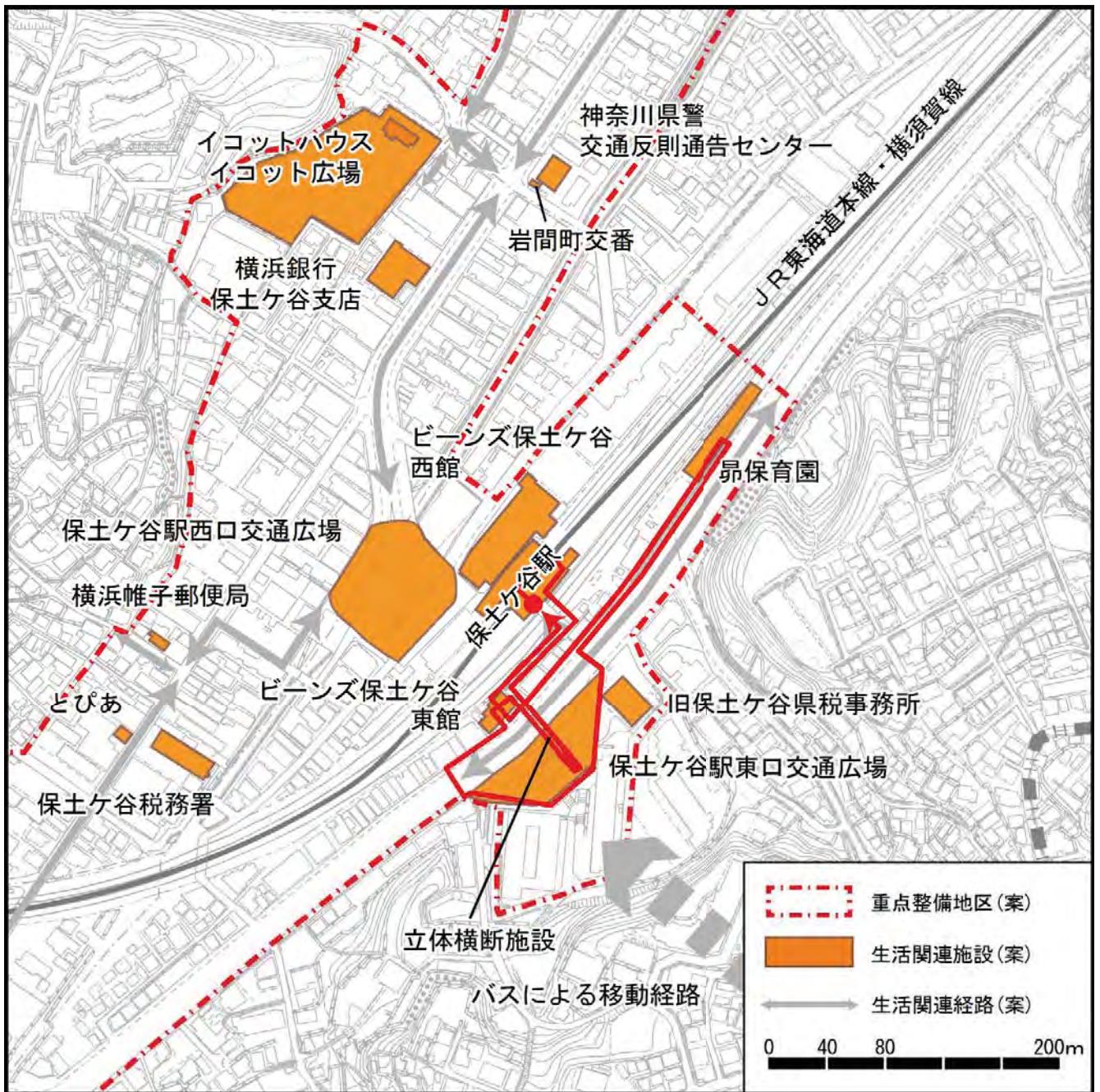


図 1.4 保土ヶ谷駅周辺地区のまち歩き点検ルート図【赤コース】

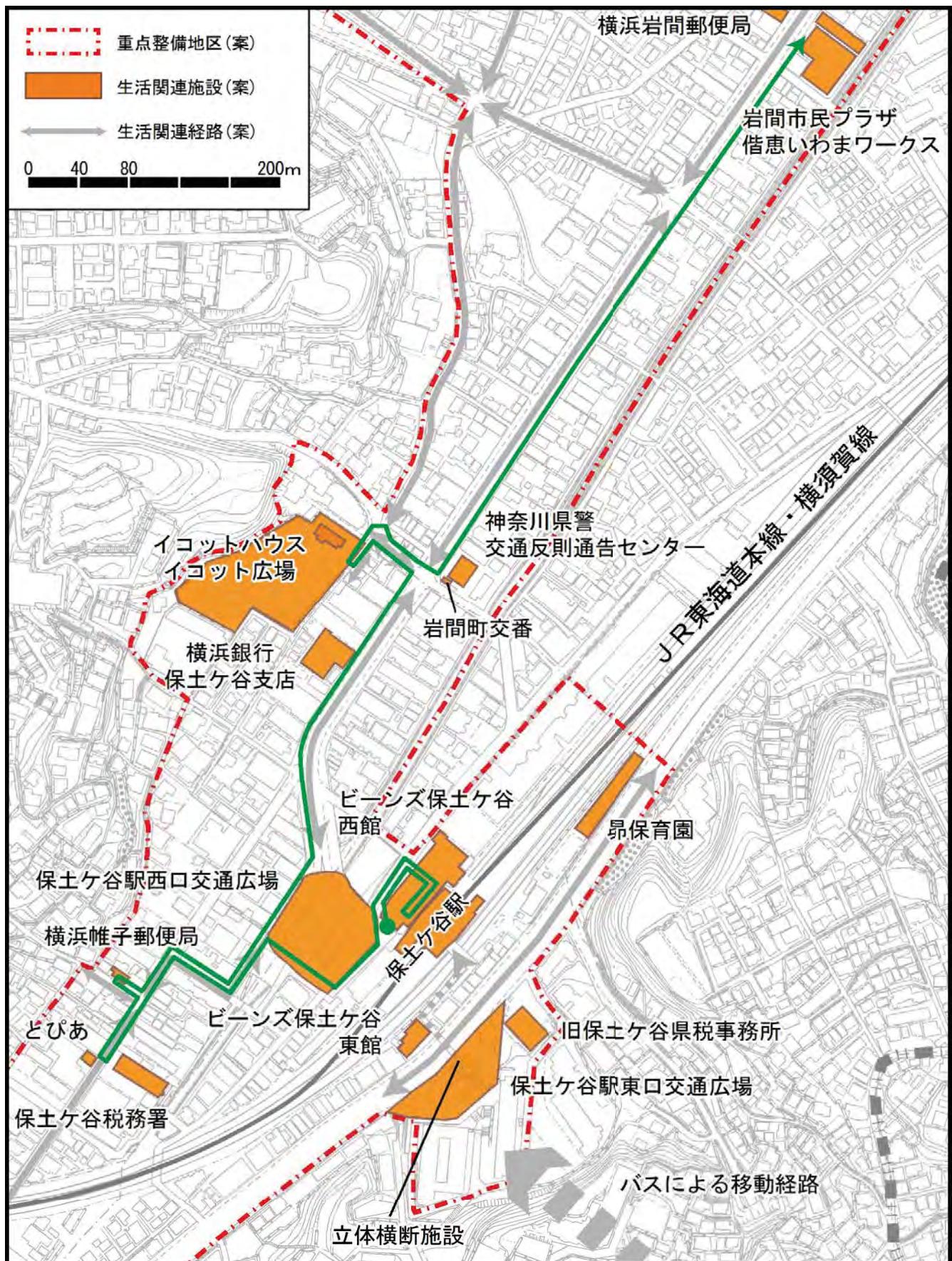


図 1.5 保土ヶ谷駅周辺地区のまち歩き点検ルート図【緑コース】

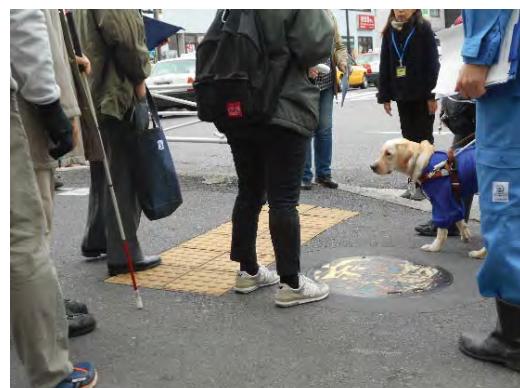
ウ ワークショップ

まちあるき点検により気づいた点を大判の地図上に整理し、各コースの参加者で話し合いながら、特に重要だと思われる問題点、その問題点を改善する方法、今後の整備につながるような良い点・事例などについて整理した。

最後に、各コースの代表者が、コースごとに整理した意見を発表して、参加者全員で共有した。



駅の券売機の確認



視覚障害者誘導用ブロックの確認



歩道橋の点検



課題箇所の計測



課題抽出の意見交換



コースごとに提出された意見の共有

(2) まちあるき点検結果の概要

まちあるき点検で指摘された各意見については、今後、バリアフリー化を進める際の特定事業の分類に基づき整理した。

表 1.1 特定事業の分類

| 事業の分類 | 対象 | 整備例 |
|----------|--------------------|-------------------------------------|
| 公共交通特定事業 | 鉄道駅やバスターミナル、車両等 | ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等 |
| 道路特定事業 | 生活関連経路の道路や通路 | 歩道と車道との段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、滑り止め舗装等 |
| 交通安全特定事業 | 生活関連経路上の信号機や横断歩道など | 音響式信号機、エスコートゾーンの設置等 |
| 建築物特定事業 | 生活関連施設 | 建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等 |

各コースの主な意見について、以下より示す。

ア 星川駅周辺地区

① 赤コース

| | 指摘内容 (●：課題・問題点 ◇：提案・要望 ◎：良い点) |
|------|---|
| 公共交通 | <ul style="list-style-type: none"> ●星川駅は音声ガイドが設置されていない。 ●星川駅南口交通広場の階段の前後に誘導用ブロックが設置されていない。 ●星川駅南口交通広場のデッキ下において、誘導用ブロックが連續して設置されていない。 ●星川駅南口交通広場のデッキ下が暗く、誘導用ブロックが分かりにくい。 ●星川駅南口交通広場に横断防止柵がない。 ◎星川駅の券売機周辺に点字の案内がある。 ◎星川駅の券売機の下に蹴込みがあり、車椅子使用者でも利用しやすい。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●星川橋の歩道橋の階段の踏面が狭い。 ●星川橋では、ベビーカーは車道を通る必要がある（車椅子、ベビーカーは歩道橋を使用できない）。自動車の通行に影響する。 ●星川駅～星川橋間のグレーチングの網目が粗く、白杖がささる。 ●星川橋の踏切において、車椅子の前輪がはまってしまう。 ●保土ヶ谷区役所～保土ヶ谷警察署間は、歩道が狭いため、誘導用ブロックの上に車椅子のタイヤが乗って通りにくい。 ●保土ヶ谷区役所～保土ヶ谷警察署間のマンホールの蓋が滑りやすく、車椅子使用者が通行しにくい。 ●保土ヶ谷区役所～保土ヶ谷警察署間は、植樹枠に蓋がなく、白杖が落ちて危険である。 ●保土ヶ谷区役所～保土ヶ谷警察署間は、セーフティブロックであるため、横断歩道前の歩道と車道の間に段差がなく、視覚障害者にとっては危険である。 ●保土ヶ谷区役所～保土ヶ谷警察署間の横断歩道前の縁石とし型側溝の間の勾配が急で、車椅子の車輪がはまってしまう。 ◎星川駅から星川橋間は、歩行空間の幅が広く車椅子使用者でも通行しやすい。 ◎星川橋～保土ヶ谷区役所間は、交差点のたまりが広いので車椅子使用者でも安心して通行できる。 ◎ホームセンターコーナン～保土ヶ谷区役所前にて、歩道がセットバックされているので、車椅子使用者でも通りやすい。 ◎信号に青時間が長くなる「高齢者用押しボタン」が設置されている。（区役所前） ◎誘導用ブロックが横浜市西部児童相談所まで連続して設置されている。 |

| | 指摘内容 (●：課題・問題点 ◇：提案・要望 ◎：良い点) |
|-----|---|
| 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ●星川S Fビル前の舗装面や側溝に凹凸があり、車椅子使用者や視覚障害者が通行しにくい。 ●複合施設「かるがも」の出入口に音声案内が設置されていない。 ●保土ヶ谷郵便局のスロープの案内サインの前にバイクが駐車されており、案内サインが歩道側にないため、スロープがあることが分かりにくい。 ●保土ヶ谷郵便局のスロープに滑り止めがあり、車椅子使用者が通行しにくい。 ●パークシティ横濱の植樹樹が四角い形状のため車椅子のタイヤがはまりやすい。丸い形状にして欲しい。 ●パークシティ横濱のマンションの水景施設の水辺に柵が設置されていない。 ●地域子育て支援拠点「こっころ」の出入口前に誘導用ブロックが設置されていない。 ●地域子育て支援拠点「こっころ」は傘立てやベビーカー等が置いてあり、車椅子の転回スペースが足りない。 ◎パークシティ横濱の舗装がすべりにくくてよい。(セットバック部) |

イ 天王町駅周辺地区

① 赤コース

| | 指摘内容 (● : 課題・問題点 ◇ : 提案・要望 ◎ : 良い点) |
|------|--|
| 公共交通 | <ul style="list-style-type: none"> ●天王町駅のエレベーター内に鏡が設置されておらず、車椅子使用者が利用しにくい。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●城南信用金庫前の舗装面に凹凸がある。 ●城南信用金庫前は歩道上に乗り上げた車両、看板や自転車が通行の妨げになっている。 ●マルエツ天王町店前の交差点の街渠枠のグレーチング蓋の網目が粗い。 ●マルエツ天王町店前の交差点横断歩道前の横断勾配が急である。 ●マルエツ天王町店前は車の出入りが激しく、歩行者に配慮が必要。 ●マルエツ天王町店前のマルエツ側の歩道の縦断勾配が急である。 ●天王橋と歩道の間に段差がある。 ●天王橋北側の歩道の縦断勾配が急である。 ●天王橋～シルクロード天王町間は横断歩道と誘導ブロックがずれて設置されており、分かりにくい。 ●天王橋～シルクロード天王町間は交差点の巻き込み部に防護柵が設置されていない。 ●シルクロード天王町～横浜信用金庫間は歩道上に乗り上げた車両が多く、通行の妨げになっている。 ●シルクロード天王町～横浜信用金庫間は横断勾配が急である。 ●シルクロード天王町～横浜信用金庫間は歩道の誘導用ブロックが外れている。 ●シルクロード天王町～横浜信用金庫間は誘導用ブロックが規格外のものとなっており、小さく分かりにくい。 ●横浜信用金庫～天王町公園間の歩道上に電柱が設置されており、狭い。 ●天王町公園西の路側帯において、電柱が道路に張り出しているので、歩行者は車道側に出てしまう。 ●西部ユースプラザ前は車の通りが多く危険である。見渡しづらく、事故が多いと聞いた。 ●西部ユースプラザ前は横断歩道前の縁石が高く、通行しにくい。 ●西部ユースプラザ前は歩道が分離されていない。 ●シルクロード天王町西はごみが歩道に出ており、車椅子使用者が通行しにくい。 ◇天王橋～シルクロード天王町間は街路樹と電柱が重なっており、電柱を地中化して欲しい。 ◎シルクロード天王町西は横断歩道の縁石の段差が小さい。 |
| 交通安全 | <ul style="list-style-type: none"> ●城南信用金庫前交差点の信号に音響装置が設置されておらず、渡るタイミングが分からない。 ●西部ユースプラザ前交差点は信号が設置されていない。 |

| | 指摘内容 (●：課題・問題点 ◇：提案・要望 ◎：良い点) |
|------|--|
| 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ●ほどがや地区センターのスロープの縦断勾配が急である。 ●ほどがや地区センターの階段の手すりの位置が高い。 ●ほどがや地区センターの階段の幅が狭い。 ●ほどがや地区センターの側溝のグレーチングの目が粗い。 ●ほどがや地区センターの誘導用ブロックの行く先が締切りドアにつながっている。歩道にもつながっていない。 ●保土ヶ谷区休日急患診療所は誘導用ブロックが設置されていない。 ●イオン天王町店は誘導用ブロックが破損している。連續性がなく分かりにくい。 ●イオン天王町店の出入口の誘導用ブロックが途切れている。 ●イオン天王町店の自転車の停め方が煩雑である。 <p>◇保土ヶ谷区休日急患診療所前の路面に凹凸があるので直して欲しい。</p> <p>◇対象地区内全体の出入口において、誘導用ブロックだけでなく、音で何の店か分かるようにして欲しい。</p> <p>◎ほどがや地区センターの歩行空間が平坦で歩きやすい</p> |
| 都市公園 | <ul style="list-style-type: none"> ●天王町公園の出入口の有効幅員が狭く、車椅子で出入りしにくい。 ●天王町公園の出入口に誘導用ブロックが設置されていないため、出入口が分かりにくい。 |

② 緑コース

| 指摘内容 (●:課題・問題点 ◇:提案・要望 ◎:良い点) | |
|----------------------------------|--|
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●天王町駅～大門通り交差点間の誘導用ブロックがバス停からずれて設置されている。 ●天王町駅～大門通り交差点間の歩道のポール・誘導用ブロックが整備されていない箇所がある。 ●天王町駅～大門通り交差点間の歩道の植栽の根が盛り上がっている部分がある。 ●大門通り交差点～横浜ビジネスパーク間の歩道に車両乗入れ部の段差が多い。 ●大門通り交差点～横浜ビジネスパーク間は看板（飲食店など）が多く、車椅子使用者が通行しにくい。 ●大門通り交差点～横浜ビジネスパーク間の歩道乗入れ部は、平坦から横断勾配になる切り下げ形状は車椅子では通行しにくい。 ●横浜ビジネスパーク～帷子公園間は縁石の段差が5cmある。 ●横浜ビジネスパーク～帷子公園間は電柱が歩行の妨げになっている。 ◇天王町駅～大門通り交差点間の誘導ブロックの色を黄色に変えて欲しい。 ◇天王町駅～大門通り交差点間の歩道が狭く、花壇等はなくして欲しい。 ◎天王町駅～大門通り交差点間の歩道のところどころにベンチがあるのが良い。 ◎大門通り交差点～横浜ビジネスパーク間は放置自転車が少ない。 ◎横浜ビジネスパーク前の歩行空間の幅員が広い。他の歩道でもこの程度の広さを確保して欲しい。 |
| 交通安全 | <ul style="list-style-type: none"> ●大門通り交差点の青信号が短い。 ◇神奈川総合健診センター沿いの道路に横断歩道や信号を設置して欲しい。 |
| 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ●岩間市民プラザの看板の位置が高いところにあり、分かりにくい。 ●神奈川総合健診センターのスロープの縦断勾配が急である。 ◇神奈川総合健診センターの出入口正面の階段の部分に色を付けて欲しい。 |
| 都市公園 | <ul style="list-style-type: none"> ●天王町駅前公園は園路から外れて一段下がった場所（花壇）にベンチが設置されている。 ●帷子公園は公園内に段差がある。 ◇帷子公園のトイレに音声案内を設置して欲しい。 ◇帷子公園のトイレに子供便座やオムツを変える場所を設置して欲しい。 |

ウ 保土ヶ谷駅周辺地区

① 赤コース

| | 指摘内容 (● : 課題・問題点 ◇ : 提案・要望 ◎ : 良い点) |
|------|--|
| 公共交通 | <ul style="list-style-type: none"> ●保土ヶ谷駅の券売機に障害者割引の案内がない。 ●保土ヶ谷駅の券売機の下の蹴込みの奥行きが足りない。高さが高い。 ●保土ヶ谷駅の券売機の画面が反射していて、見にくい。 ●保土ヶ谷駅の誘導用ブロックは、みどりの窓口と券売機の区別が付かない。 ●保土ヶ谷駅の多目的トイレについて、大型ベッドが出たままで、車いすの動線に干渉している。 ●保土ヶ谷駅の多目的トイレの便座が低く移動しにくい。手すりが滑りやすい。 ●保土ヶ谷駅のおむつ替えの設備が女性用トイレにしか設置されていない。周囲にベビーカーが置けない。 ●保土ヶ谷駅のエレベーターを出たところのスロープ（廊下）に手すりがない。 ●保土ヶ谷駅のエレベーターに車椅子が2台入ると、側面にあるボタンを押すことができない。 ●保土ヶ谷駅のエレベーターに行くための表示が分かりにくい。 ●保土ヶ谷駅の階段の脇のホームの幅員は、横浜方面は広いが、鎌倉方面は狭い。 ●保土ヶ谷駅の待合室入口の押しボタンについて、車椅子だと手が届かない。 ●保土ヶ谷駅のグリーン券売機の画面が、車椅子使用者の位置から見ると暗い。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場のバス停の案内表示が少なく分かりにくい。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場の誘導用ブロックの表示方法が間違っている。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場の階段の手すりに向かって誘導用ブロックが設置されている。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場の誘導用ブロックの色や大きさが路面タイルと同じで区別がつきにくい。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場の電話 BOX が車椅子で使用できない。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場のトイレが車椅子で使用しにくい。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場の女性トイレが丸見えで、和式しか設置されていない。 ●保土ヶ谷駅東口交通広場のタクシー乗り場はベビーカーで行くことができない。段差が高い。 ◇保土ヶ谷駅の券売機のボタンの間隔に隙間を設けて欲しい。 ◇保土ヶ谷駅のホーム上の誘導用ブロックをもう少し内側に設置して欲しい。ホームドアを設置して欲しい。 ◇保土ヶ谷駅の多目的トイレについて、使用中かどうか分かりやすい表示にして欲しい。 ◇保土ヶ谷駅の改札の柵がクランクになっているので、すみ切りを工夫して欲しい。 ◇保土ヶ谷駅の待合室に電光掲示板を設置して欲しい。ホームにあるものは表示が小さい。 ◇地上から保土ヶ谷駅改札までのエレベーターを設置して欲しい。 |

| 指摘内容 (●：課題・問題点 ◇：提案・要望 ◎：良い点) | |
|----------------------------------|---|
| 公共交通 | <p>◎保土ヶ谷駅に音声案内が設置されており、分かりやすい。</p> <p>◎保土ヶ谷駅の階段に点字の案内が設置されている。</p> <p>◎保土ヶ谷駅のホームへ通じるエレベーターが貫通型で降りやすい。</p> <p>◎保土ヶ谷駅の待合室が車椅子でも入りやすい。 (車椅子が1台入れるスペースがあった。)</p> |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●保土ヶ谷駅東口歩道橋は誘導用ブロックが端にある。 ●保土ヶ谷駅東口歩道橋のスロープが全体的に暗い。手すりが設置されていない。 ●保土ヶ谷駅東口歩道橋はバス乗り場の案内が地上部にあり、現在地が分かりにくい。 ●聖隸横浜病院行きのバス乗り場は交通広場中央にあり、車椅子でアクセスできない。 ●ビーンズ保土ヶ谷東館前の歩道について、車道側にガードレールが設置されていない。 ●保土ヶ谷駅～昴保育園間の横断歩道を渡ったところの縦断勾配が急である。 ●保土ヶ谷駅～昴保育園間の横断歩道に穴が開いている ●保土ヶ谷駅～昴保育園間の横断歩道の切下げの勾配が急である。 ●保土ヶ谷駅～昴保育園間は植栽帯に段差があり、車椅子使用者が通行の際に危険である。 |
| 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ●ビーンズ保土ヶ谷東館のエレベーターまで誘導用ブロックや音声案内が設置されていない。 ●ビーンズ保土ヶ谷東館のエレベーターの出入口の幅が狭い。エレベーター内正面に鏡が設置されていない。 ●ビーンズ保土ヶ谷東館の出入口の縦断勾配が急である。 ◇ビーンズ保土ヶ谷東館のエレベーターを出たところの案内が分かりにくいので、エレベーター内に案内を設置して欲しい。 ◇ビーンズ保土ヶ谷東館の出入口のスロープと歩道の間に平坦部を設置して欲しい。 ◇ビーンズ保土ヶ谷東館はルート上に車椅子マークがあると良い。 |

② 緑コース

| | <p style="text-align: center;">指摘内容 (●：課題・問題点 ◇：提案・要望 ◎：良い点)</p> |
|------|--|
| 公共交通 | <ul style="list-style-type: none"> ●保土ヶ谷駅西口の階段の出入口に段差がある。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場の横断歩道前の縁石と誘導用ブロックが離れている。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場のタクシー乗り場付近の歩道の横断勾配が急である。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場のタクシー乗り場の位置が分かりにくい。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場のバイクが枠内におかれておらず、歩道にはみでている。 ●ビーンズ保土ヶ谷西館の出入口に段差がある。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場の歩道に段差・柵があるため、歩道に入り損ねると車道を歩く必要がある。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場のバス乗り場に段差があり、縦断勾配が急である。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場の行き先表示板が設置されていない。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場の誘導用ブロックが設置されていない。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場のバス乗り場の案内がない。 ◇保土ヶ谷駅西口交通広場のバス乗り場に音声案内、文字案内を設置して欲しい。 ◇保土ヶ谷駅からデッキで直接バス乗場へ行けるようにして欲しい。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●保土ヶ谷駅西口交通広場～保土ヶ谷税務署間の歩道がせまく、段差もあるので、車道を通る必要がある。 ●保土ヶ谷税務署前は路上駐車、交通量が多く、見通しも悪い。 ◎保土ヶ谷駅西口交通広場～イコットハウス間は歩道の幅が広く、舗装が綺麗で歩きやすい。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場～イコットハウス間は乗入れ部の横断勾配が急である。 ●保土ヶ谷駅西口交通広場～イコットハウス間は歩道の舗装が破損している箇所がある。 ●イコットハウス東は段差や電柱があり、歩道の幅が狭いため、車道を通る必要がある。 ●保土ヶ谷駅周辺地区全体はコンクリート製の蓋、マンホールの穴が大きく、杖がはまってしまう。 |

| | 指摘内容 (●：課題・問題点 ◇：提案・要望 ◎：良い点) |
|-----|--|
| 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ●ビーンズ保土ヶ谷西館の左側のエレベーター内に鏡や点字が設置されていない。 ●ビーンズ保土ヶ谷西館のスロープに誘導用ブロックが設置されていない。 ●ビーンズ保土ヶ谷西館と駅の連絡通路の縦断勾配が急で、すべりやすい。 ●ビーンズ保土ヶ谷西館エレベーター内で、正面にしかボタンや階の案内がない。エレベーターが停止した時の非常用ボタンが設置されていない。 ●ビーンズ保土ヶ谷西館のスロープの始まりと終わりに誘導用ブロックが設置されていない。 ◎ビーンズ保土ヶ谷西館はスロープにすべり止めが設置されている。 ●保土ヶ谷税務署の出入口に段差があり、車椅子では上がることができない。 ◎保土ヶ谷税務署は誘導用ブロックが設置されている。 ●保土ヶ谷駅に保土ヶ谷税務署までの行先案内を設置して欲しい。 ●とぴあの出入口の縁石の段差が大きい。 ●イコットハウスの出入口の縦断勾配が急である。 ●岩間町交番の縦断勾配が急である。歩道の誘導用ブロックが交番につながっていない。 |

(3) ワークショップのまとめ

ア 星川駅周辺地区

赤コースの整理結果

○特に重要だと思われる問題点

- 主要な施設に音声案内がない。案内サインが分かりづらい
- 星川橋人道橋に階段はあるが、スロープがないため、車いす、ベビーカーは車道を通ることとなる
- 駅の東口側にエレベーターが不足している

○その問題点を改善する方法

- 音声案内を導入。

○今後の整備につながるような良い点・事例

- セットバックで歩道の幅が確保されている
- 少しずつバリアフリー環境が整備されつつあること
- 歩行訓練士の育成

イ 天王町駅周辺地区

赤コースの整理結果

○特に重要だと思われる問題点

- 歩道上の自転車、ごみ、看板等があることにより歩行者の通行の妨げとなっている
- 公園入口の柵がせまい
- 誘導用ブロックの質と設置場所が悪い
- 橋を渡ったあとの横断勾配が急である
- 歩道の平坦性を保ってほしい
- 車いす、ベビーカーが通れる幅を確保してほしい

○その問題点を改善する方法

- 駐輪場の設置。ごみ置き場の範囲を指定
- 柵の幅を広げる
- 誘導用ブロック周辺の凹凸をなくす

緑コースの整理結果

○特に重要だと思われる問題点

- 段差が 5cm あり危険
- 縦断勾配が急な坂がある
- 神奈川総合健診センター、土木事務所出入口の段差
- 大門通りの青信号が短い
- 車道が狭く双方向で歩道がない

○その問題点を改善する方法

- 段差の解消（基準通りに整備）
- 歩道上に物を置かない
- 色をつけて目立つようにする
- 青信号を長くする
- 一方通行にしてほしい

○今後の整備につながるような良い点・事例

- 歩道上に所々ベンチがある
- ビジネスパーク前は歩道が広い
- 全体的に放置自転車が少ない

ウ 保土ヶ谷駅周辺地区

赤コースの整理結果

○特に重要だと思われる問題点

- 保土ヶ谷駅のホームの幅員がせまい
- 保土ヶ谷駅東口交通広場のバス停の案内が少ない
- バスターミナルに車いすでアクセスできない
- バスターミナルの誘導用ブロックが分かりづらい
- 国道1号の横断歩道の切下げの勾配が急である

○その問題点を改善する方法

- 電車のスピードを緩める。ホームドアを設置する
- 新横浜駅のバスターミナルを参考にする
- 保土ヶ谷駅東口交通広場にエレベーターを設置する
- 設計時に基準通りに作る
- 知っている人向けの案内→初見の人向けの案内にする

緑コースの整理結果

○特に重要だと思われる問題点

- 勾配が急である
- コンクリート製マンホールの穴につえがはまってしまう
- 補装の荒れ
- バス乗場、行き先が分かりづらい
- イコットハウス周辺の歩道が狭い（電柱あり）

○その問題点を改善する方法

- 段差に色をつける
- 文字・音声案内を設置
- 誘導用ブロックを明確にする
- 安全な代替歩行ルートの案内
- バス・タクシー乗場を広く

○今後の整備につながるような良い点・事例

- 段差をなくし、フラットな道路整備

2 バリアフリーに関する情報募集

星川駅を中心とした従前の「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」の見直しと、保土ヶ谷区内のその他の駅周辺地区的バリアフリー化の検討も含めた新たな基本構想の策定にあたって、星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅やその周辺施設をご利用されている皆様から、バリアフリーに関するご意見やご要望について、お寄せいただいた。

(1) バリアフリーに関する情報募集の実施概要

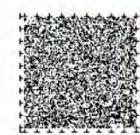
ア 募集期間

平成29年（2017年）10月10日（火）～11月30日（木）

イ 募集方法

広く市民のみなさまからの意見を募集するために、「情報募集チラシ」の行政施設などでの配架や、ホームページ等により周知した。

星川駅、天王町駅、保土ヶ谷駅周辺の バリアフリーに関する情報をお寄せください



横浜市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、平成23年3月に「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。この度、星川駅周辺地区の基本構想の見直しと、天王町駅、保土ヶ谷駅周辺地区的バリアフリー化の検討を含めた新たな基本構想の検討を進めています。

つきましては、基本構想策定にあたっての参考にするため、星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅やその周辺施設をご利用されている皆様から、この地区的バリアフリーに関する情報を寄せください。

お寄せいただいた情報は、今後の基本構想を検討する上での参考とさせていただきます。ご回答いただいた内容が外部に漏れることや、他の目的で使用することはありません。

いただいた情報に対し個別に回答はいたしませんので、予めご了承ください。

お寄せいただきたい情報について

お住まいの最寄り駅や普段利用されている駅とその周辺施設についてお聞きします。

①鉄道駅周辺の施設について

星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅などの旅客施設と鉄道駅から概ね半径500m範囲内の官公庁、病院、福祉施設、大規模商業施設を利用する際の問題点や課題

②鉄道駅と上記の施設を結ぶ経路について

鉄道駅から駅前広場や上記の施設に至るまでの経路を通行する際の問題点や課題
たとえば、このようなご意見があればお寄せください。

○ 駅にはエレベーターがあるが、自由通路にはエレベーターがない。

○ 駅から病院までの経路で、駅前通りには歩道があるが、その先は歩道がない。

○ 商業施設に行きたいが、エレベーターがなく車いすでは移動できない。

募集期間と提出方法・問い合わせ先

◆募集期間

平成29年10月10日（火）～11月30日（木）※当日必着

◆回答方法

アンケートと図にご記入ください。郵送、FAX、Eメール、または直接ご持参ください。

◆提出・問い合わせ先

保土ヶ谷区区政推進課企画調整係 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9

TEL: 045-334-6227 FAX: 045-333-7945

E-mail: ho-kkaku@city.yokohama.jp

◆保土ヶ谷区バリアフリー基本構想ホームページ（横浜市道路局）

<http://www.city.yokohama.jp/doro/plan/bf/hodogayaku/>

※この記入用紙をダウンロードいただけます。



回答者ご自身についてお答えください

以下の設問について、該当する回答番号を〇で囲むか、() 内にご記入ください。

①性別 1. 男 2. 女 ②年齢 () 歳 ③お住まい 1. 保土ヶ谷区内 2. その他

④ご自宅の最寄り駅 1. 星川駅 2. 天王町駅 3. 保土ヶ谷駅 4. その他

⑤あなたの状態（※複数回答可）

1. 歩くことが困難 2. 見ることが困難 3. 聞くことが困難

4. 車いすを使用 5. その他障害がある 6. ベビーカーを使用

7. 妊産婦 8. 特に支障はない



図 2.1 情報募集チラシ 抜粋（表紙 実寸A4版相当）

バリアフリーに関するご意見等（保土ヶ谷駅）

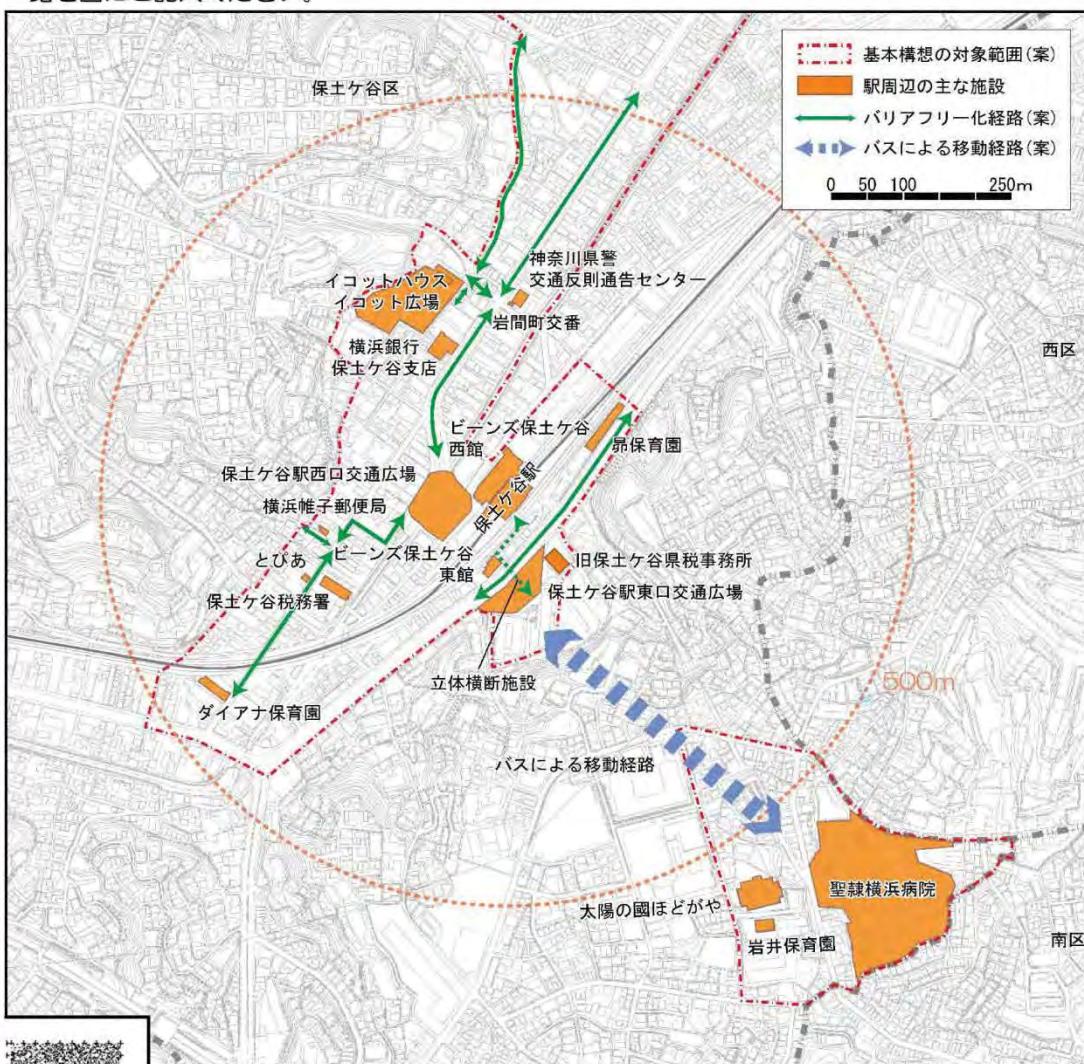
※指摘箇所が複数ある場合は、図に同じ番号を記入し、それについてご記入ください。

- ① 図中の経路 について、バリアフリーの観点で問題があると思われる場所に○印をつけ、下記に問題点をご記入ください。



- ② 図内の「駅周辺の主な施設」以外によく利用する施設があれば、その施設の位置に○印と施設名称を記入し、駅からその施設に行く時の経路を図にご記入ください。

- ③ 図内の経路 以外にバリアフリー化経路として追加したほうが良い経路があれば、その経路を図にご記入ください。



【横浜市地形図複製承認番号 平29建都計第9029号】

図 2.2情報募集チラシ 拠粋 (P.2 実寸A4 版相当)

(2) バリアフリーに関する情報募集結果概要

お寄せいただいた情報は、総回収数は35で、有効回答数は25（約7割）であった。

以下より地区別、特定事業別の課題点を示す。

なお、意見内容が不明なもの、対象地区以外の意見については省略した。

ア 星川駅周辺地区

1. 公共交通

星川駅

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|--|-------|
| 問題点 | 星川駅区役所側の改札近くのトイレについて、ボタン開閉でないため、不便である。 | 01-31 |
| 提案・要望 | 相鉄線の駅に下りのエスカレーターを設置して欲しい。 | 01-32 |

2. 道路

星川橋

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|--|-------|
| 問題点 | 歩道を歩くには階段を登らないといけないので、ベビーカーだと車道を歩く必要がある。 | 11-31 |

保土ヶ谷区役所～川辺公園間

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|----------------------------|-------|
| 問題点 | マンションわきの道が、部分的にとても狭く通りにくい。 | 17-31 |

川辺公園～保土ヶ谷公会堂間

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|---|-------|
| 問題点 | 橋から線路に向かう部分がまわり込んでいかなくてはならず、通りにくい。 | 18-31 |
| 問題点 | 橋を渡って川沿いにはスロープがあるが、まっすぐ踏切方向に行くには細い急な坂道と階段しかなく、ベビーカーでは遠回りになるので不便である。 | 18-32 |

星川郵便局～横浜ビジネスパーク間

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|---|-------|
| 問題点 | 歩道ががたがたで、ベビーカーで通行する際に子どもへの影響があるのではないかと不安。 | 20-31 |
| 問題点 | 交通量が多く、バス、自転車も通る道路なのに、歩道が狭く、横断勾配がきつい部分がある。電信柱が多く歩きにくい。ベビーカーで通行しにくい。 | 20-32 |

星川郵便局～星川こども園間

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|------------------------------|-------|
| 問題点 | 歩道がなく、道幅が狭いのに交通量が多い。歩いていて怖い。 | 21-31 |

星川駅周辺地区全体

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|--------|-------|
| 問題点 | 歩道が狭い。 | 30-31 |

生活関連経路以外

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|---|-------|
| 問題点 | コンクリートの破片が散っている。足をとられ易い。 | 00-31 |
| 提案・要望 | 反対方向のバス停に行くために歩道橋を渡る必要がある。高齢者や歩行に支障がある者にとっては、階段の上り降りは負担が大きいので、この場所に歩行者用の横断歩道を設けて、直接横断できるようにして欲しい。直接横断できれば楽で時間もかかるないので、歩行者用信号を設置して欲しい。 | 00-32 |

3. 交通安全

生活関連経路以外

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|--|-------|
| 提案・要望 | 峯小学校入口交差点において、歩道橋を撤去し、スクランブル交差点にして欲しい。 | 00-33 |

星川駅



01-31



01-32

星川橋



11-31

保土ヶ谷区役所～川辺公園



17-31

川辺公園～保土ヶ谷公会堂



18-31



18-32

星川郵便局～横浜ビジネスパーク



20-31



20-32

星川郵便局～星川こども園



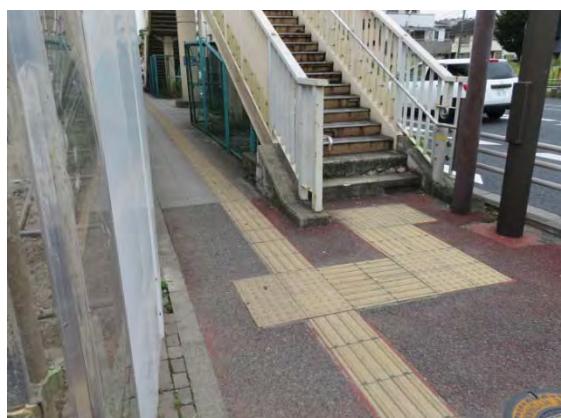
21-31

星川駅周辺地区全体



30-01

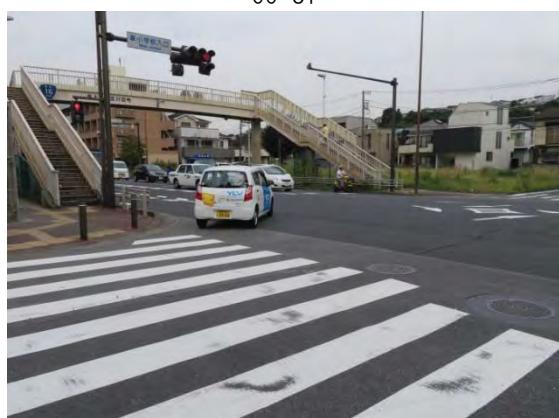
生活関連経路以外



00-31



00-32



00-33

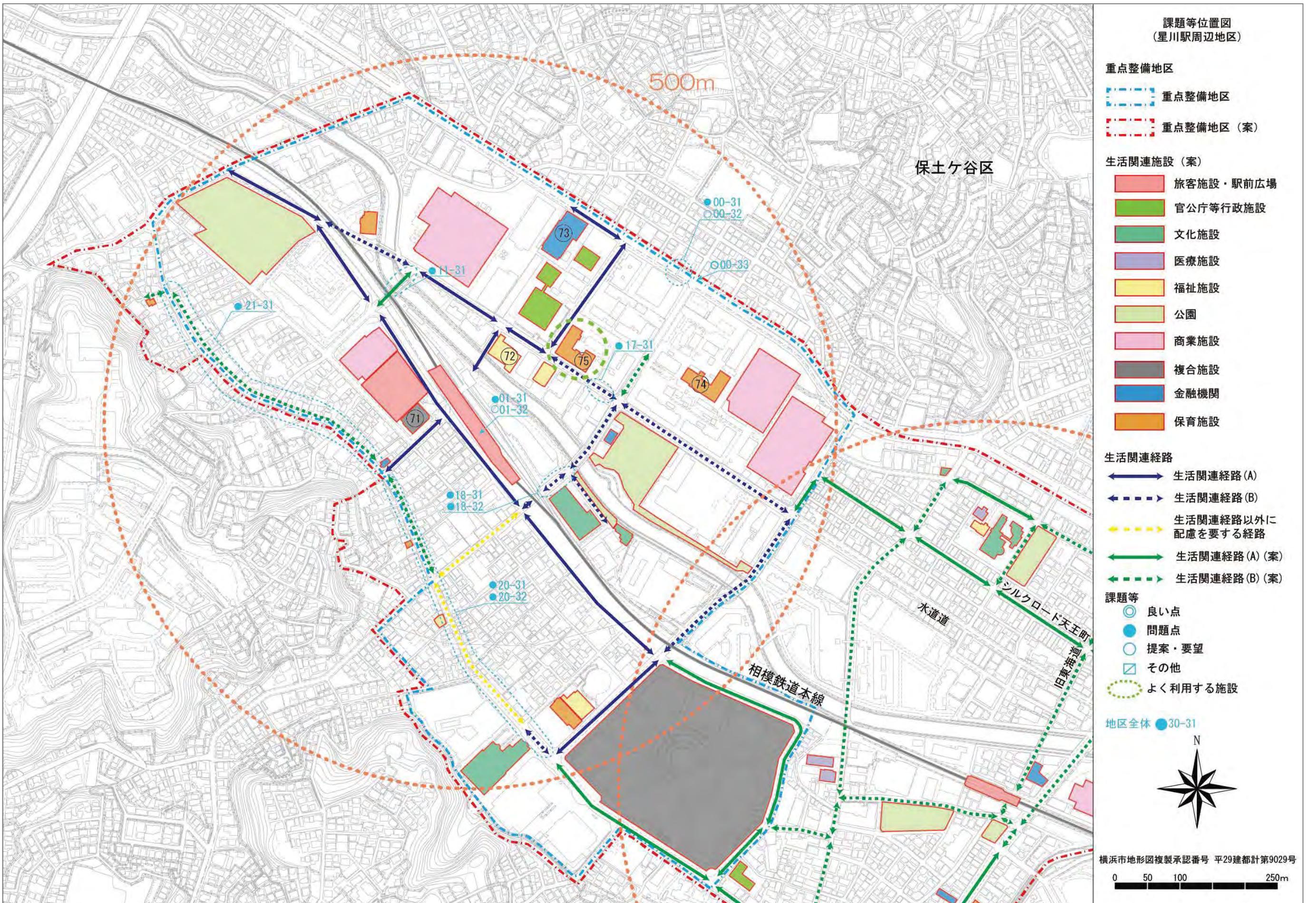


図 2.3 星川駅周辺地区情報募集結果

イ 天王町駅周辺地区

1. 公共交通

天王町駅

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|----------------------------|-------|
| 問題点 | 天王町駅前トイレがボタン開閉でないため、不便である。 | 02-31 |

2. 道路

城南信用金庫前

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|--|-------|
| 提案・要望 | 相鉄線の高架下を通過する際の歩道の切り下げがきつく、車椅子や歩行困難者（杖・カート使用）の通行に非常に不便で、危険である。相鉄に対し、段差を解消する工事をさせてはどうか。 | 31-31 |
| 提案・要望 | 天王町駅前の青果店が歩道にはみ出て商品を並べており、健常者であっても車道を歩く必要がある。障害者・高齢者等にとって、車道を歩行することは非常に危険である。事実、車道を歩行して、タクシーからクラクションを鳴らされた方がいるのを見たことがある。事故が起きる前に撤去の指導が必要ではないか。 | 31-32 |

大門通り交差点～横浜ビジネスパーク間

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|---|-------|
| 問題点 | 横浜ビジネスパーク側の歩道において、切り下げの角度がきつく、車椅子で通行しにくい。 | 44-31 |
| 問題点 | 歩道について、横浜ビジネスパーク前の石のタイルが波打っていて、車椅子で通行しにくい。神明社前のタイルは通りやすい。 | 44-32 |

3. 建築物

岩間市民プラザ

| 意見の種類 | 意 見 | 位置番号 |
|-------|---|-------|
| 問題点 | 3階のトイレの出入口が狭い。ボタン開閉でないため、ドアを手で押さえながら入る必要があり、片手が不自由な人にとっては不便である。 | 80-31 |

天王町駅



02-31

城南信用金庫前



31-31



31-32

大門通り交差点～横浜ビジネスパーク



44-31



44-32

岩間市民プラザ



80-31